

# 学びあい 響きあう ちがさき教育プラン

茅ヶ崎市教育基本計画(改訂版)



平成22年(2010年)3月  
【平成28年(2016年)2月改訂】

**茅ヶ崎市教育委員会**



# はじめに

茅ヶ崎市教育委員会では、学校教育、社会教育、そして教育行政、この三つがしっかりと連携して、次世代の育成を進めていこうというコンセプトを基本に、平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間とした「茅ヶ崎市教育基本計画～学びあい 響きあう ちがさき教育プラン～」のもと、様々な教育施策を進めてまいりました。

しかしながら、いじめ防止などの対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とするいじめ防止対策推進法の施行、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の推進、情報伝達の技術革新の急速な進展など、子どもを取り巻く教育環境等が大きく変化いたしました。

また、平成26年には、地方教育行政における責任の明確化や、首長との連携強化を図ることなどを目的とする地方教育行政制度改革が行われました。

こうした状況を踏まえ、茅ヶ崎市教育委員会では、平成26年度にこれまでの取組状況等の評価を行うとともに、新たに発生した課題等を整理し、教育基本計画審議会委員の皆様をはじめ、教育関係団体や市民の皆様からご意見をいただきながら、本計画の改訂を実施いたしました。

教育という営みは一朝一夕に「目に見える成果」を生み出すようなものではありませんが、学校で、地域で、家庭で、子どもと大人がともに学び続け、豊かな人間性と自律性をはぐくむ、学びあい、響きあう 茅ヶ崎の教育を創造してまいります。

最後になりますが、本計画の策定及び改訂にあたり、熱心にご議論いただきました茅ヶ崎市教育基本計画審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました多くの市民の皆様に心よりお礼を申し上げますとともに、今後なお一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

平成28年2月

茅ヶ崎市教育委員会教育長 神原 聡

# 学びあい 響きあう 茅ヶ崎市の教育





## 未来に向ける 健やかな体づくり



子どもたちの健康・体力づくりのための教育活動を展開し、生きる力をはぐくみます。



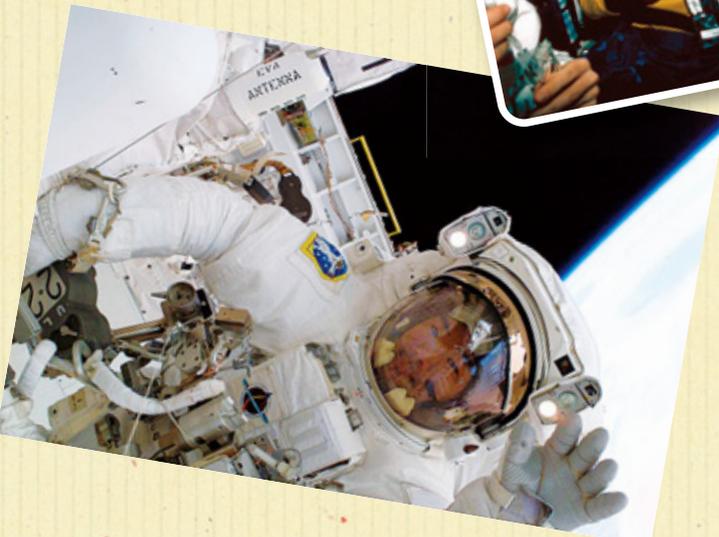
(C)NASA/JAXA



## 夢をばぐくむ 体験・学習



茅ヶ崎市から土井隆雄さんと野口聡一さんという宇宙飛行士を輩出しました。このことにちなんで宇宙に関する学習や体験活動など、茅ヶ崎の特色を生かした事業を実施します。



(C)NASA

## 文化財を活用した 地域発の学び



郷土の歴史や自然、文化などの教育資源を有効に活用し、郷土への愛着をはぐくみます。



## 青少年の体験活動をサポート



青少年の活動拠点を整備すると共に、茅ヶ崎がもつ様々な自然の中で、遊び体験や自然体験を通して異世代間交流、仲間づくりのきっかけを提供します。

# 学びあい 響きあう 茅ヶ崎市の教育



## 子どもたちに伝える 読書のよるこび



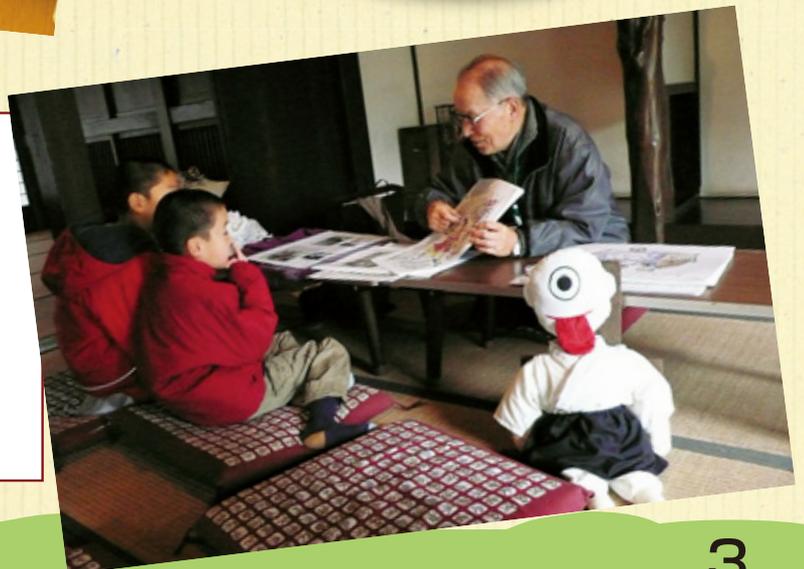
子どものころから読書に親しむことのできる環境づくりを推進します。



## 教育連携の推進



家庭教育、学校教育、社会教育、地域の教育力それぞれが有機的なつながりをもった教育施策の展開を推進します。



# 学びあい 響きあう 茅ヶ崎市の教育

## 教育環境の整備



児童・生徒が快適な空間で学べるよう教育環境を整備します。また、太陽光発電等の導入や緑化など、環境への配慮を推進します。



## 充実した給食の 提供と食育の推進



食の安全や栄養バランスに配慮した質の高い給食を提供すると共に、地産地消や食の大切さを伝える食育を推進します。



## 全国区の 貴重な遺跡群



茅ヶ崎だけではなく日本の貴重な遺跡である下寺尾遺跡群の国史跡指定、整備に取り組みます。また、国指定遺跡「旧相模川橋脚」やその他の史跡の維持管理と活用を図ります。

※「下寺尾官衙遺跡群」は、平成 27 年 3 月に国の史跡に指定されました。





## 「実感」を伴う 学びの創造



学び続ける意欲や確かな学力、子ども同士が協調し、思いやる心、感動する心などを持った豊かな人間性をはぐくみます。



※このイラストはイメージです

## 郷土を語る 文化資料館の整備



茅ヶ崎の歴史・文化・自然といった、まちを語る上で欠かせない資料を展示するため、十分な機能と設備を備えた施設として移転整備します。

## 市長部局との 施策連携



環境基本計画や都市マスタープランなど、各行政計画と連携し、より効率的、効果的な行政を推進します。



# 目次

巻頭特集	1
<b>第1部 教育基本計画について</b>	<b>7</b>
1 計画策定の趣旨	8
2 計画の範囲と位置づけ	9
3 計画の期間	9
4 計画策定の視点	10
5 基本理念	11
6 基本方針	12
7 重点施策	13
8 計画の全体構成	17
9 計画の体系図	18
<b>第2部 施策体系別計画</b>	<b>19</b>
第1章（政策1）豊かな人間性と自律性をはぐくむ学校教育の充実	20
第1節（施策1）学び続ける意欲と確かな学力を育てる学校教育の推進	20
第2節（施策2）心がふれあい安心して学べる学校教育の推進	24
第3節（施策3）質の高い学びを実現する学校づくりの推進	28
第4節（施策4）安全・安心で健やかに生活できる教育環境の整備	32
第2章（政策2）学びあい響きあう社会教育の充実	36
第1節（施策5）大人と子どもが共に育ちあう社会教育の推進	36
第2節（施策6）自立への意欲と夢をはぐくむ青少年の育成	40
第3節（施策7）郷土に学び未来を拓く学習環境の整備	44
第3章（政策3）教育行政の効率的・効果的運営	48
第1節（施策8）教育的効果を高める教育行政の推進	48
第2節（施策9）教育課題を明らかにする調査・研究の推進	52
<b>第3部 計画の推進に向けて</b>	<b>57</b>
第1章 市長部局との施策連携	58
第2章 進行管理	72
第3章 指標・目標値	74
<b>第4部 資料編</b>	<b>79</b>

# 第1部

● 教育基本計画について



# 第1部

## 教育基本計画について

### 1 計画策定の趣旨

茅ヶ崎市では、平成9年（1997年）に、「市民の一人ひとりが生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して、学ぶことができ、その成果が適切に活かされる生涯学習のまちづくりを実現するため」の生涯学習推進計画「ちがさき・まなびプラン」を、平成12年（2000年）に、「学校・家庭・地域で、子ども・教職員・保護者・地域の人々が学び・育つ、学びの共同体を茅ヶ崎市民全体で実現すること」を目指す学校教育に関わる「茅の響きあい教育プラン」を策定し、学校教育・社会教育行政を推進してきました。

この間、社会では、少子・高齢化、高度情報化、国際化などが急速に進み、社会保障、医療、環境、安全・安心の確保など、様々な課題が生じています。

こうした課題に立ち向かい、これらを乗り越えて、より良い社会の実現を目指していくためには、先見性や創造性に富み、他を思いやることのできる豊かな人間性、自ら考え、判断し、課題を解決していく自律性、社会の一員としての市民性等を併せ持った次世代を育成していくことが不可欠であり、学校・家庭・地域それぞれの場における教育にその重要な役割が期待されています。

一方で、学力の低下、いじめや不登校、家庭や地域の教育力の低下など、教育においても様々な課題が生じています。

今、次世代の育成に向けて、学校・家庭・地域が教育の場としての機能を果たしながら、相互に連携・協力して、取り組むことが必要です。

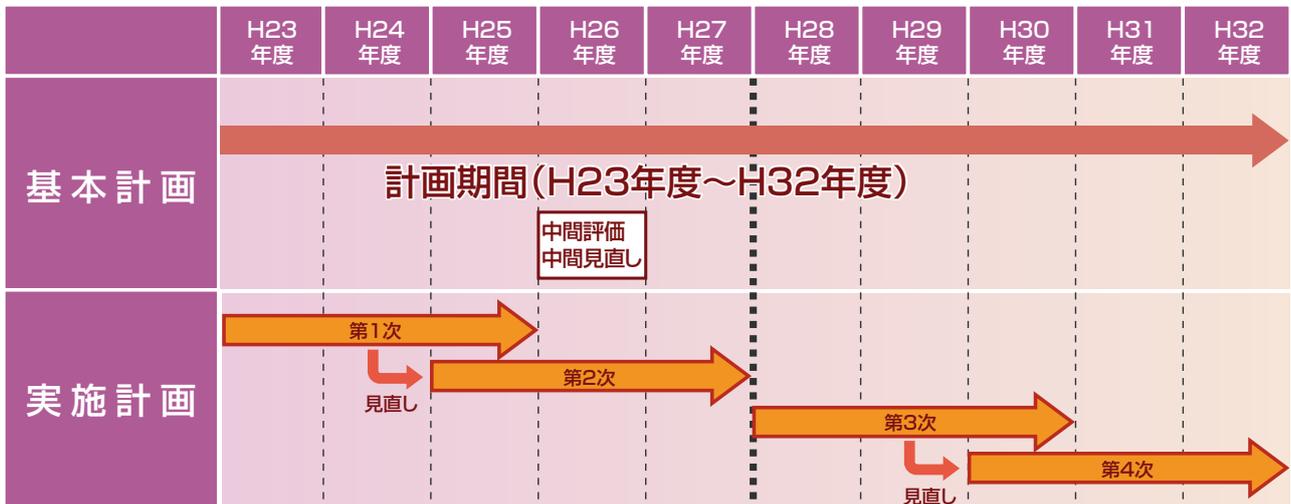
「ちがさき・まなびプラン」と「茅の響きあい教育プラン」の二つのプランは、平成22年度（2010年度）で計画期間が終了します。本市では、この二つのプランを検証しながら、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」という教育基本法の教育の目的を踏まえ、生涯にわたる人格形成という生涯学習の考え方を尊重しつつ、学校教育と社会教育におけるそれぞれの役割と連携を明らかにし、教育行政の総合的、計画的、効果的な推進を図ることを目的として、明日を担う次世代の育成に重点を置いた「茅ヶ崎市教育基本計画」をここに策定します。

## 2 計画の範囲と位置づけ

- ① 教育委員会所管に係る学校教育及び社会教育の分野とします。
- ② 茅ヶ崎市教育基本計画（以下「教育基本計画」といいます。）は、茅ヶ崎市総合計画（以下「総合計画」といいます。）との整合性を図り、その個別プランの位置づけとします。

## 3 計画の期間

平成23年度（2011年度）を初年度とし、平成32年度（2020年度）までの10年間とします。この教育基本計画を推進するための具体的な事業内容を示す「実施計画」は、3か年の計画内容で社会情勢や市民ニーズを踏まえて見直しながら策定します。



※教育基本計画策定後、新たに発生・顕在化した課題、新たな国の動向・子どもを取り巻く教育環境の変化に対応するため、平成26年度に中間評価とあわせて、教育基本計画の中間見直し（改訂）を実施しました。

# 第1部

## 教育基本計画について

### 4 計画策定の視点

#### ひとづくりの視点

一人の人間の成長に関わる教育には、家庭教育、学校教育、社会教育があります。また、地域には、「ひと」「もの」「自然」「歴史」「文化」など、価値ある教育資源があり、地域の教育力として子どもたちの成長に良い影響を与えています。

人格形成の出発点は、家庭です。温かな懷に抱かれ、安心感と信頼感の中で子どもは成長を始めます。そして、乳幼児期、少年期、青年期、成人期という発達段階ごとに、家庭や学校、地域、社会での教育を受けながら、さらに成長を続けていきます。

教育基本計画は、家庭教育、学校教育、社会教育、地域の教育力の相互作用の中で、一人の人間として成長し、人格形成が行われるというひとづくりの視点を大切にします。

すなわち、「教育は一つの部分で人の成長に作用し、完結するのではなく、すべての教育が連動しながら、一人の人間を育てていく」という視点から策定を進めるということです。

#### ひとづくりの視点



## 5

## 基本理念

学びあい 響きあう  
茅ヶ崎の教育を創造する  
～豊かな人間性と自律性をはぐくむ～

人間にとって「学ぶ」という行為は、自分の周りの世界に関心を持ち、「ひと」「もの」「こと」との出会いと対話を繰り返すことを通して、人格の完成に向かうことです。

人の言葉に謙虚に耳を傾け、物事を真摯しんしに見つめ、受け止めていく。そして、自己と出会い、内面的な対話を試みる。そうした人格形成をしていくためには、「学び方」や「学びの質」を問わなければなりません。

さらに、知識の習得だけでなく、体験や経験に裏付けられた「実感」が伴う学びへと拓ひらかれていくことが大切です。

茅ヶ崎市は、そうした「学び」を創造します。そして、「質の高い学び」を通し、他を思いやる心や感動する心などの「豊かな人間性」をはぐくみます。

また、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し解決していくことができる「自律性」をはぐくみます。

子どもたちは、未来への可能性を秘めた存在です。豊かで鋭い感性を持ち、大きく成長しようとしています。そうした次世代の「成長したいという欲求」を受け止めていく責任と使命が私たち大人にはあります。子どもの成長に関わるということは、私たち大人の姿を見せることです。そういう意味では、私たちの生き方や姿勢が問われることとなります。

次世代育成は、「大人の気づき」と「子どもと真剣に向き合うこと」から始まります。

学校だけではなく、家庭だけではなく、地域だけではなく、三者がそれぞれの役割と責任を自覚し、学びあい、響きあって、教育の機能は高まっていきます。

茅ヶ崎市では、学校教育と社会教育を中心に、次世代育成のための教育を展開します。大人の学びと成長の場へとつながることを信じて。

# 第1部

## 教育基本計画について

### 6

### 基本方針

#### (1) 政策実現の三つの方向性

基本理念を実現するため、次世代の育成に重点を置いた政策実現の方向性を「伸ばす」「つなぐ」「支える」の三つのキーワードとして定めます。



#### (2) 三つの政策

基本理念を実現するために、「豊かな人間性と自律性をはぐくむ学校教育の充実」「学びあい響きあう社会教育の充実」「教育行政の効率的・効果的運営」の三つの政策の実現に向けて取り組むことを基本方針とします。

##### ① 豊かな人間性と自律性をはぐくむ学校教育の充実

児童・生徒が意欲にあふれ、主体的に学ぶ授業づくりをさらに進めます。「学びの質」を高め、より実感（対象との内面的対話）を伴う学びを創り出し、生きる力（確かな学力【知】、豊かな人間性と自律性【徳】、健やかな体（健康・体力）【体】）をはぐくんでいきます。

##### ② 学びあい響きあう社会教育の充実

次世代の育成のために、今、求められているのは、大人の役割と責任の自覚です。その気づきから始まる、市民性を高める社会教育を展開します。学校と家庭と地域を結ぶ役割や、教育関係機関や教育関係者等を結ぶ役割を担い、社会教育と学校教育との連携、協力を進めます。

また、家庭教育、幼児期の教育への支援を行います。

##### ③ 教育行政の効率的・効果的運営

茅ヶ崎市の教育行政の推進体制を整備し、従来、縦割りになりがちであった教育に係る行政運営を改善します。

また、施策の具現化のために必要な調査・研究と総合的な計画の立案・実行・評価・改善を行います。

## 7 重点施策

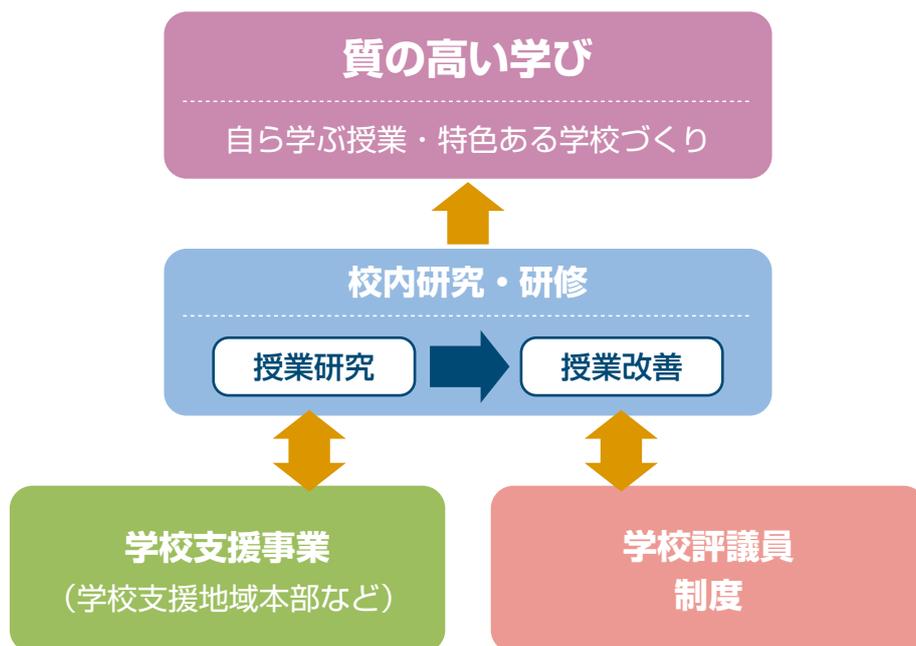
次世代の育成を進めるため、茅ヶ崎市は次の四つの重点施策を推進します。

### 重点施策1 学びの質を高める学校教育の充実

明日を担う子どもたちと共に学びの質を高めます。知識・技能の習得だけでなく、自ら課題を見つけ、学び、主体的に判断し行動できる「確かな学力」を培い、自らを律し、他者と協調し、人を思いやる心や感動する心を持った「豊かな人間性」をはぐくむ教育を進めます。

#### ○主な事業

- ◆ 特色ある教育課程の創造推進事業
- ◆ 特別支援教育支援事業
- ◆ ふれあい教育推進事業
- ◆ 学校評価推進・学校評議員制度充実事業
- ◆ 創意工夫教育支援事業
- ◆ 情報機器配備運営事業
- ◆ 児童・生徒指導推進事業



# 第1部

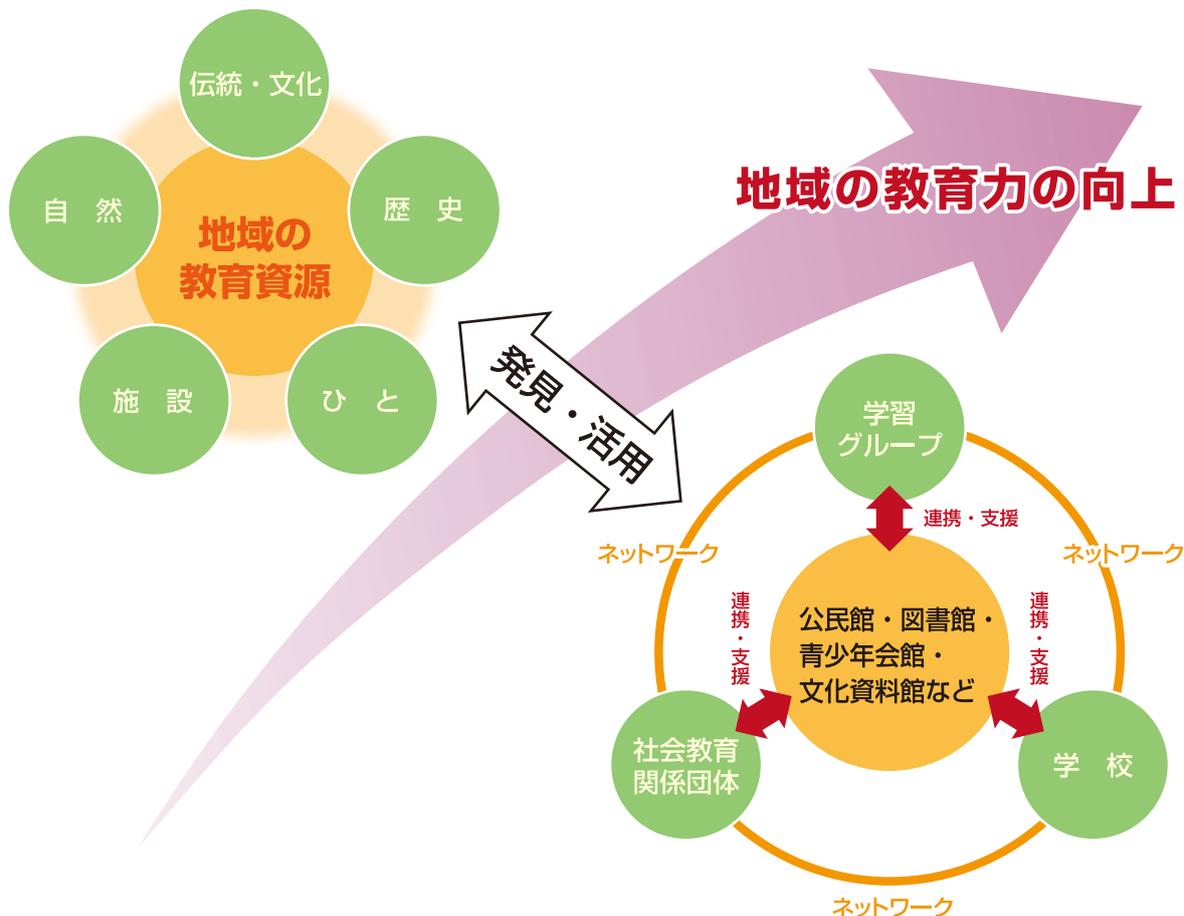
## 教育基本計画について

### 重点施策2 地域の教育力の向上

子どもたちが、身近な地域の中で多くの大人に支えられ、見守られながら、様々な体験を通して自己実現を図ることが大切です。この実現に向けて、地域の教育資源を活用した事業を展開すると共に、地域での多種多様な活動を支援します。

#### ○主な事業

- ◆ 地域交流事業
- ◆ 社会教育関係団体への支援
- ◆ 小学校ふれあいプラザ事業
- ◆ 青少年をとりまく環境調査及び浄化活動
- ◆ ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業
- ◆ 下寺尾遺跡群（七堂伽藍跡・高座郡衙）保存整備事業
- ◆ 図書館自主事業



### 重点施策3 家庭教育・幼児期の教育の支援

幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎が培われる大切な時期です。基本的な生活習慣や倫理観を養うなど家庭教育における親の果たす役割はとても重要です。そうした家庭教育や幼児期の教育について、いかに支援できるか研究し、支援に向けた取組みを進めます。

#### ○主な事業

- ◆ 子どもたちの学習・生活状況に関する調査研究事業
- ◆ 家庭教育支援関連事業
- ◆ 家庭教育応援プログラム推進事務
- ◆ 子ども事業
- ◆ 幼児期の教育に関する基礎研究・研修事業
- ◆ 子ども読書活動推進事業
- ◆ 子どもの家の管理業務委託

### 家庭の教育力の向上・幼児期の教育の充実

親同士のネットワークの形成、  
子育てに関する不安や悩みの軽減 等

学習機会の充実

#### 家庭教育応援プログラム作成プロジェクト

応援プログラムの  
・作成  
・検証、改善

- ライフステージに応じた講座
  - ① 妊娠・出産期 ② 乳幼児期
  - ③ 学童期 ④ 思春期
- 家庭教育支援
- 情報提供（情報紙等）

# 第1部

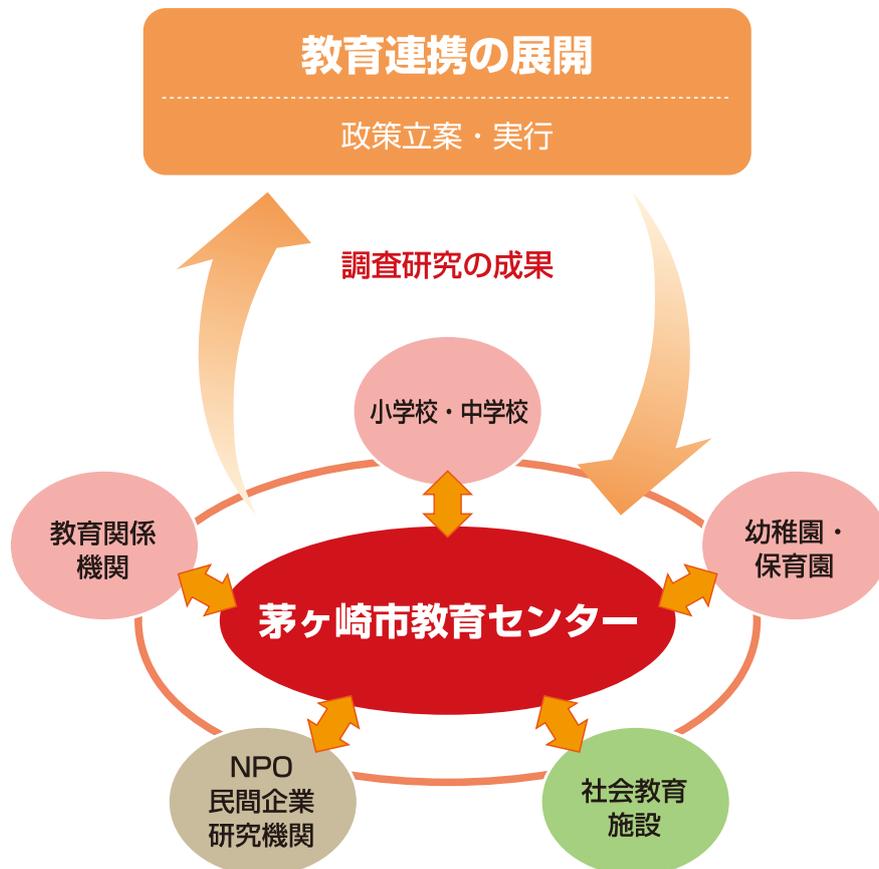
## 教育基本計画について

### 重点施策4 響きあう教育展開のための基礎づくり

次世代の育成にあたっては、学校・家庭・地域の連携・協力が重要です。そうした連携を可能にしていくためには、学校教育と社会教育の有機的な連携を進めなくてはなりません。この実現に向けて、学校教育、社会教育双方に力点を置いた調査・研究を進め、茅ヶ崎の特色を生かした効果的な学社連携に取り組めます。

#### ○主な事業

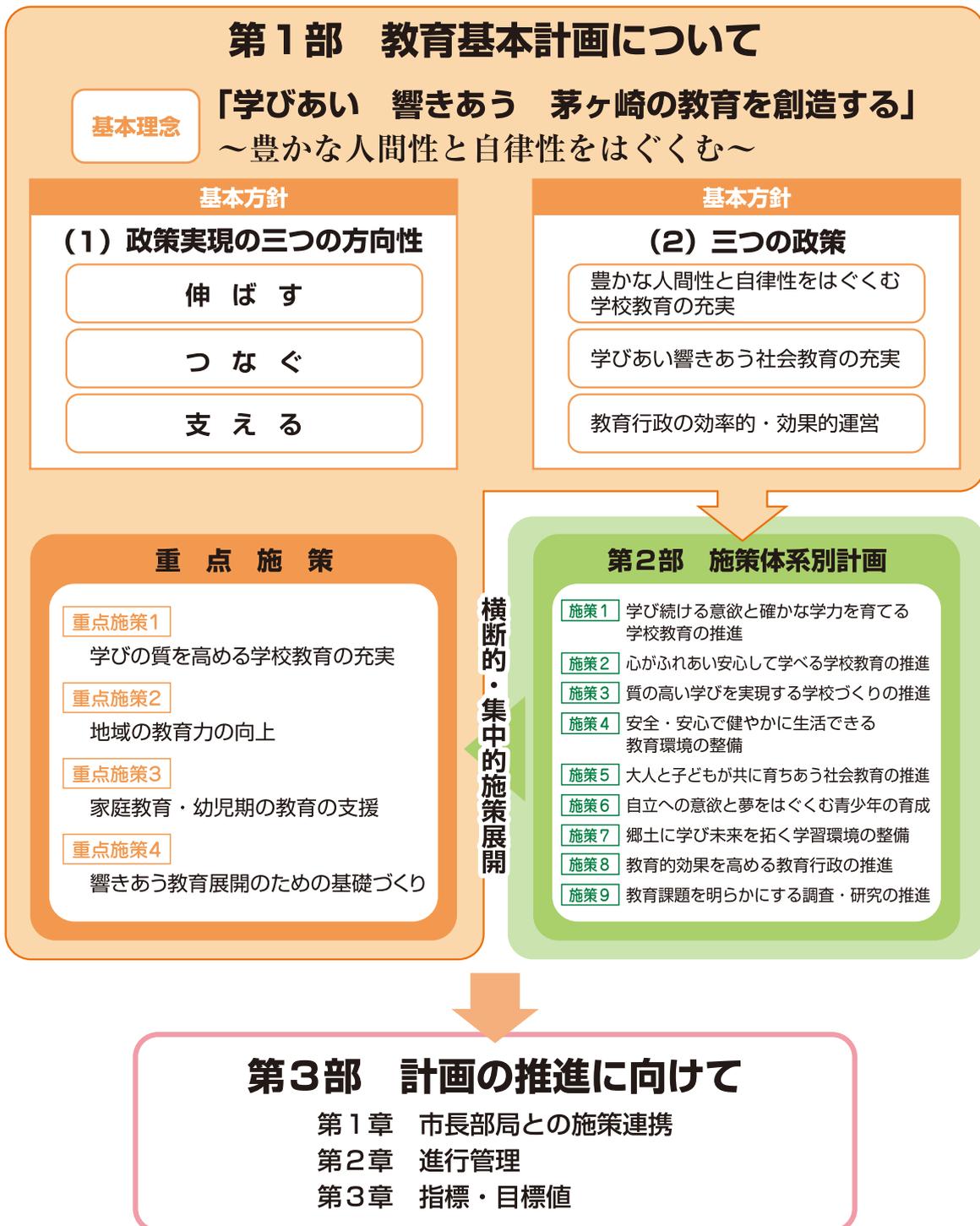
- ◆ 教育基本計画の推進
- ◆ 幼児期の教育に関する基礎研究・研修事業（再掲）
- ◆ 保幼小中教育連携研究事業
- ◆ 調査研究成果の発信啓発事業
- ◆ 「子どもの教育」講座・講演事業
- ◆ 地域教育懇談会の開催



8

計画の全体構成

教育基本計画は、全体として次のように構成されています。



# 第1部

## 教育基本計画について

### 9

### 計画の体系図



# 第2部

## 施策体系別計画





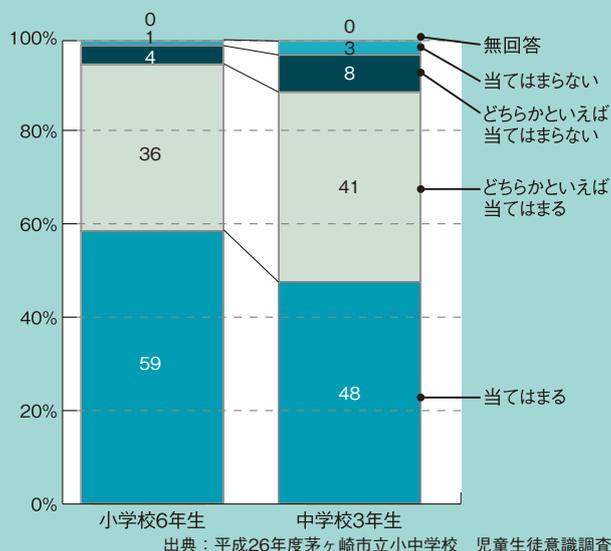
主体的に学べる授業づくりを軸とした教育を進め、児童・生徒の学びの意欲を高めます。  
児童・生徒が、自ら学び続けると共に、学びあうことによって身につく確かな学力と健やかな心身をはぐくみます。

## 1. 現況と課題

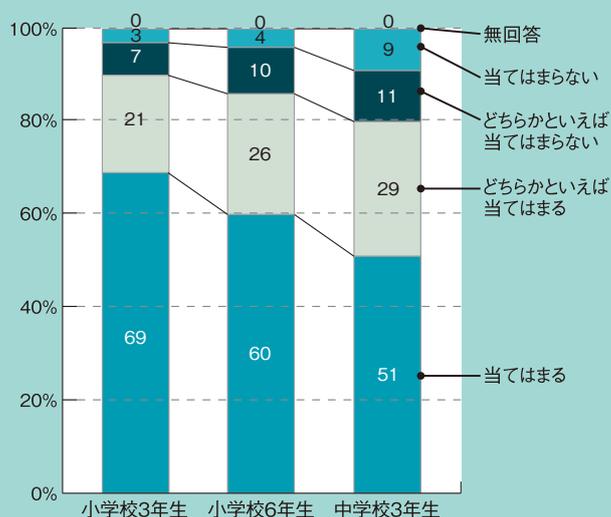
### 【現況】

- 学習の意味や価値が見失われ、学ぶ意欲の低下が指摘されています。また、そのために習得した知識や情報がすぐに忘れられてしまうなどの現象も指摘されています。
- 小学生の6割、中学生の8割が学習塾（家庭教師を含む）で勉強しているという調査結果が出ています。
- 情報が過剰な社会状況において、習得した知識の意味が十分理解できなかつたり、自分の生活に活用できなかつたりするなどの傾向が指摘されています。
- 学校経営の視点から、子どもたちの学びの実態を正確に把握し、達成状況を把握した上で、日常の学習指導に的確に反映させることによる継続的な改善が求められています。
- 総合的な学習の時間や学校行事等で、地域に根づいた教育資源などを活用した特色ある教育活動を実施しています。

ものごとを最後までやりとげて  
うれしかったことがありますか？



あなたは、運動やスポーツを  
することが好きですか？

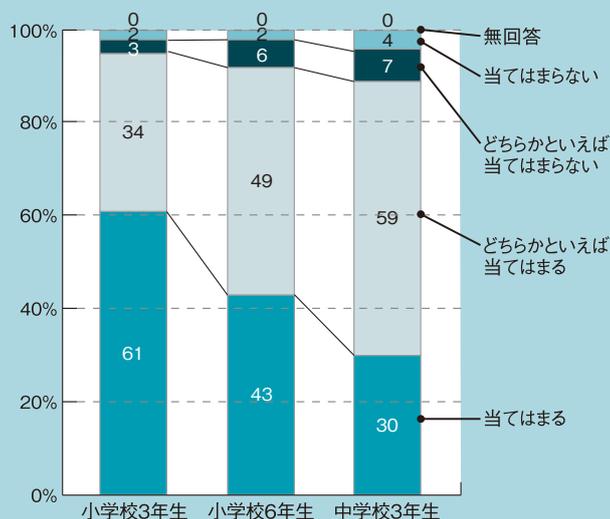


\*小数点第一位を四捨五入しているため、合計が100%になりません。ご了承下さい。

# る意欲と確かな学力を育てる学校教育の推進

(互の学びあいに重点をおいた学習活動を通して)

学校でいろいろなことが  
分かるようになることは楽しいですか？



出典：平成26年度茅ヶ崎市立小中学校 児童生徒意識調査

## 【課題】

- 平成23年度（2011年度）（小学校）、平成24年度（2012年度）（中学校）に全面実施された学習指導要領に基づいた教育課程の編成及び実施が必要です。そのために、「生きる力」の育成に資する児童・生徒相互の学びあいによる授業の活性化、国際化社会に対応した様々な能力の獲得などへの取り組みや状況の検証が必要です。  
また、それらの取り組みを推進するための手段として、教育の情報化に向けたICT（情報通信技術）活用のための環境整備が必要です。
- 小学校・中学校の9年間を通じた教育活動の展開のために、一貫性となめらかな発展性のあるカリキュラムの開発が必要です。
- 学校評価に積極的に取り組み、日々の授業改善を行うことが必要です。
- 地域に根づいた教育資源を活用した教育活動を充実させるための、組織づくりや人材の確保が必要です。

## 2. 施策の方向

### ① 児童・生徒の育ちを支える教育課程の創造

小学校・中学校の連携を踏まえ、学習指導要領に基づき、特色ある教育課程を創造しつつ、授業改善を進め、児童・生徒に学び続ける意欲をはぐくみます。

### ② 健やかな心身の育成

健やかな心身の調和的な発達のために必要な体験活動等を通し、児童・生徒への指導を充実します。

また、幼児期の成長過程をつなげ、規則正しい生活習慣や、望ましい食習慣を形成すると共に、健やかな体（健康・体力）づくりのための教育活動を展開します。



### ③ 質の高い学びを実現する授業の展開

特色ある教育課程を編成し、児童・生徒が自ら課題を設定し、探究する学習（実感を伴う本質的な学び）が生まれる授業づくりと共に、児童・生徒が互いに学び、深めあう授業づくりを進めます。

### ④ 学校経営・学校評価の充実

教職員が、協同して指導にあたることができるよう、学校運営組織を活性化し、教育の目標が実現できる学校経営を進めます。

また、日々の学校運営の改善を進めていくために学校評価を充実します。





### ⑤ 地域の教育資源を生かした教育活動の展開

学校は、これまでの地域連携の取組みをつなげ、教科学習や総合的な学習の時間等において、地域の教育資源（ひと、もの、自然、歴史、文化など）を生かした授業づくりなど特色ある教育活動を展開します。

また、地域が学校を支援していくことができる体制づくりに取り組みます。

### ⑥ 情報を活用する教育活動の展開

児童・生徒が、適切に ICT（情報通信技術）を活用し、学習に必要な情報を相互作用的に用いることができるよう情報教育を進めると共に、情報活用能力や情報モラルについて、指導を行います。

また、ICT を活用し、小学校・中学校における教育情報の学校間の交流を進めます。

## 3. 主な事業



特色ある教育課程の創造推進事業



学校評価推進事業



ふれあい教育推進事業



健康教育推進事業



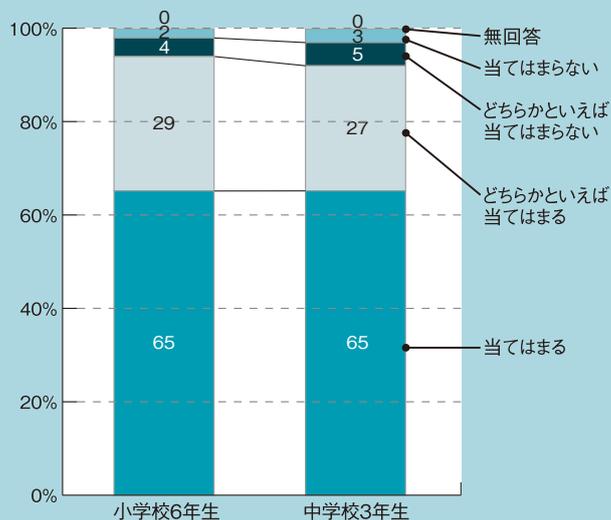
自らを律しつつ、他者と協調し、人を思いやる心や感動する心などを持った豊かな人間性をはぐくみます。  
いじめ、不登校などを早期に発見し対応できる体制を整えと共に、教育相談機能の充実を図ります。

## 1. 現況と課題

### 【現況】

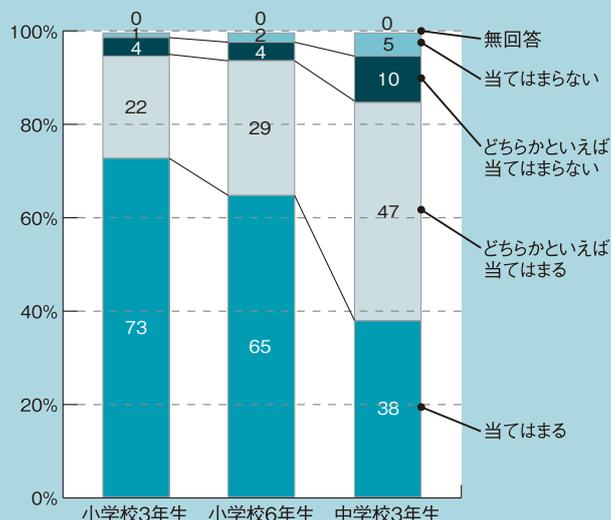
- 社会状況の変化により、児童・生徒の生活にいくつもの異変が生じています。とりわけ、規範意識や倫理観の低下による問題行動や生活状況の荒れ、急激な情報伝達機器の普及による仮想現実の氾濫と新たな危険性の発生や、安らぎを与える身近な自然環境の減少などの問題が指摘されています。
- 生きることの実感や手ごたえが持てなくなったり、自分の感情や意思を適切に伝えることができなったり、周囲との適切な関係の構築ができなくなったりするなどの傾向が見られます。
- 児童・生徒が抱える問題の多様化や深刻化が見られるようになり、個別の支援を必要とするケースが多く見られます。

人の気持ちが分かる人間になりたいと思いますか？



出典：平成26年度茅ヶ崎市立小中学校 児童生徒意識調査

学級の友だちと一緒に学習することが楽しいですか？



出典：平成26年度茅ヶ崎市立小中学校 児童生徒意識調査

# れあい安心して学べる学校教育の推進

を大切にした教育活動の展開を通して)

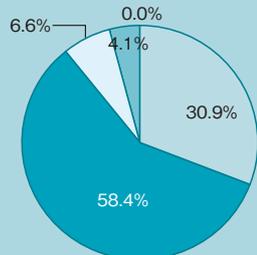
## 青少年教育相談状況



出典：茅ヶ崎市教育センター調べ

## 相談者層（平成26年度相談件数より）

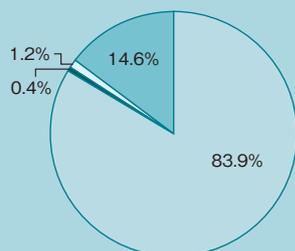
未就学 小学校 中学校  
高校 一般



出典：茅ヶ崎市教育センター調べ

## 教育相談（相談方法）

来所 要請 訪問 電話



出典：茅ヶ崎市教育センター調べ  
\*小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%になりません。ご了承下さい。

## 【課題】

- 一人一人が大切にされ確かな自尊感情を抱くことができるようにするために、教育環境の全体にわたって相互尊重の精神に基づく活動基盤の構築が必要です。
- 自己や他者、あるいは自分を取り巻く世界とのより深い対話を通して、周囲との適切な関係構築ができ、豊かな人間性をはぐくむことができるような教育環境の整備が必要です。
- 幼稚園・保育園・小学校・中学校等のより良い連携を通して、子どもの成長を継続的・長期的に見守る取組みが必要です。

## 2. 施策の方向

### ① 「いのち・からだ・こころの教育」の推進

日常の学習や生活の中で、教師と児童・生徒及び児童・生徒相互のコミュニケーションを通して人間関係を深めると共に、いのちの大切さを実感できるような「いのち・からだ・こころの教育」を進め、児童・生徒の内面に根ざした人間性や自律性をはぐくみます。

### ② 児童・生徒一人一人の成長に必要な支援の充実

配慮を要する児童・生徒へのきめ細かな教育を実現するため、特別支援教育の充実や、外国籍児童・生徒への教育的配慮など、児童・生徒の状態等に応じた指導や支援を計画的、組織的に行います。



### ③ 教育相談・支援体制等の整備・充実

児童・生徒が抱える問題や課題を早期に発見し、解決するためのスクールカウンセラーの配置など、必要な相談・支援ができる体制を充実します。

また、他機関との連携・協力のもと、相談者一人一人に応じた総合的・横断的な取組みをさらに進めます。

### ④ 児童・生徒の成長を促す幼稚園・保育園・小学校・中学校等の連携推進

児童・生徒の成長を見通し、継続的、発展的に教育を進めて、児童・生徒のより良い成長を促すことができるよう、幼稚園・保育園・小学校・中学校の連携を推進します。

また、市内の県立学校や私立学校との連携や交流を進めます。





### ⑤ 児童・生徒が安心して学校生活その他の活動に取り組める環境づくり

「茅ヶ崎市いじめ防止基本方針」に基づき、学校・地域・家庭・関係機関・関係団体などと連携を図りながら、市全体でいじめの防止、早期発見、早期解決などに向けた取り組みを推進します。



## 3. 主な事業



特別支援教育巡回相談事業



心の教育相談事業



保幼小中教育連携研究事業



いじめ防止対策推進事業



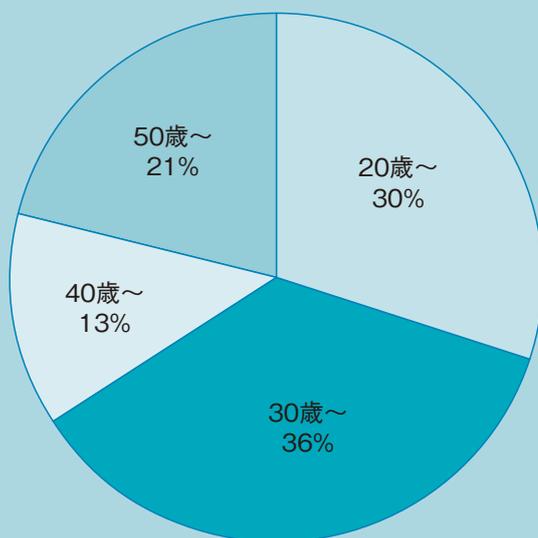
児童・生徒の人格形成に関わる教職員としての資質や指導力向上のために必要な研修の機会及び場を提供します。  
教職員が自主的、自覚的に研修ができるよう学校支援を行います。

## 1. 現況と課題

### 【現況】

- 団塊世代の大量退職による教職員の年齢構成の変化が著しい時代が始まっています。とりわけ、経験者の減少や新規採用教職員の増加などによって、年齢構成の不均衡な状態が見られます。
- 社会の変化により、学校教育に対するニーズの多様化や先鋭化などの傾向が見られ、学校や教育に対する信頼が揺らいでいます。
- 教育職員免許法や教育公務員特例法などが改正され、教職員の質の向上に対する社会的要請が高まっています。

小学校教職員数分布（平成27年度）



出典：学務課調べ

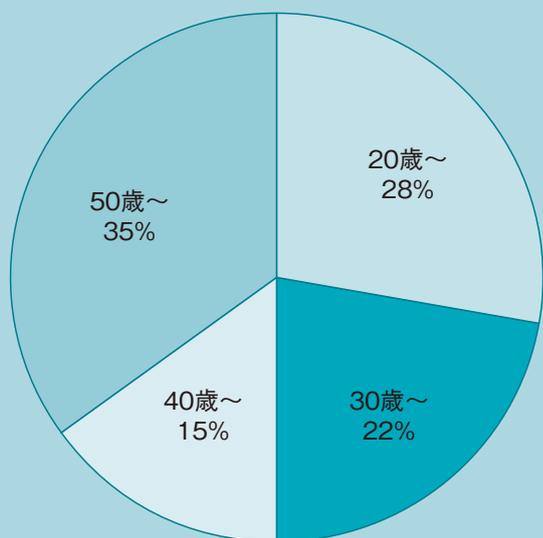
小学校教職員数（平成27年度）



# い学びを実現する学校づくりの推進

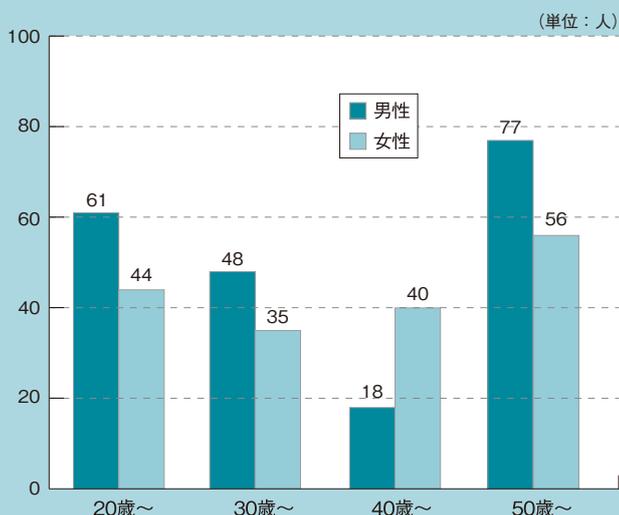
育の専門家として学びあう学校内研修を通して)

中学校教職員数分布（平成27年度）



出典：学務課調べ

中学校教職員数（平成27年度）



## 【課題】

- 力量を持った教職員の確保と共に、ベテラン教職員の経験に根ざした豊富な知識・技能を若い世代に継承し、学校の教育力を向上させる同僚性の構築が必要です。
- 教職員は、授業の質の向上を目指し、日々の授業実践を通して省察し、時代の要請に応え得る授業づくりに向けて努力することが必要です。
- 教職員として、使命感と情熱をもち、児童・生徒一人一人を理解することに努めると共に、深い愛情に根ざした教育活動を創造的に遂行することが必要です。



## 2. 施策の方向

### ① 質の高い授業実践に向けた 学校内研修の充実

学習内容・指導方法に関する実際的な授業研究を踏まえた学校内研修を活性化し、質の高い授業を目指す学校づくりを実現します。

また、そうした学校内研修がより充実していくよう、他の教育研究機関や研究者との連携を通して、学校支援を行います。



### ② 学びを創る教職員の育成

教職員の指導力向上を図るため、研修環境を整備・充実するとともに、子どもの学びの質を高める教育の実現に向けて、採用時点から経験年数に応じた継続性のある研修を計画的に実施します。

### ③ 教育活動の実践展開に役立つ 情報の収集と提供

教育関係機関等との連携を進め、教育活動の実践展開に役立つよう、多様な情報を収集し、蔵書検索システム等の充実により、教職員に適切な情報を提供します。





## ④ 教職員の人材確保と 適正な配置

教職員が授業の質の向上を目指して、日々の授業実践や授業改善を進めると共に児童・生徒一人一人に向きあった教育活動を創造できるよう、教職員体制を整備し、そのための人材の確保と教職員の計画的な配置を行います。



## 3. 主な事業



学校内研修支援事業



初任者研修等教職員人材育成事業



教育情報・資料収集整理事業



市費教員任用事業



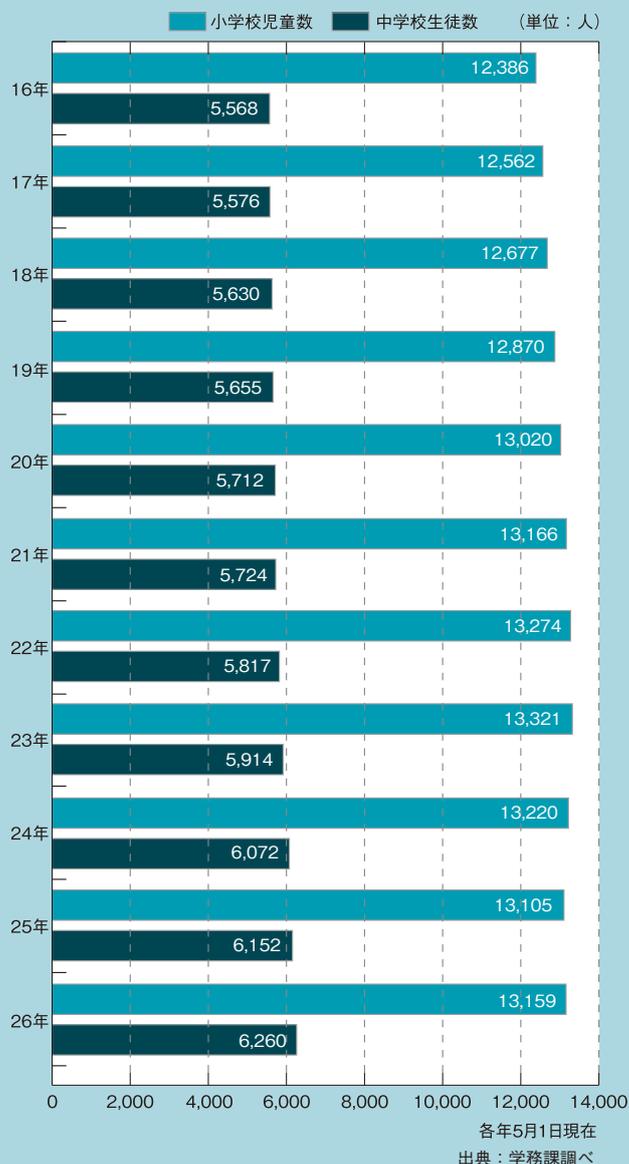
児童・生徒がこちよく、安全・安心な空間で学校生活が送れるよう教育環境を整備します。  
経済的な理由で就学等が困難な児童・生徒に対して、教育の機会均等の理念に基づき支援します。

## 1. 現況と課題

### 【現況】

- 大規模改修済みの学校と未改修の学校との間に、施設格差が生じています。また、全体的に、給食調理場施設や備品等が老朽化しています。
- 大規模マンションの建設や宅地開発の進行により、児童・生徒数の増加が見込まれる地域がある一方で、児童・生徒数が減少する地域もあります。
- 学校保健安全法（旧学校保健法）の施行や労働安全衛生法の改正、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律や食育基本法の制定などにより、教育の質の向上を支える基盤の整備が求められています。
- 給食が自校方式でない学校があります。

全校児童・生徒数推移



# 心で健やかに生活できる教育環境の整備 的・物的環境の整備を通して)

全校学級数推移



## 【課題】

- 児童・生徒が安全・安心で快適な学校生活を送れる環境を提供するために、大規模改修工事を計画的に進めます。また、学校施設が地区防災拠点として位置づけられている点にも配慮した中で、老朽化した施設・設備・備品などの計画的な更新や修繕・新規購入などを進める必要があります。
- 国の財源措置を見据えながら、「学校施設の長寿命化改修の手引」が示されている現状を踏まえ、今後、国の指針及び施設の状態などから総合的に判断する中で、現在の学校の大規模改修に関する計画が終了する平成33年度以降の大規模改修及び建替えに関する計画の策定を検討する必要があります。また、必要に応じた学校規模の適正化を図る必要があります。
- 学校の保健衛生管理の充実や、学校内外での安全対策が求められています。
- 学校給食の充実を図るため、自校方式の給食調理場の整備が求められています。

## 2. 施策の方向

### ① 安全で快適な教育環境の充実

児童・生徒が快適で充実した教育環境の中で学べるよう学校施設を環境に配慮した施設へと改修（大規模改修事業や環境改善事業）すると共に、太陽光発電等の導入や学校の緑化を実施します。

また、学校備品や遊具等の計画的な整備を進めます。

さらに、大規模改修後の学校施設の建替えについて、課題の整理を行い、長期展望に立った計画づくりに取り組みます。必要に応じた学校規模の適正化を行います。

また、児童・生徒及び教職員の健康管理や学校の保健衛生を充実します。



### ② 就学支援等の充実

経済的理由により、就学困難な児童・生徒に係る就学援助、特別支援学級の児童・生徒に係る就学奨励費の支給など、子どもたちを取り巻く社会情勢・生活環境等の変化に対応した支援制度を充実します。

### ③ 学校内外における児童・生徒の安全対策

児童・生徒の安全を脅かす事件や事故、自然災害に対応した学校安全計画を策定し、充実をさせます。

また、警察等関係機関や地域のボランティア等との連携・協力により、学校安全体制を強化します。





#### ④ 安全で安心できる 学校給食の充実

食の安全や栄養バランスに配慮した質の高い給食を提供すると共に、地産地消や食の大切さを伝える食育を推進します。

また、学校給食調理場の整備を行います。



### 3. 主な事業



小学校・中学校大規模改修整備事業



小学校・中学校要保護及び準要保護児童生徒就学援助



給食調理場新設事業



教育施設等の再整備の推進



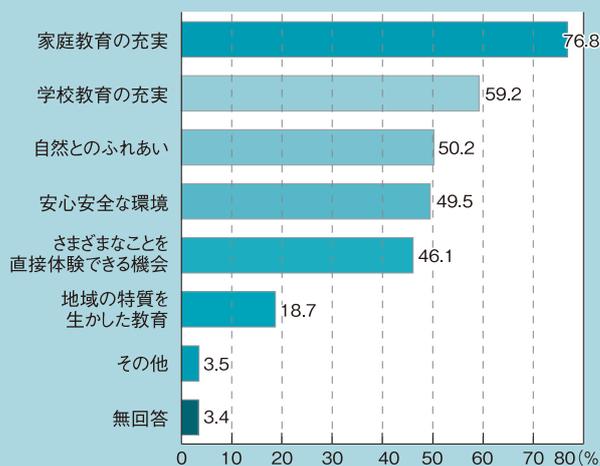
大人が教育者としての役割と責任に気づき、子どもたちが地域の中ではなくまれる社会教育を推進します。  
市民の多様な読書・学習ニーズに応え得る図書館サービスを行います。

## 1. 現況と課題

### 【現況】

- 次世代の育成に向けて、家庭や地域の教育力の向上、幼児期の教育の重要性が注目されています。図書館では、乳幼児期から読書に親しむ環境作りのためにブックスタート事業を進めています。学校・家庭・地域の連携・協力を促進し、一貫した社会教育を行う必要性が求められています。
- 市民の学習ニーズが多様化しています。特に、情報化社会、環境問題など現代的な諸課題を学習する機会と場の提供が強く求められています。また、社会や価値観の変化の中で、市民性が醸成されることが求められています。
- 知識や技術、経験を社会に生かしたいと考えている高齢者をはじめとした市民や団体も多く、地域の大切な教育資源となっており、その成果が社会教育の場や学校教育で生かされてきています。
- 子どもたちが学校を離れて、放課後や休日に、健全にそして安全に学習や活動をする場の提供が、社会教育に求められています。
- 公民館は、どの施設も築後25年を経過しています。また、図書館では、図書館システムの更新は実施したものの、建物が築30年以上を経過し、計画的な修繕が必要であると共に蔵書スペースが不足するという問題が生じています。

子どもの教育にとって大切なことはどのようなことですか？（複数回答）



出典：平成19年度手紙による市政アンケート

### 図書館統計

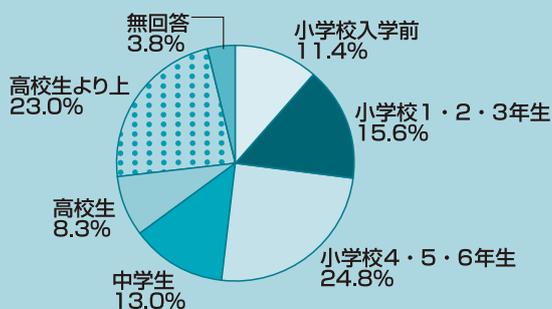
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
図書館利用状況 (人)	244,181	250,670	273,355	277,357	275,316	279,408	294,485	297,412
蔵書冊数 (冊)	477,419	485,270	491,348	498,219	500,203	498,095	495,629	502,303
図書館登録率 (登録者/人口) (%)	44.58	48.96	47.08	48.56	50.10	51.57	52.91	54.16
登録者1人当たりの貸出冊数 (冊)	8.68	8.19	8.93	8.67	8.17	7.82	7.92	7.73
蔵書回転率 (貸出冊数/蔵書冊数) (回)	1.87	1.93	2.01	1.99	1.93	1.91	2.01	1.99
貸出冊数 (市民1人当たり) (冊)	3.87	4.01	4.21	4.21	4.09	4.03	4.19	4.19
蔵書冊数 (市民1人当たり) (冊)	2.07	2.08	2.10	2.12	2.12	2.11	2.09	2.11

出典：図書館調べ

# 子どもが共に育ちあう社会教育の推進

(請に応える学習機会と情報の提供を通して)

あなたが読書を好きになったのはいつ頃からですか？



出典：平成19年度手紙による市政アンケート  
 \*小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%になりません。ご了承下さい。

## 公民館利用状況

	小和田 公民館	鶴嶺 公民館	松林 公民館	南湖 公民館	香川 公民館	合計	
開館日数 (日)	306	306	306	306	306	1,530	
開館時間 (A) (時間)	22,032	19,512	19,584	19,526	22,944	103,598	
総利用件数 (件)	4,087	3,059	2,907	2,530	3,062	15,645	
総利用時間数 (時間)	13,238	9,595	10,048	9,442	11,785	54,108	
団 体 利 用	利用件数	3,755	2,538	2,540	2,336	2,720	13,889
	利用時間 (B)	11,520	7,831	8,083	8,292	9,800	45,526
	利用率 (B) / (A)	52.3%	40.1%	41.3%	42.5%	42.7%	43.9%
主 催 事 業	利用件数	332	521	367	194	342	1,756
	利用時間 (C)	1,718	1,746	1,965	1,150	1,985	8,564
	利用率 (C) / (A)	7.8%	8.9%	10.0%	5.9%	8.7%	8.3%
合計利用率	60.1%	49.2%	51.3%	48.4%	51.4%	52.2%	

出典：平成26年度社会教育課事業のまとめ

## 【課題】

- 家庭教育や幼児期の教育の大切さを認識すると共に、地域の中で学びあって市民性等をはぐくんでいけるよう、多角的な学習の場を充実させることが必要です。
- 多様な知識や技術を持った地域の人と協働して、生涯学習社会の実現を目指すことが必要です。そのためには、社会教育活動に参画するあらたな市民や団体を育成し、支援していくことが必要です。
- 子どもたちに、社会教育施設や学校などを利用して、地域の人や自然、伝統文化など地域の教育資源を活用した、様々な体験や学習活動、交流ができる機会をつくる必要があります。
- 公民館や図書館は、市民の知的欲求、今日的課題に応えるための事業展開や施設・設備の充実が必要です。地域の学習拠点である公民館では、現代的課題や地域課題等をしっかり捉え、先見性と参加性を持った事業と体系的な取組みが求められています。図書館では、国際化・情報化に対応し、市民にとって学びやすく使いやすい、新しい図書館のあり方を多岐にわたって検討していくことが求められています。また、高い専門性を有する図書館職員の育成も課題となっています。

## 2. 施策の方向

### ① 大人と子どもの 多様な学習機会の提供

社会の動向や地域の現況等を見据え、環境、平和、福祉、男女共同参画、少子・高齢化、情報化、国際化などの現代的課題や地域課題等の社会的要請に対応した先見性と参加性を持った学習機会を提供します。

特に社会のノーマライゼーションの進展を踏まえ、配慮を要する子どもへの理解を深め、地域で共に育ちあうことの意味や大切さを考える学習機会や交流の機会を充実させます。

また、子どもたちが放課後などに地域の人との交流を通して、郷土の文化や自然、伝承遊びなどを学ぶことができる機会を提供します。

こうした様々な社会教育事業が体系的・計画的に行われ、より効果的な社会教育が推進されるよう年次の社会教育事業計画を作成します。

### ② 家庭教育・幼児期の教育の支援

家庭教育や幼児期の教育に関する様々な学習機会を提供すると共に、家庭教育フォーラムや家庭教育の大切さを市民に啓発する事業などの家庭教育・幼児期の教育に関わる事業を体系化し、家庭教育・幼児期の教育を支援します。

### ③ 社会教育関係団体・ 学習グループの育成・支援

学校と家庭と地域を結び、子どもや親同士の

交流や学習活動を通し、次世代の育成に取り組んでいる団体や、地域の中で交流し地域課題に取り組んでいる団体など社会教育関係団体の活動を支援します。

また、公民館等の講座で学習したことを、より深い学習へと継続できるように、学習グループの育成を推進します。

### ④ 次世代育成のネットワークと 学校・家庭・地域の連携支援

次世代の育成をテーマに公民館、青少年会館、図書館、文化資料館、小学校・中学校、高校、大学及び関係団体等をネットワーク化し、情報交換、協働事業等を推進します。

また、公民館を地域の学習拠点とし、学校・家庭・地域が連携・協力した取組みができるよう支援します。

### ⑤ 学習成果を生かす場の提供

公民館などでの社会教育活動で学んだ成果や、自らが社会で学んできた知識や技能を生かすことができる様々な機会を提供すると共に、地域の学習支援者となる人材を育成します。

### ⑥ 学習情報の提供

様々な学習機会や現代的課題、地域課題、家庭教育に関する情報など多様な情報を収集し、地域や学習者のニーズに応じた情報を提供します。



### ⑦ 社会教育施設の整備・充実

建物の維持管理・点検等により不具合箇所を早期に発見し、安全で利用しやすい施設であるよう、必要な改修・整備を行います。

### ⑧ 市民が読書に親しめる環境づくり

市民の多様化する読書ニーズに応えるため、読書に親しめる環境づくりを進めると共に、図書館サービスを拡充します。

また、学校・家庭・地域が連携して子どもたちの読書活動を応援できるよう図書館を中心に取り組みます。

### ⑨ 情報拠点としての図書館の充実

市の情報拠点として、市民の学習活動等を支援するため、高度化・多様化するニーズに応えることができるよう、幅広い資料・情報の収集と提供を行います。

そうした資料や情報を使った調べ物や資料探しを手助けするレファレンスサービスの充実や、容易な操作でいろいろなキーワードから蔵書検索ができる図書館システムの整備を進めるなど、誰もが利用しやすい図書館を目指します。

## 3. 主な事業



子ども事業



家庭教育支援関連事業



子ども読書活動推進事業



社会教育関係職員及び審議会委員等の研修事業



次代を担う青少年が、自ら生きる意欲や自立への意欲を高め、社会の一員として、生き生きと充実した生活を送っていただけるよう青少年の健全育成のための環境づくりを推進します。

## 1. 現況と課題

### 【現況】

- 核家族化の進展やライフスタイルの変化に伴い、地域のつながりが希薄になり、家庭や地域の教育力の低下が懸念されています。また、青少年の健全な育成を阻害する情報が氾濫している現状があります。
- 小学校ふれあいプラザ事業、青少年会館の事業や活動、青少年広場の整備などを進めていますが、海岸青少年会館は再整備が必要な状況であり、また、青少年広場は地権者から借用している状況など、小学生、中学生、高校生等が放課後等の余暇時間を、健全に安心して過ごすことのできる居場所が不足しています。
- 子ども会など青少年団体の役員や関係職員には、今日的課題に対応できる幅広い専門知識と体験的スキルが求められています。また、役員やジュニアリーダーなどの人材が不足しています。

小学校ふれあいプラザ事業開設状況

	開設校数(校)	開設日数(日)	利用者数(人)
16年度	4	411	7,459
17年度	4	475	8,791
18年度	6	491	9,011
19年度	6	540	9,292
20年度	11	729	14,022
21年度	15	1,122	19,312
22年度	16	1,441	23,795
23年度	17	1,447	22,688
24年度	18	1,645	25,046
25年度	18	1,626	26,225
26年度	18	1,707	29,475

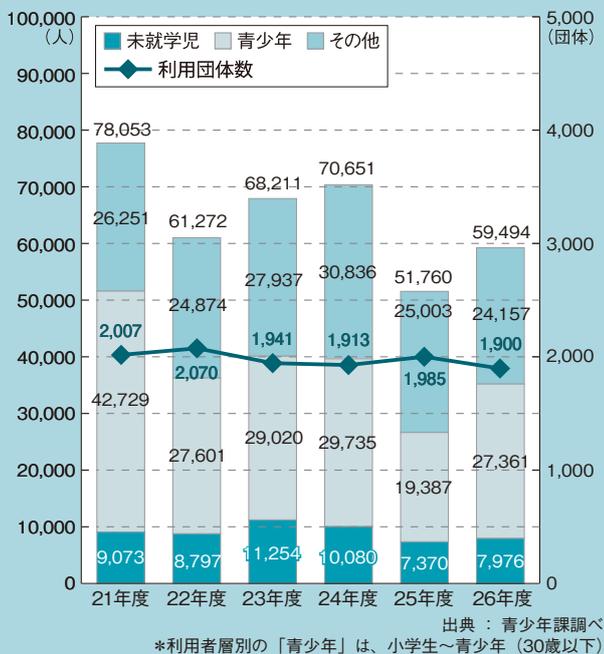
出典：青少年課調べ

# の意欲と夢をはぐくむ青少年の育成 としてたくましく生きるための基盤づくりを通して)

## 青少年会館の利用状況



## 海岸青少年会館の利用状況



### 【課題】

- 青少年を取り巻く環境の変化は著しいものがあり、学校・家庭・地域など、地域ぐるみで協働して青少年の育成に積極的に関わっていくことが必要です。
- 青少年の自立への意欲をはぐくむため、青少年会館や青少年広場の整備と充実を図り、自発的に学び、活動する青少年を育成し支援することが求められています。また、小学校ふれあいプラザ事業をより充実させるために、運営委員やパートナー（安全管理員）の確保と共に、児童クラブとの連携を進めていくことが求められています。また、海岸青少年会館は、都市公園法の規定に基づく公園施設として建て替える必要があります。
- 青少年育成団体への支援やその指導者、ジュニアリーダー等を育成することが求められています。

## 2. 施策の方向

### ① 地域ぐるみの環境づくり

情報メディアの急速な発展に伴う有害情報の氾濫や事件・事故等から青少年を守るため、青少年育成推進協議会、青少年指導員、子ども会、PTA、学校、警察、行政などの関係機関が連携・協力して、青少年を取り巻く環境調査や浄化活動など、地域ぐるみで取り組める環境づくりを行います。

### ② 青少年の居場所づくり

青少年が、地域の中で、健全に余暇時間を過ごすことができるよう、安全に配慮した子どもの家や青少年広場の整備、主体的に活動ができる青少年会館の開放、放課後の小学校を利用した小学校ふれあいプラザ事業など、成長段階に応じて、社会性がはぐくまれ、自立が促される場となるような青少年の居場所を提供します。

### ③ 多様な体験活動と交流の促進

様々な体験を通して、気づく力や考える力を培い、自ら行動できる青少年をはぐくむため、遊び体験や自然体験、職業体験など成長段階に応じた青少年の多様な体験活動や地域での異世代間交流、仲間づくり、地域活動へのきっかけづくりを進めます。





#### ④ 青少年サポート体制の確立

青少年が健やかに成長できる環境づくりを進めるため、地域で活動する青少年育成推進協議会や子ども会などの団体や青少年指導員に、情報及び相談や研修等の機会を提供するなど活動を支援し、後継者等の育成を行います。

また、青少年の自主的な活動を促すため、ジュニアリーダーの育成をすると共に、青少年団体に対して、活動場所や交流・発表の場を提供するなど青少年の団体活動を支援します。

#### ⑤ 青少年の活動拠点としての施設整備

青少年の活動拠点として、海岸青少年会館を教養施設（体験学習施設）として再整備します。

また、自然の中での野外活動や集団生活を通して、青少年が自然の大切さや仲間の大切さを実感しながら成長できる場として、野外研修施設を整備します。

## 3. 主な事業



子どもの安全を守る都市の推進



小学校ふれあいプラザ事業



ジュニアリーダー養成講座の開催



(仮称) 茅ヶ崎公園体験学習施設整備事業



長い歴史の中で今日まで守り伝えられてきた市民共有の貴重な財産である文化財を地域と協働しながら調査・収集を進め、保護・継承し活用します。

文化資料館の整備を進め、次代の文化創造とまちの賑わいを創出できる『まちの小さなミュージアム』を目指します。

## 1. 現況と課題

### 【現況】

- 開発に伴う問い合わせや調査・届出等の事務など埋蔵文化財保護に対する行政の対応が、従前以上に求められています。
- 文化資料館は、施設の老朽化、展示・収蔵スペースが狭小であるなどの問題を抱えています。また、文化財の適正な保管・管理のための十分な収蔵スペースが確保できていません。
- 国指定史跡「旧相模川橋脚」の整備・活用と同様に、下寺尾遺跡群（古代寺院址（七堂伽藍跡）と官衙址（高座郡衙））の史跡指定が求められています。
- 「ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業」を市民と協働で行っています。
- 伝統芸能の分野では指導者の高齢化と後継者不足が進んでいます。

埋蔵文化財に関するデータ（平成26年度）

埋蔵文化財に関する問い合わせ件数	2,051件
開発等に伴う試掘・確認調査	61件
発表会参加者数	181人
展示会来場者数	647人
講師対応	延べ11日
資料貸出	5件

出典：社会教育課調べ

### 指定文化財

国指定	4件
県指定	9件
市指定	30件

出典：社会教育課調べ

### 登録有形文化財

国登録有形文化財	5件
----------	----

出典：社会教育課調べ

### 文化資料館・旧和田家住宅・旧三橋家住宅 来館者数



# 学び未来を拓く学習環境の整備

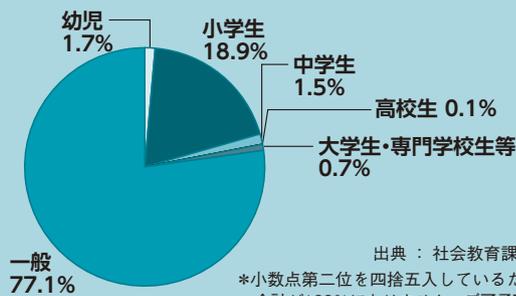
（ひら 化等の教育資源を活用した地域発の学びを通して）

## 文化資料館収集資料（平成26年度）

新収蔵資料	採集資料	2,848点
	民俗資料	92点
	図書資料	472点
収蔵資料総点数	人文資料	30,139点
	自然資料	29,290点
	図書資料	8,887点

出典：社会教育課調べ

## 文化資料館・旧和田家住宅・旧三橋家住宅 合計来館者内訳（平成26年度）



出典：社会教育課調べ

\*小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%になりません。ご了承下さい。



出典：社会教育課調べ

## 【課題】

- 文化財を未来へ継承していくために、市民の理解と思いをはぐくむとともに、学校教育と社会教育との連携によって、保護と活用の意識をさらに高めていく必要があります。
- 文化財の保護・活用については、地域を熟知しかつ高い専門性を持った人材と、今後も増加する資料の保管・活用のための十分な収蔵施設の確保が必要です。
- 文化資料館は、収蔵環境に起因した寄贈資料の劣化などの看過できない問題が生じていることから、施設の建替えなど抜本的な改善が求められています。
- 下寺尾遺跡群を史跡として保存し活用すると共に、他の史跡についても適正な維持・管理と活用が必要です。
- 学校や市民との協働作業の中で、文化財の保護と活用のための活動を遂行していくことが肝要です。そのためには、活動拠点の確保や、活動の指導にあたることができる人材の確保や育成、また、伝統芸能については、後継者や指導者養成が必要です。
- 「ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業」は、市民自らが主導して、運営していくことが基本理念であり、そのためのシステム構築が必要です。

## 2. 施策の方向

### ① 郷土の歴史や自然等に学ぶ学習 機会の提供と教育活動の展開

文化資料館や民俗資料館において、郷土の歴史や自然、文化などの教育資源を有効に活用した事業を実施します。併せて、文化資料館と美術館、他市の博物館等との多種多様な資料の相互利用を図り、様々な学習ニーズに対応した学習機会を提供します。

また、若い人たちが郷土の歴史や自然に愛着を持ち、知り、学ぶことができるよう小学校や中学校の総合的な学習の時間への対応、資料の貸出し、大学生の学芸員実習受入れなど、学校との協力体制を強化し、多彩な教育活動を展開します。

### ② 文化財の調査・収集と保護

文化財の保護に向けて、市民と協働しながら、現地調査や資料収集を行うなど多様な保護活動を行うと共に、文化財の指定や文化財パトロールの実施など文化財の保存管理を行います。

祭囃子や民謡など地域に伝わる郷土芸能等の無形の文化財についても、茅ヶ崎の歴史と文化を伝える大切なものとして保存し、後世に継承できるよう活動場所を確保し、後継者の育成を支援します。

また、埋蔵文化財については、開発等に伴う届出を基に、確認調査等を実施し、それら

の保護、保存を図ると共に、膨大な現存資料及び今後増加する資料を適正に保管・活用します。

### ③ 文化財保護意識の啓発

茅ヶ崎の大切な文化財を後世に伝えるため、郷土芸能大会や文化財講演会、遺跡調査発表・展示会等の事業を展開し、文化財保護意識の普及と啓発を行います。

### ④ 郷土の魅力の発見・再発見と 地域社会の賑わいの創出

「ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業」を市民と共に推進し、茅ヶ崎の歴史、文化財、自然、景観、産業などを調査し、有形無形の宝物を発掘し、学習の場、観光の場、地域活性の場として活用していきます。

文化資料館においては、保管する多様な郷土資料の展示やワークショップを通して、市民と資料のコミュニケーションを促進すると共に、郷土資料を市民の遺産として守り育て、茅ヶ崎の価値の発見・再発見による地域社会の賑わいを創出します。



### ⑤ 史跡の保存整備と活用

茅ヶ崎だけでなく日本の貴重な遺跡である下寺尾遺跡群（七堂伽藍跡及び高座郡衙）の保存整備ができるよう史跡指定・整備に向けて取り組みます。

また、国指定史跡「旧相模川橋脚」やその他の史跡を維持・管理し、さらに発展的に活用します。

### ⑥ 郷土を語る文化資料館の整備

茅ヶ崎の歴史・文化・自然といった、まちを語るために欠かせない資料を展示する設備と、資料を保管する収蔵スペースなど社会教育の場としての十分な機能と設備を備えた施設として文化資料館を移転・整備します。さらに、収蔵資料や市内に所在する文化的・歴史的資料の追求を行い、文化財の価値の把握に努め、活用事業を進めます。

## 3. 主な事業



文化財保護思想の普及啓発



下寺尾遺跡群（七堂伽藍跡・高座郡衙）保存整備事業



ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業



文化資料館移転・整備及び周辺地整備事業



教育行政を効率的・効果的に運営するため、教育施策の計画的推進と進行管理を行います。

教育委員会の事務の管理及び執行の状況について、継続的に点検・評価を行い、組織、人事、事務管理を一層改善し、適正化します。

## 1. 現況と課題

### 【現況】

- 核家族化や少子・高齢化、国際化、高度情報化など教育行政を取り巻く社会環境が大きく変化する中、教育委員会会議を経て、迅速かつ的確に対応しなければならない様々な教育課題が生じています。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正されたことに伴って、平成27年(2015年)からは教育委員長と教育長を統合した新たな教育長を首長が任命するほか、首長が主宰する総合教育会議を設置するなど、教育委員会制度が大きく変わりました。
- 教育行政に関し、市民の意思を反映する機会や議会による検証を受ける機会が充分ではありませんでしたが、平成19年度(2007年度)の事務事業から、教育委員会の点検・評価を実施し、議会に報告を行うとともに広く市民に公表するなどの取組みを始めました。
- 市民の学びの場、交流の場、地域活動、福祉活動の場としての学校開放が求められています。

学校施設の開放(利用状況)



出典：教育施設課調べ

教育関連法令の改正状況(平成18年以降)

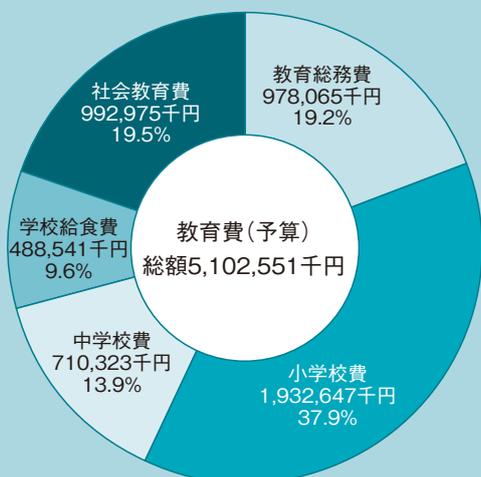
教育基本法(平成18年)
学校教育法(平成18年、19年、23年、26年)
教育職員免許法(平成18年、19年、20年、24年)
学校保健安全法(平成18年、19年、20年)
社会教育法(平成18年、19年、20年、23年、24年、25年、26年)
博物館法(平成18年、19年、20年、23年、26年)
労働安全衛生法(平成18年、23年、26年)
地方教育行政の組織及び運営に関する法律(平成18年、19年、23年、24年、25年、26年)
教育公務員特例法(平成18年、19年、24年、26年)

\* ( ) 内は法改正の年

# 効果をも高める教育行政の推進

評価による進行管理を通して)

教育費予算の構成（平成27年度）



\*小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%になりません。ご了承下さい。



## 【課題】

- 地域の様々な教育課題に、迅速かつ的確に対応するため、教育委員会会議でのより充実した審議と適切な意思決定が求められています。また、効率的・効果的な教育行政を推進するため、教育行政が適切に執行されているかを自ら点検・評価し、市民に対し、説明責任を果たすと共に、教育施策の計画的な推進と進行管理を行い、改善につなげていくことが必要です。
- 教育行政に対する市民ニーズの変化や新たな課題に柔軟に対応できる、効率的な行政運営が可能な組織体制の構築や、業務を効率的・効果的に遂行できる人材の確保と適正配置が求められています。
- 高度情報化社会に対応した教育関連情報の提供の充実や不測の事態に適切に対応できる危機管理体制の整備が求められています。
- 地域における様々な活動の場所としての学校開放について、学校施設の利用方法や利用時間等、開放のあり方の検討が必要です。

## 2. 施策の方向

### ① 教育委員会の円滑な運営

様々な教育課題に対し、教育委員会が適時、的確に意思決定を行うことができるよう、事務の円滑な運営を進めます。

### ② 教育行政の点検・評価と進行管理の推進

効率的・効果的な教育行政の推進を図るため、教育委員会の事務の管理及び執行の状況について点検・評価を継続して行い、結果を踏まえた政策・事務事業の改善を進めます。

また、教育施策が計画的に推進され、効果が上がるよう計画（Plan）～実行（Do）～評価（Check）～改善（Action）のPDCAサイクルによる進行管理を行います。

### ③ 組織と人事管理の適正化

職員間の情報の共有化を進め、的確な市民対応や、新たな課題への取組みなど教育行政の効率的な運営を推進します。

また、内部環境、外部環境などを分析しながら、組織、人事、事務管理の適正化を進めます。

### ④ 情報提供の充実と市民ニーズの把握

教育委員会の役割や活動、教育課題や教育施策を市民に分かりやすくかつ迅速に情報提供し、教育行政への理解の促進を図るため、教育委員会や各小学校・中学校のホームページを充実します。

地域や市民のニーズに沿った教育施策を展開するため、地域教育懇談会等の開催を通して、情報交換を行います。





### ⑤ 危機管理体制の整備

児童・生徒が安全で安心な学校生活が送れるよう、防災・防犯体制だけでなく、新型インフルエンザなどの新たな脅威への対応や様々な事件・事故、教育に係わる緊急課題等に対して、教育委員会全体としての危機管理体制を整備します。



### ⑥ 学校開放の充実

学校施設を社会教育やスポーツ活動の活性化を図るために開放し、有効活用します。

## 3. 主な事業



教育施策の点検・評価



教育基本計画実施計画の策定



地域教育懇談会の開催



総合教育会議の運営



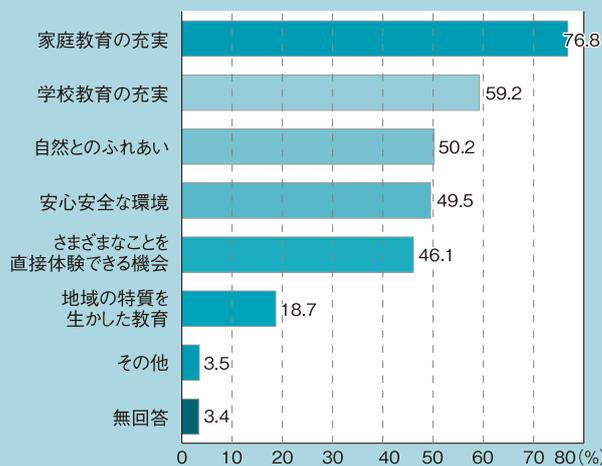
学校教育や社会教育が社会のニーズや実情に則した効果的な取り組みができるよう、教育課題について調査・研究を行います。特に、幼児期の教育について調査・研究を進め、その成果を学校・家庭・地域の連携や社会教育の場で活用します。

## 1. 現況と課題

### 【現況】

- 教育活動の中で、学校教育と社会教育との連携が充分ではありません。
- 平成18年（2006年）に改正された教育基本法で、幼児期の教育、家庭教育とその支援について規定されました。本市の教育施策では、幼児期の教育については、幼稚園・保育園・小学校の連携へ向けた会議の開催に止まっています。
- 本市では、社会教育に携わる職員等の研修制度が確立されていません。
- 教育の充実と振興を効率的・効果的に進めるため、茅ヶ崎市教育研究所、茅ヶ崎市青少年教育相談室、適応指導教室を統合し、新たな教育機関として、平成22年（2010年）4月に茅ヶ崎市教育センターを設置しました。

子どもの教育にとって大切なことはどのようなことですか？（複数回答）



出典：平成19年度手紙による市政アンケート

### 茅ヶ崎市教育センター（旧茅ヶ崎市教育研究所）主催研修会開催回数

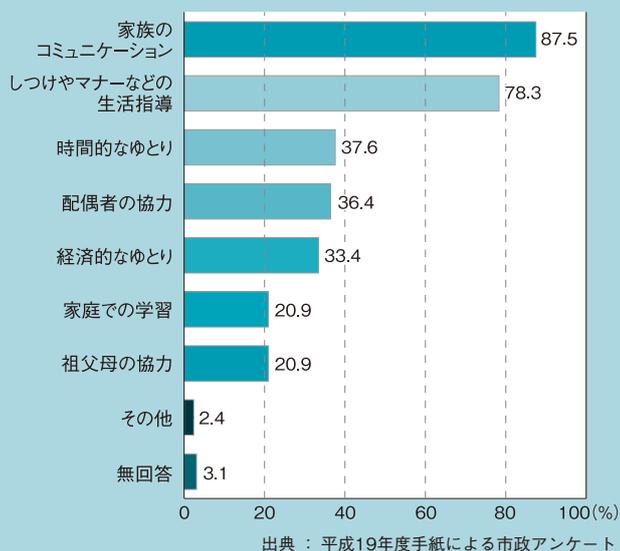
	24年度	25年度	26年度
研修講座・研究発表会（全教職員対象）（回）	30	35	35
研修会（初任者～4年経験者教職員対象）（回）	14	14	14
研修会（教育関係職員対象）（回）	43	43	44
合計（回）	87	92	93
参加者数（人）	3,605	3,260	3,660

出典：茅ヶ崎市教育センター調べ

# 題を明らかにする調査・研究の推進

長を促す教育のあり方の検討を通して)

## 家庭教育にとって大切なことは どのようなことですか？（複数回答）



### 【課題】

- 幼児期の教育や家庭教育について、教育的側面からの課題を専門的な見地から研究し、学校教育や社会教育の新たな取組みを展開することが必要です。
- 茅ヶ崎市教育センターでの社会教育に関わる分野の調査・研究の機能を充実すると共に、社会教育関係職員の知識の向上を図るための取組みを進めることが必要です。
- 学校教育だけでなく社会教育の調査・研究、研修等に関わる職員の配置と教育研究所の機能・設備の充実が必要です。
- 教育相談、適応指導、教育研修の機能を高めるためには、教育課題解決に向けての基礎的な調査・研究が必要です。そのため、教育研究を中心に据え、子どもたちの発達を踏まえ成長を促す教育のあり方を検討する必要があります。

## 2. 施策の方向

### ① 教育連携の推進

子どもたちの学習・生活状況に関する調査・研究を進め、学校教育、社会教育、家庭教育、地域の教育力が子どもの成長発達にいかに関係しているかを明らかにします。

また、それぞれが有機的につながった教育施策展開の可能性について調査・研究し、関係者会議や研究会を通して実践につなげます。



### ② 家庭教育・幼児期の教育に関する基礎研究の推進

幼児期からのそれぞれの成長段階での課題へのアプローチについて、専門的な見地から調査・研究を進め、その成果を学校教育、社会教育の場で活用します。

### ③ 教育関係者及び教育関係職員の研修機会の充実

調査・研究報告書の発行、トワイライトセミナー、幼児期・家庭教育講座や関係機関との共催事業などを開催し、教育関係者や教育関係職員の研修機会を充実します。





#### ④ 茅ヶ崎市教育センターの充実

教育課題を明らかにする調査・研究の過程や結果について教育関係者及び市民に情報の提供を行い、教育についての関心を醸成すると共に、次世代育成に向けて政策立案につなげます。



### 3. 主な事業



子どもたちの学習・生活状況に関する調査・研究事業



幼児期の教育に関する基礎研究・研修事業



茅ヶ崎教育調査研究推進事業



教育関係職員等の研修



# 第3部

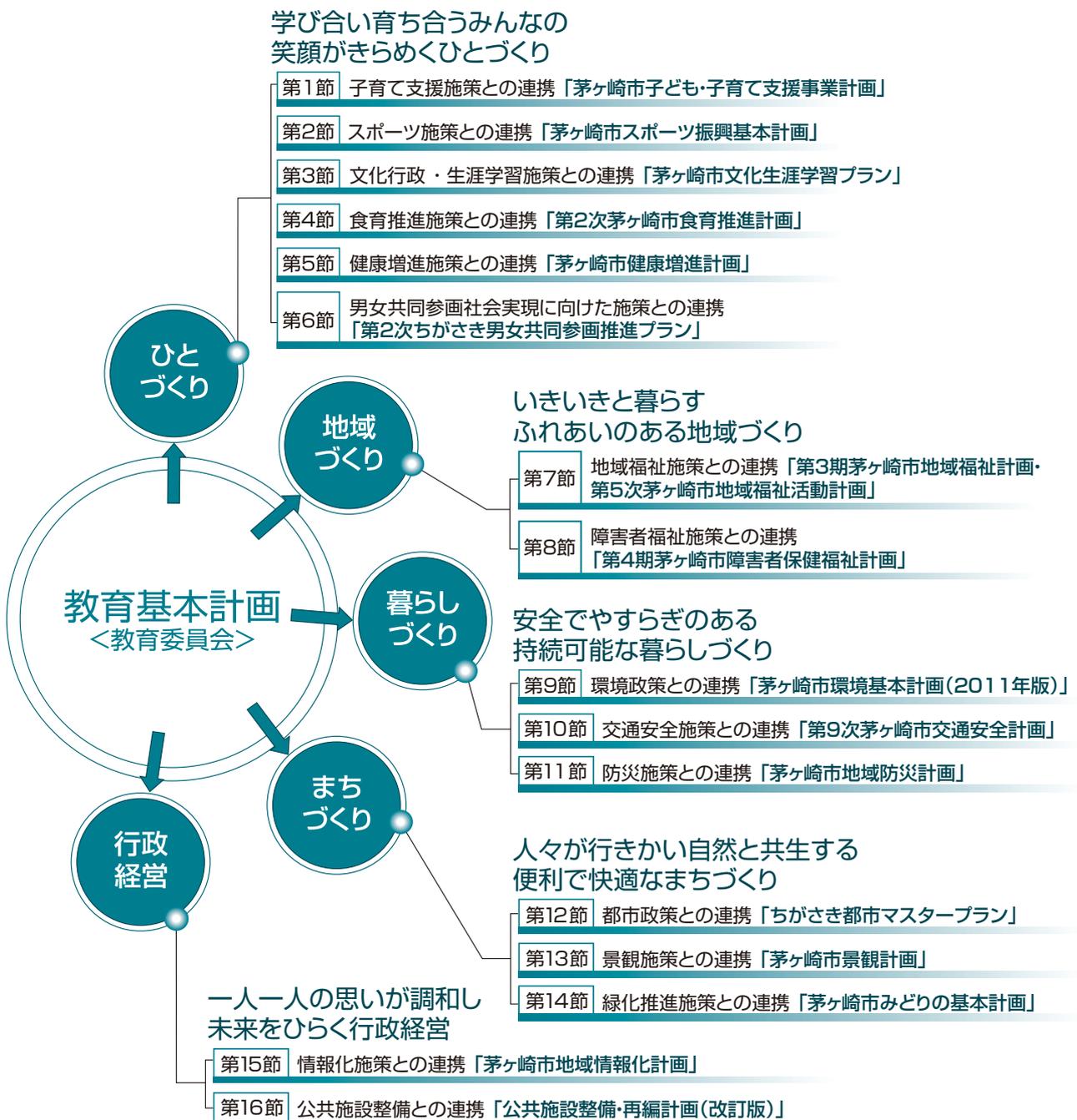
● 計画の推進に向けて



### 市長部局との施策連携

教育基本計画は、茅ヶ崎市総合計画の個別プランであり、市長部局の各個別プランに基づく施策と関わりを持っています。教育に関わる各個別プランに対する【施策連携の方向 ～教育委員会の施策連携～】を総合計画の五つの「まちづくりの基本理念」別に整理します。

#### ● 施策連携体系図 ●





ひと  
づくり

～学び合い育ち合うみんなの笑顔がきらめくひとづくり～

子育て支援施策との連携

●第1節●

関連プラン

茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画

【関連プランの策定趣旨・目的】

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するとともに、保育の量的拡大と質の確保に取り組み、より一層の待機児童の解消を図るため、「茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。すべての子どもの次世代の成長を喜びあえるまちの実現を目指します。

【施策連携の方向 ～教育委員会の施策連携～】

## 1 地域における子育ての支援

教育委員会は、地域と協力して、「小学校ふれあいプラザ事業」「子どもの読書活動の推進」や「子ども会の活動支援」などを通して、子どもが様々な社会体験などを行うことのできる居場所づくりを進め、地域で、子どもを育てる仕組みづくりを推進します。

## 2 乳幼児期の教育・保育

教育委員会は、「保幼小中等教育連携事業」などを通し、保育園・幼稚園と小学校が連携し、幼児教育から小学校教育へ滑らかな移行を図り、連続した育ちと学びを支援する体制づくりを進めます。

## 3 親と子の健康の確保及び増進

教育委員会は、「児童・生徒の健康・体力づくりの推進」「小学校給食の充実」などを通し、児童・生徒の健康の確保や増進を図ります。

## 4 子育てを支援する生活環境・安全の確保

教育委員会は、「通学路の点検調査の実施」「学校における防犯・防災教室の開催推進」「市内小学校児童への防犯ブザー配付」などを通し、児童・生徒の安全の確保を推進します。

## 5 要保護・要支援児童への対応などきめ細かな取組の推進

教育委員会は、「特別な配慮を要する子どもの就学相談」「発達障害のある児童・生徒に対する教育支援体制整備」などにより、一人一人の障害の状況に応じたきめ細かな支援を推進します。

ひと  
づくり

～学び合い育ち合うみんなの笑顔がきらめくひとづくり～

スポーツ施策との連携

●第2節●

関連プラン

茅ヶ崎市スポーツ振興基本計画

【関連プランの策定趣旨・目的】

一人でも多くの市民が、スポーツに親しみ、健康で豊かな生活を送ることができるよう、いつでも、どこでも、だれもが気軽にスポーツ、健康づくりができる環境の整備に向けた取り組みを示します。

【施策連携の方向 ～教育委員会の施策連携～】

### 1 生涯を通じたスポーツ活動の実施による健康づくり

教育委員会は、市民が主体的に健康・体力づくりに取り組むことができるよう「体操教室」や「卓球教室・卓球開放事業」などの事業を通じ、地域における取り組みとして市民の健康・体力づくりを推進します。

### 2 スポーツ活動・健康づくりを支える仕組みづくり

教育委員会は、「ふれあいスポーツ広場」や「青少年広場の整備」などの事業を実施し、スポーツを通じて親子、仲間、地域や様々な世代との交流を推進します。また、「中学校部活動指導協力者の派遣と支援」を通じ、スポーツ・レクリエーションや健康づくりに携わる関係団体と学校などとの連携を推進します。

### 3 スポーツ活動・健康づくりを広げる基盤づくり

教育委員会は、「学校体育施設開放事業」や「冒険遊び場事業」などを実施し、学校体育施設や社会教育施設などの有効活用が図れるような取り組みを推進します。さらに、「運動習慣確立及び体力向上の啓発」などの事業に取り組み、学校や社会教育施設などにおいてスポーツ健康づくり関連情報を提供します。





## 文化行政・生涯学習施策との連携

## 第3節

## 関連プラン

## 茅ヶ崎市文化生涯学習プラン

## 【関連プランの策定趣旨・目的】

「茅ヶ崎市文化生涯学習プラン」は、これまで培われてきた「茅ヶ崎」の文化資源を生かして、新たな文化を創り育てていくこと、また、多様化した市民の学習ニーズに対応した環境づくりを推進するとともに、学習の成果を生かすことができる生涯学習社会の実現を目指して策定しました。

## 【施策連携の方向 ～教育委員会の施策連携～】

## 1 機会の提供

教育委員会は、「文化財展示会の開催」「ちがさき辞典の発行」「文化資料館整備事業」「創意工夫研究作品展」「社会教育施設での芸術・文化に関わる講座やイベントの開催」などの事業を実施し、芸術・文化活動に対応した学習機会を提供します。また、「現代的要請課題をテーマとした事業」「公民館まつり」「社会教育講座の開催」「まなびの市民講師との連携」「教育関係機関との共催事業」「子どもの教育」講座・講演事業」「ブックスタート事業」「個人の学習に必要な図書や資料、情報を収集・整理しその利用に供する事業」など、市民の学習ニーズを把握しながら、学習機会を提供します。

## 2 拠点機能の整備

教育委員会は、「公民館情報紙の発行」などの事業を行い、市民に利用しやすいかたちで学習情報の提供ができるよう整備を進めます。また、生涯学習相談窓口で図書館資料の受取・返却窓口を併設し、拠点機能の整備に寄与します。

## 3 文化資源の有効活用／人材の育成と活用及び支援

教育委員会は、「ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業」「郷土芸能の記録と普及」などの事業を行い、文化資源を活用するとともに文化財に対する意識の向上を図ります。「文化財の新指定」「市内遺跡の保存整備」「郷土芸能保存団体などへの育成と支援」などの事業を行い、本市の歴史的環境・伝統文化の保全・保護を推進します。また、公民館などの事業を通して、市民に学習成果を提供していただく機会と場を提供します。

## 4 連携・協働のしくみづくり

教育委員会は、「社会教育関係団体への支援」「青少年育成団体の活動支援」「小学校ふれあいプラザ事業」「まなびの市民講師との連携」「教育関係機関との共催事業」などの事業を行い、地域に根ざした学習活動や地域活動に誰もが参加でき、活発な活動が進められるよう支援します。また、図書館では近隣市町の図書館や大学の図書館との相互利用を促進します。



ひと  
づくり

～学び合い育ち合うみんなの笑顔がきらめくひとづくり～

食育推進施策との連携

●第4節●

関連プラン

第2次茅ヶ崎市食育推進計画

【関連プランの策定趣旨・目的】

健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむことができるよう、食べることを理解し、一人ひとりが自立的に食生活を営む力を育てる食環境づくりや、それらを支援・推進するネットワークづくりなど、食育を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

【施策連携の方向 ～教育委員会の施策連携～】

### 1 心豊かな健康づくり

教育委員会は、「小学校給食」「健康教育推進委員会」「食育に携わる人材育成」「子どもや親子を対象にした料理教室」などを実施し、健全で楽しい食生活を営むことができ、料理の素材に触れ、親子との交流を図る機会などを提供することにより、心身ともに健康な生活がおくれるよう推進します。

### 2 地域の食材や食文化に親しめる環境づくり

教育委員会は、「農作業・漁業体験などの機会の提供」「季節の野菜を栽培するミニ園芸教室」などを実施し、体験を通じて食べ物への理解を深める取り組みを推進します。また、伝統文化の継承と地域の交流の場として、餅つきとしめ縄づくりを行う「日本の年越し」などを開催し、行事食への関心を高める取り組みを推進します。

### 3 多様な主体を通じた食のまちづくり

教育委員会は、小学校における給食のニュース等を作成するとともに、児童・生徒が食育について考える場を設けることにより、食育の普及・啓発を行い、食のまちづくりの推進を図ります。





第5節

健康増進施策との連携

関連プラン

茅ヶ崎市健康増進計画

【関連プランの策定趣旨・目的】

健康づくりは本来、個人の健康観に基づき、一人ひとりが主体的に取り組むものですが、個人の取り組みには限界があるため、ヘルスプロモーションの概念を踏まえ、健康づくりに取り組もうとする個人を社会全体として支援していく環境を整備することが必要です。そのために、茅ヶ崎市健康増進計画を策定し、総合的かつ効果的に市民の健康増進を推進します。

【施策連携の方向 ～教育委員会の施策連携～】

1 健康教育などの推進

教育委員会は、健康教育推進委員会等の機会を通じて、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育や性に関する教育、感染症予防に関する教育、食育等の健康教育の充実を図ります。

2 栄養・食生活について学ぶ機会の提供

教育委員会は、「親子料理教室」「青少年料理教室」を開催したり、学校給食や料理・栄養教室などを通して、食に関する正しい理解など健康の保持・増進に寄与します。

3 運動する機会の提供

教育委員会は、「卓球開放」「青少年トレーニング室開放」などの事業を行うほか、健康づくりと仲間づくりを目的に、運動・体操教室を行います。

4 健康管理の推進

教育委員会は、学校保健安全法に基づく児童・生徒の健康診断を実施し、疾病の予防措置や受診の指示など、健康状態に応じて適切な保健指導などを行うとともに、児童・生徒の歯及び口腔の健康づくりを推進し、健全な学校生活を送れるようにします。



ひと  
づくり

～学び合い育ち合うみんなの笑顔がきらめくひとづくり～

●第6節●

男女共同参画社会実現に向けた施策との連携  
関連プラン

第2次ちがさき男女共同参画推進プラン

【関連プランの策定趣旨・目的】

男女共同参画社会の形成に向けた方向性を明らかにし、その取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、「第2次ちがさき男女共同参画推進プラン」を策定しました。すべての人が個人として尊重され、その個性と能力を対等に発揮することができる、性別にかかわらず人権が尊重された男女共同参画社会の形成を目指します。

【施策連携の方向 ～教育委員会の施策連携～】

### 1 男女共同参画の理解の促進

教育委員会は、学校教育・社会教育の場などあらゆる分野において男女共同参画に関する意識啓発・教育の機会を設け、男女共同参画の意識啓発を図ります。

### 2 人権尊重に対する理解の促進

教育委員会は、「人権の視点からの性教育」や教職員向けのセクシュアルハラスメントを含む不祥事等の防止に向けた研修などの事業を行い、職場、学校、地域から性的嫌がらせをなくすなど、人権の尊重を推進します。また、改訂された学習指導要領に沿い、人権教育を推進します。

### 3 仕事と生活の両立が出来る環境整備の促進

教育委員会は、「男性料理教室」や「ワークライフバランスを考える講座」などの事業を行い、「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識にとらわれない生き方や働き方の意識啓発やワークライフバランスの実現に向けた環境づくりに取り組みます。





地域  
づくり

～いきいきと暮らすふれあいのある地域づくり～

地域福祉施策との連携

●第7節●

関連プラン 第3期茅ヶ崎市地域福祉計画・第5次茅ヶ崎市地域福祉活動計画

【関連プランの策定趣旨・目的】

住民を主人公として、地域と市、茅ヶ崎市社会福祉協議会など関係機関が互いに協力して地域福祉を推進していくという考え方を大切にして、誰もが個人として尊重され、その人らしく暮らせるまちの実現を目指します。

【施策連携の方向 ～教育委員会の施策連携～】

1 福祉への理解と関心を広げる活動の充実

教育委員会は、学校教育や社会教育を通して、多くの人が福祉への関心を高め、関わりを持てるよう意識啓発や体験学習などを行いながら、福祉への理解を広めます。

2 気軽に集い、活動できる場と機会の提供

教育委員会は、「公民館まつり」「学校開放の促進」などの事業を行い、地域で孤立することなく、自立・自己実現の場となるような居場所づくりを進めます。

3 社会参加のための支援の充実

教育委員会は、「特別支援教育支援事業」などを通し、特別な配慮を必要とする児童・生徒の個別支援や交流事業を実施し、社会参加のための支援を充実します。



地域  
づくり

～いきいきと暮らすふれあいのある地域づくり～

●第8節●

障害者福祉施策との連携

関連プラン

第4期茅ヶ崎市障害者保健福祉計画

【関連プランの策定趣旨・目的】

国では、平成18年に国際連合が採択した障害者権利条約の批准に向けて、障害者基本法の改正や障害者差別解消法の制定といった国内法の整備が進められ、平成26年1月に同条約が批准されました。

また、障害福祉サービスにおいては、障害者の範囲の拡大やサービスの変更等を盛り込んだ障害者総合支援法が平成25年4月に施行されました。

こうした状況の下、社会情勢や障害者ニーズの変化を踏まえた上で、第4期茅ヶ崎市障害者保健福祉計画を策定しました。本計画は、平成27年度から3か年度に渡って、本市が取り組むべき障害福祉施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

【施策連携の方向 ～教育委員会の施策連携～】

### 1 身近な地域の支援体制の強化

教育委員会は、「図書館資料宅配事業」などを通して、誰もが必要な情報を容易に入手できるよう努めるとともに、「就学相談事業」や公民館での福祉や障害などを学ぶ機会の提供を行い、身近な地域の支援体制の整備に寄与します。

### 2 障害のある子どもの成長支援

教育委員会は、「特別支援学級増設」「特別支援教育の推進」「ふれあい補助員等の派遣」「特別支援教育巡回相談」などの事業を実施し、特別な配慮を要する児童・生徒の教育にかかわる支援を推進します。





## ～安全でやすらぎのある持続可能な暮らしづくり～

### 環境政策との連携

#### ●第9節●

#### 関連プラン

#### 茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）

#### 【関連プランの策定趣旨・目的】

茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）では、「健全で恵み豊かな環境を享受し、これを将来の世代に継承する」「自然と人との豊かなふれあいの実現をめざす」「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築をめざす」「地球環境保全を自らの問題として認識し、積極的に推進する」の4つの基本理念を掲げ、市民・事業者・市の取り組みにより本市が目指すべき環境の将来像を示しています。

#### 【施策連携の方向 ～教育委員会の施策連携～】

##### 1 環境教育の充実

教育委員会は、児童・生徒の環境意識を育てるとともに、体験的学習・自発的な取り組みにつなげるため、スクールエコアクション（学校版EMS）を導入し、学校生活の中で環境活動を継続的に実践するための仕組みを確立します。また、環境教育の展開にとって重要となる教職員への効果的な支援を図ります。

##### 2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生

教育委員会は、文化財案内板の設置や市内の文化財めぐり、文化財講演会、郷土芸能大会等の開催により、文化の保全と継承、市民への普及啓発を推進します。また、樹林、農地、川、海等の自然環境特性と密接に結び付いて守り育てられ、地域で引き継がれてきた文化・風習を含め、文化財及びその周辺の自然環境の大切さについて、教育啓発に努めます。

##### 3 地域資源を活かす地産地消の推進

教育委員会は、地域資源としての地場産農水産物の生産と消費を促すため、学校給食において、地場産食材を使ったメニューの開発や、小売業、生産者との連携による地産地消の推進を図ります。

##### 4 環境意識啓発・人材育成

教育委員会は、環境意識を行動に移すとともに、他の人へも広げていくことのできる人材を育成するため、社会教育等の機会においても、環境に関する講座等を実施します。



暮らし  
づくり

～安全でやすらぎのある持続可能な暮らしづくり～

### 交通安全施策との連携

第10節

関連プラン

茅ヶ崎市交通安全計画

【関連プランの策定趣旨・目的】

交通環境を良好に保持することにより、交通事故を防止し、交通事故死亡者を限りなくゼロに近づけることを目指し、交通安全対策基本法第26条の規定により、陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱及び総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定める「茅ヶ崎市交通安全計画」を策定しています。

【施策連携の方向 ～教育委員会の施策連携～】

#### 1 道路交通環境の整備

教育委員会は、交通事故防止の観点からも、通学路の安全対策や子どもの遊び場などの確保を推進し、幹線道路から居住地域内道路に至るまでの、安全な道路交通環境の形成に寄与します。

#### 2 交通安全思想の普及徹底

教育委員会は、学校、家庭、地域において、交通安全教育が効果的に行われるよう、関係機関・団体相互の連携を強化し、幼児から高齢者までの年齢段階に応じた交通安全教育を推進します。

### 防災施策との連携

第11節

関連プラン

茅ヶ崎市地域防災計画

【関連プランの策定趣旨・目的】

茅ヶ崎市地域防災計画は、災害全般に関して総合的な対策を定めたもので、事前の対策を推進して、災害に強い安全なまちづくりを進めるとともに、災害が発生したときの応急対策活動を迅速かつ円滑に実施することにより、市民の生命、身体および財産を守ることを目的としています。

【施策連携の方向 ～教育委員会の施策連携～】

#### 1 防災教育の推進

教育委員会は、学校長をはじめ教職員などで構成する防災対策推進会議を開催し、災害発生時の対策や学校防災のあり方について研修を行うほか、情報交換、連絡調整その他必要な協議を行い、防災教育の充実を図ります。





まちづくり

～人々が行きかい自然と共生する便利で快適なまちづくり～

都市政策との連携

第12節

関連プラン

ちがさき都市マスタープラン

【関連プランの策定趣旨・目的】

将来都市像の実現にあたっては「環境と経済・社会活動が調和した持続可能な都市づくり」「安全・安心、快適、便利な市民生活が実現できる都市づくり」「個性と独自性を市民とともにはぐくむ都市づくり」を市民・事業者・行政の連携のもと展開し、『湘南の快適環境都市 ～みんなでつくる 住み続けたいまち ちがさき～』の実現を目指します。

【施策連携の方向 ～教育委員会の施策連携～】

1 豊かな自然環境と共生した教育文化の拠点づくり

教育委員会と市長部局は、連携して清水谷・市民の森周辺、柳谷など、すぐれた自然環境などに配慮するとともに、子どもが自然と触れ合うことのできる教育の場としての活用を検討します。

第13節

景観施策との連携

関連プラン

茅ヶ崎市景観計画

【関連プランの策定趣旨・目的】

景観行政団体である本市は、景観計画を策定し、平成20年（2008年）10月より運用を開始しました。本市の実情に応じた建築物等の規制誘導を法に基づいて行うため、市民、事業者及び行政がまちづくりと連動した景観形成の方向性について共通の認識を持ち、連携する仕組みを築きます。

【施策連携の方向 ～教育委員会の施策連携～】

1 都市資源の保全

教育委員会は、茅ヶ崎らしい景観を構成する「歴史・文化」「公共空間」「心象景観」「眺望景観」「伝統行事、祭り」などの要素を景観資源としてとらえ、継続的な保全と景観まちづくりへの活用に寄与します。

2 公共施設に関する方針

教育委員会は、学校、公民館その他の教育施設について地域の景観まちづくりのシンボルとなるような、景観の形成に寄与します。また、全ての人々が安心して都市生活を営めるよう、教育施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮します。



まち  
づくり

～人々が行きかい自然と共生する便利で快適なまちづくり～

緑化推進施策との連携

● 第14節 ●

関連プラン

茅ヶ崎市みどりの基本計画

【関連プランの策定趣旨・目的】

みどりの基本計画は、都市緑地法第4条に規定されている「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことであり、市町村が緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を実施するため、その目標と実現のための施策などを明らかにするものです。

茅ヶ崎市みどりの基本計画は、みどりの保全・再生・創出に関する各施策を位置づけており、市民、事業者及び行政が一体となってそれらの施策を推進することで茅ヶ崎市みどりの基本計画が目指す「みどりの将来像」を実現することを目的としています。

【施策連携の方向 ～教育委員会の施策連携～】

### 1 みどりの保全・再生・創出に関わる施策の推進

教育委員会は、「社寺などの緑の保全」「食育・地産地消の推進」「回遊動線の設定・充実」などの事業を行い、緑化施策を推進します。

### 2 教育施設緑化の推進

教育委員会は、「(仮称)小出第二小学校用地の活用」「教育施設緑化推進」「学校緑化の推進」などの事業を行い、みどりの創出を推進します。





行政  
経営

～一人一人の思いが調和し未来をひらく行政経営～

情報化施策との連携

●第15節●

関連プラン

茅ヶ崎市地域情報化計画

【関連プランの策定趣旨・目的】

近年の情報通信技術に係わる技術の進展、政策の変化、セキュリティ脅威の拡大など、外部環境の変化は著しく変化しています。また、市民などのニーズの多様化や行政改革の推進により、市政にも大きな変化が生じています。新たな時代に対応した茅ヶ崎市地域情報化計画を策定し、まちづくりや行政経営の高度化を図ります。

【施策連携の方向 ～教育委員会の施策連携～】

1 小・中学校における情報通信環境の整備

教育委員会は、児童・生徒がコンピュータやネットワーク等を安全かつ効果的に活用できるよう、ICT教育を推進するとともに、学校の情報通信環境の整備を検討し、事務処理の効率化を図ります。

2 ICTの活用

教育委員会は、ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業において蓄積してきた都市資源のデータベースの導入や文化資料館に収蔵している資料のデータベース化を検討するとともに「ちがさき丸ごとふるさと博物館講座」の内容をインターネットで動画配信し、参加が難しい市民についても利便性能向上を図ります。

●第16節●

公共施設整備との連携

関連プラン

公共施設整備・再編計画（改訂版）

【関連プランの策定趣旨・目的】

耐震性や設備の老朽化の課題を抱えている複数の公共施設の整備、維持管理や資産運用を計画的かつ効率的に進めることを目的とします。

【施策連携の方向 ～教育委員会の施策連携～】

1 『公共施設整備・再編計画（改訂版）』における対象教育施設の整備

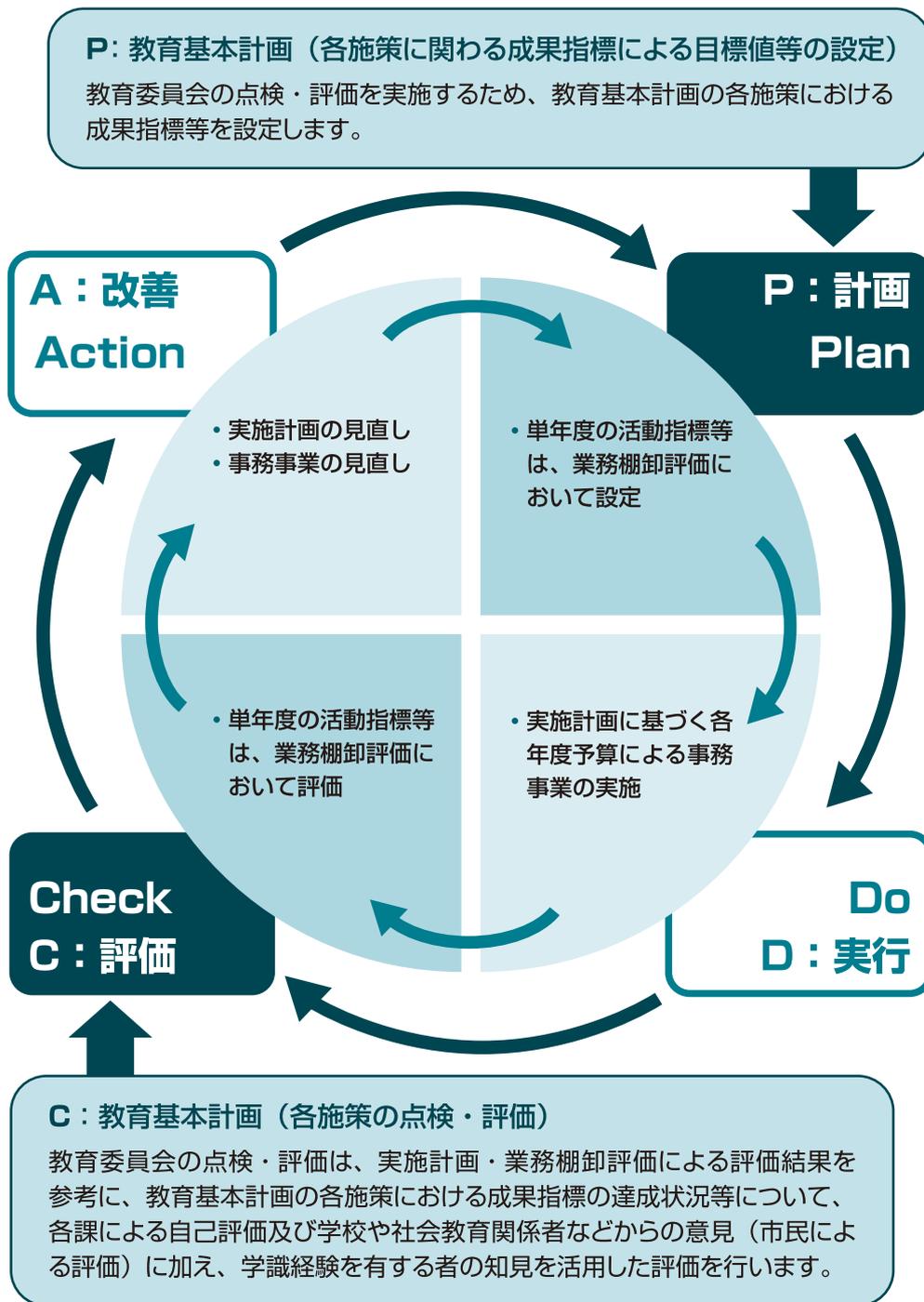
教育委員会は、「海岸青少年会館」「文化資料館」の再整備を計画的に進めるとともに、「小和田公民館」の再整備手法及び整備スケジュールを検討します。

2 学校施設の再整備

教育委員会は、学校施設の大規模改修工事を計画的に進め、より良い教育環境の整備を行うとともに、施設の長寿命化を推進します。



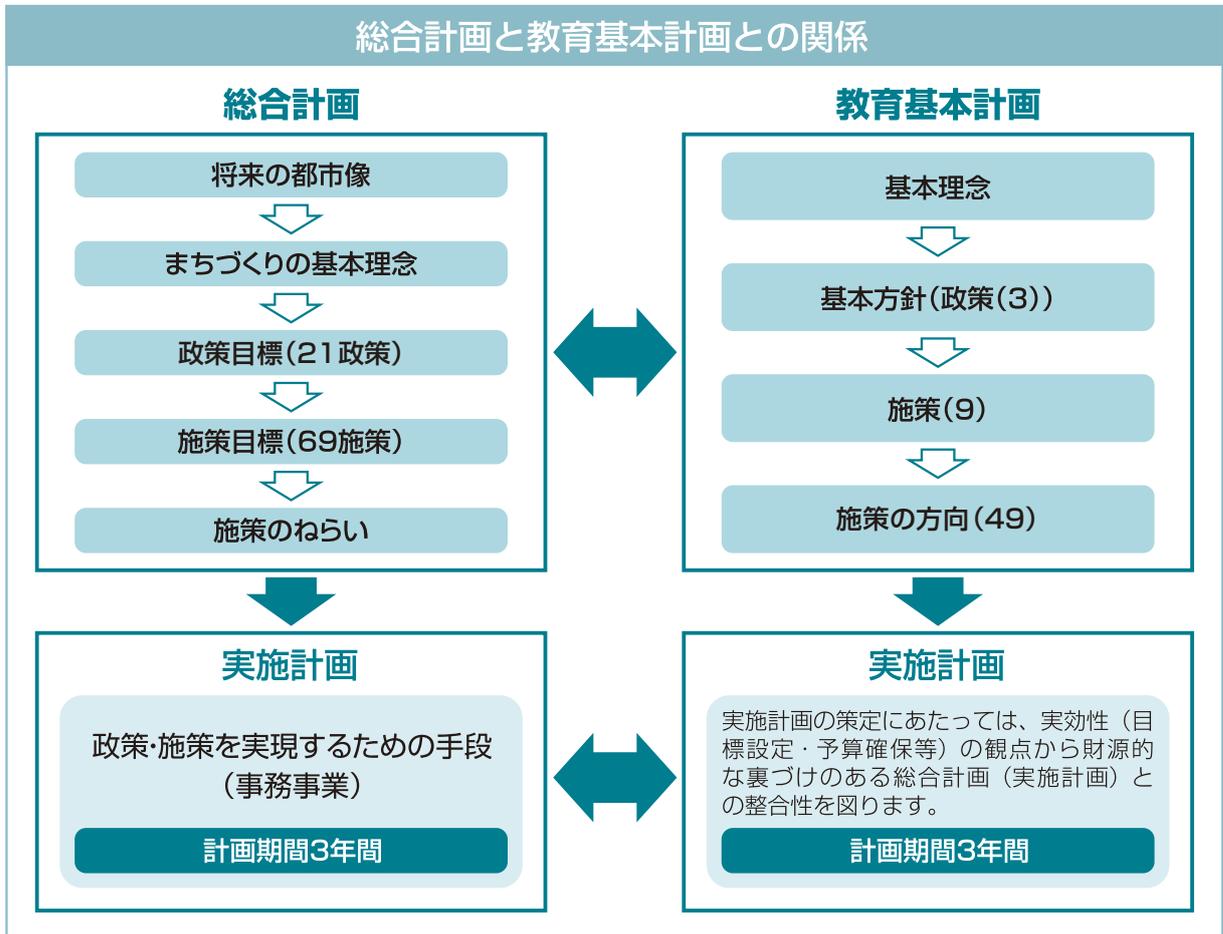
### 政策マネジメントの推進 ～PDCAサイクルで目標達成を目指す～





### 総合計画と教育基本計画との関係

施策・事務事業の着実な実行



### 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価

点検・評価の実施

平成20年度(2008年度)から「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正に伴い(平成20年4月1日施行)、新たに「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が規定されました。

教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を併せて点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出すると共に、公表を行うこととなりました。

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律  
(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

第3部 計画の推進に向けて

### 計画の推進に向けて

教育基本計画の推進にあたっては、基本方針における三つの政策から評価を行うと共に、次世代の育成に重点を置いた政策実現の三つの方向性（伸ばす・つなぐ・支える）に着目して、次に挙げる観点からも評価を行い、総合的な点検・評価を実施します。

#### A 伸ばす

- 学びの質を高めることができているか。
- 学び続ける意欲と確かな学力、健やかな体が育っているか。
- 自ら考え判断し、行動できる自律性がはぐくまれているか。

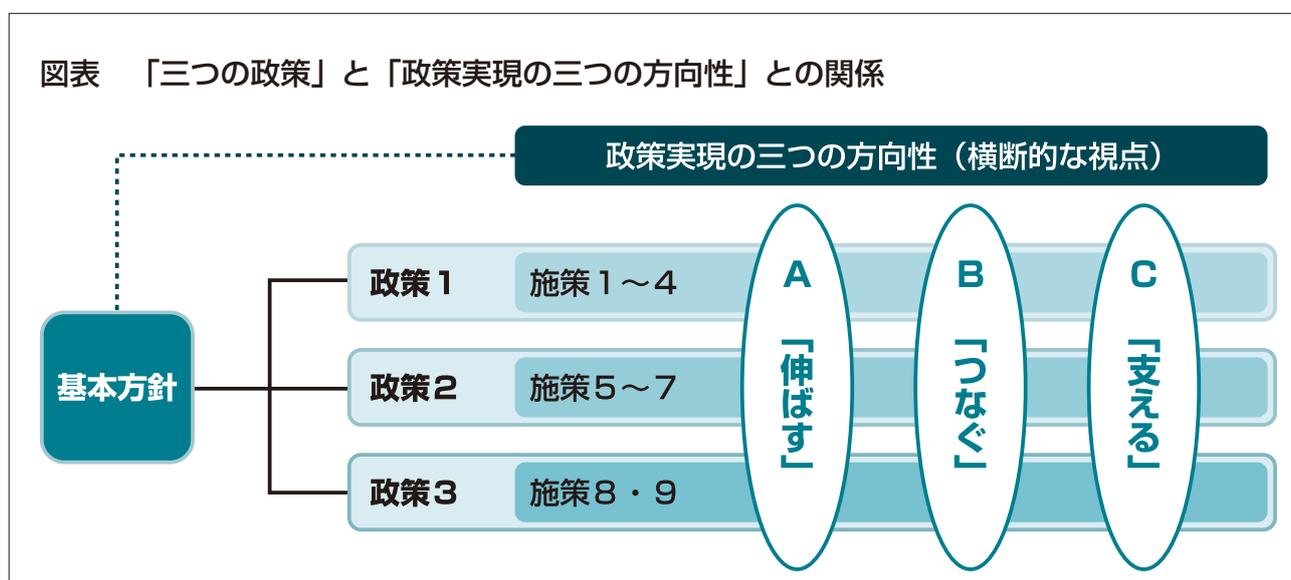
#### B つなぐ

- 学びあい響きあう教育が具体的に展開されているか。
- 学んだことが将来の自分や社会のために役立つと感じているか。
- 豊かな人間性（人を思いやる心、感動する心など）や市民性がはぐくまれているか。

#### C 支える

- 教育の効果を最大限にするための環境整備が進んでいるか。

図表 「三つの政策」と「政策実現の三つの方向性」との関係



（注）指標の観点欄には、各観点（A「伸ばす」、B「つなぐ」、C「支える」）のうち、当該指標における「主たる観点」を記載しています。



## 【指標・目標値】

基本方針	政策指標	現状値	中間値 (27年度)	目標値 (32年度)	ページ
	児童・生徒の「生きる力」（確かな学力、豊かな人間性、健やかな体）がはぐくまれていると思う市民及び保護者の割合	市民 23.8% 保護者 31.2% (22年度)	40.0% 50.0%	50.0% 60.0%	12
	「伸ばす」「つなぐ」「支える」を評価するための指標（下記①）の達成状況	—	達成状況 70%以上 (中間値)	達成状況 70%以上 (目標値)	
	「教育基本計画」における三つの政策（下記②）の達成状況	—	達成状況 70%以上 (中間値)	達成状況 70%以上 (目標値)	

政策	観点	政策指標	現状値	中間値 (27年度)	目標値 (32年度)	ページ
政策実現の三つの方向性 ①	伸ばす	A	施策指標のうち観点Aの指標の達成状況	—	達成状況 70%以上 (中間値)	12
	つなぐ	B	施策指標のうち観点Bの指標の達成状況	—	達成状況 70%以上 (中間値)	
	支える	C	施策指標のうち観点Cの指標の達成状況	—	達成状況 70%以上 (中間値)	
三つの政策 ②	(政策1) 豊かな人間性と自律性をはぐくむ学校教育の充実	政策1における各施策の達成状況	—	達成状況 70%以上 (中間値)	達成状況 70%以上 (目標値)	
	(政策2) 学びあい響きあう社会教育の充実	政策2における各施策の達成状況	—	達成状況 70%以上 (中間値)	達成状況 70%以上 (目標値)	
	(政策3) 教育行政の効率的・効果的運営	政策3における各施策の達成状況	—	達成状況 70%以上 (中間値)	達成状況 70%以上 (目標値)	

政策	施策名	指標の観点	施策指標	現状値 (21年度)	中間値 (27年度)	目標値 (32年度)	ページ
(政策1) 豊かな人間性と自律性をはぐくむ学校教育の充実	(施策1) 学び続ける意欲と確かな学力を育てる学校教育の推進	A	学校が子どもたちの成長を促していると思う市民の割合	72.5% (22年度)	75.0%	80.0%	20
		A	学校で色々なことが分かるようになることが楽しい児童・生徒の割合	小学校6年生 45.0% 中学校3年生 32.0% (22年度)	55.0% 45.0%	65.0% 55.0%	
		A	学校での学習により、もっと調べたり考えたりしたい気持ちになる児童・生徒の割合	小学校6年生 26.0% 中学校3年生 13.0% (22年度)	40.0% 20.0%	50.0% 30.0%	
		A	学習内容が分かったと思う児童・生徒の割合	小学校6年生 40.6% 中学校3年生 23.6% (22年度)	50.0% 35.0%	60.0% 50.0%	
		A	児童・生徒が学習内容を分かっていると思う保護者の割合	小学生保護者 28.0% 中学生保護者 14.0% (22年度)	40.0% 20.0%	50.0% 30.0%	
		A	自分自身で考え、行動することができると思う児童・生徒の割合	小学校6年生 20.0% 中学校3年生 18.0% (22年度)	30.0% 30.0%	40.0% 40.0%	

# 第3部 第3章

## 計画の推進に向けて

政策	施策名	指標の観点	施策指標	現状値 (21年度)	中間値 (27年度)	目標値 (32年度)	ページ
(政策1) 豊かな人間性と自律性をはぐくむ学校教育の充実	(施策1) 学び続ける意欲と確かな学力を育てる学校教育の推進	A	ものごとを最後までやりとげて、うれしかったことがある児童・生徒の割合	小学校6年生 60.0% 中学校3年生 45.0% (22年度)	65.0% 55.0%	70.0% 65.0%	20
		A	体力・運動能力調査項目の全国平均比(30年前と比較して特に低下傾向が著しい50m走及びソフトボール、ハンドボール投げに着目する)	小学校5年生(男子) 50m走 9.27秒 (全国平均9.37秒) ソフトボール投げ 24.68m (全国平均25.41m) 小学校5年生(女子) 50m走 9.52秒 (全国平均9.64秒) ソフトボール投げ 14.31m (全国平均14.62m) 中学校2年生(男子) 50m走 8.08秒 (全国平均8.05秒) ハンドボール投げ 21.31m (全国平均21.27m) 中学校2年生(女子) 50m走 9.02秒 (全国平均8.90秒) ハンドボール投げ 13.27m (全国平均13.40m)	全国平均を上回る	全国平均を上回る	
		A	運動やスポーツをすることが好きな児童・生徒の割合	小学校6年生 65.0% 中学校3年生 50.0% (22年度)	70.0% 55.0%	75.0% 60.0%	
		B	学級の友達と学びあうことが楽しい児童・生徒の割合	小学校6年生 70.0% 中学校3年生 38.0% (22年度)	72.0% 50.0%	75.0% 60.0%	
		B	学校教育における地域人材等の資源活用数	458件	640件	960件	
		B	学習したことが自分の将来に役立つと思う児童・生徒の割合	小学校6年生 57.0% 中学校3年生 27.0% (22年度)	60.0% 40.0%	70.0% 50.0%	
		B	将来の夢や目標を持っている児童・生徒の割合	小学校6年生 75.0% 中学校3年生 44.0% (22年度)	78.0% 55.0%	80.0% 65.0%	
	(施策2) 心がふれあい安心して学べる学校教育の推進	B	授業が分からない時、先生や友達が助けてくれると思っている児童・生徒の割合	小学校6年生 44.0% 中学校3年生 30.0% (22年度)	55.0% 40.0%	65.0% 50.0%	24
		B	学校生活で困ったことが起きた時、先生や相談員が助けてくれると思っている児童・生徒の割合	小学校6年生 38.0% 中学校3年生 18.0% (平成22年度)	45.0% 30.0%	60.0% 40.0%	
		B	人が困っている時、進んで助けている児童・生徒の割合	小学校6年生 35.0% 中学校3年生 17.0% (22年度)	45.0% 25.0%	55.0% 35.0%	
		B	人の気持ちが分かる人間になりたいと思う児童・生徒の割合	小学校6年生 69.0% 中学校3年生 63.0% (22年度)	75.0% 70.0%	80.0% 75.0%	
		B	近所の人に会った時にあいさつしている児童・生徒の割合	小学校6年生 54.0% 中学校3年生 49.0% (22年度)	60.0% 60.0%	65.0% 70.0%	
		B	「学校へ行くこう週間」の延べ来校者数(保護者・家族及び地域の方など)	小学校 27,373人 中学校 7,351人 (平成20年度)	小学校 30,000人 中学校 10,000人	小学校 35,000人 中学校 15,000人	
		C	長期(年間30日以上)不登校児童・生徒数	小学校 17人 中学校 138人	13人 120人	10人 100人	





政策	施策名	指標の観点	施策指標	現状値 (21年度)	中間値 (27年度)	目標値 (32年度)	ページ	
(政策1) 豊かな人間性と自律性をはぐくむ学校教育の充実	(施策3) 質の高い学びを実現する学校づくりの推進	A	校内における教員間の授業公開数 (1校あたりの平均値)	170回	200回	250回	28	
		A	研修・講座に参加して効果があると感じ、実践しようと思う教職員の割合	58.0%	65.0%	70.0%		
		A	各学校での「学習指導講座」の開催回数	小学校 9回 中学校 7回	15回 10回	19回 13回		
	(施策4) 安全・安心で健やかに生活できる教育環境の整備		C	次代を担う子どもたちの成長のために必要な教育環境の整備が行われていると思う市民の割合	29.1% (22年度)	40.0%	50.0%	32
			C	自校方式の学校給食を実施している小学校数	15校	17校	19校	
			C	教室や体育館、運動場の施設を安心して利用できると思う児童・生徒の割合	小学校6年生 51.0% 中学校3年生 43.0% (22年度)	60.0% 55.0%	65.0% 65.0%	
			C	地域の大人に見守られていると思う児童・生徒の割合	小学校6年生 42.0% 中学校3年生 26.0% (22年度)	55.0% 35.0%	65.0% 45.0%	
			C	通学路が安全だと思う児童・生徒の割合	小学校6年生 27.0% 中学校3年生 30.0% (22年度)	40.0% 40.0%	50.0% 50.0%	
			C	大規模改修事業と環境改善事業 (トイレ改修率)の進捗	大規模改修事業 0% 環境改善事業 48.2%	40.0% 65.0%	100.0% 80.0%	
			C	学校内・登下校時の事故報告件数	学校内 41件 登下校時 6件	40件 6件以内	40件 6件以内	
C	児童一人あたりの給食食べ残し量	4.0kg	3.5kg	3.5kg				
C	朝食を毎日食べている児童・生徒の割合	小学校6年生 87.0% 中学校3年生 80.0% (22年度)	100.0% 100.0%	100.0% 100.0%				
(政策2) 学びあい響きあう社会教育の充実	(施策5) 大人と子どもが共に育ちあう社会教育の推進	A	地域が子どもたちの成長を促していると思う市民の割合	53.5% (22年度)	60.0%	65.0%	36	
		A	家庭が子どもたちの成長を促していると思う市民の割合	79.8% (22年度)	82.0%	85.0%		
		A	公民館を利用したことのある児童・生徒の割合	小学校6年生 18.0% 中学校3年生 4.0% (22年度)	30.0% 7.0%	40.0% 10.0%		
		A	図書館(分館、図書コーナーを含む)を利用したことのある児童・生徒の割合	小学校6年生 20.0% 中学校3年生 8.0% (22年度)	30.0% 15.0%	40.0% 20.0%		
		B	次代を担う子どもたちのために学校・家庭・地域の連携による教育活動の中で自ら活動に参加している市民の割合	11.2% (22年度)	20.0%	25.0%		
		B	社会教育主催事業・イベントへの参加者数	44,147人	46,000人	47,000人		
		B	公民館の年間利用者数	246,421人	285,000人	320,000人		
		B	公民館の利用率 (総利用時間/開館時間×100)	51.6%	60.0%	65.0%		

# 第3部 第3章

## 計画の推進に向けて

政策	施策名	指標の観点	施策指標	現状値 (21年度)	中間値 (27年度)	目標値 (32年度)	ページ
(政策2) 学びあい響きあう社会教育の充実	(施策5) 大人と子どもが 共に育ちあう社会 教育の推進	B	地域人材を活用した公民館事業の数	27事業	30事業	32事業	36
		B	図書館資料の市民平均貸出点数	4.2点	4.5点	5.0点	
		B	図書館の市民登録率	47.1%	60.0%	70.0%	
	(施策6) 自立への意欲と 夢をはぐくむ青年 の育成	B	小学校ふれあいプラザ設置校数及び 利用者数	設置校数 15校 利用者数 19,312人	19校 31,800人	19校 32,900人	40
		B	青少年育成推進協議会主催 「子ども大会」参加者数	10,110人	10,500人	11,000人	
		B	青少年会館の年間利用者数	168,544人	178,000人	200,000人	
		B	ジュニアリーダーの登録者数	48人	60人	65人	
	(施策7) 郷土に学び未来 を拓く学習環境 の整備	B	文化資料館を利用した延べ学校数及び 児童・生徒数（団体利用の人数）	利用小学校数 8校 利用児童数 803人 利用中学校数 6校 利用生徒数 65人	利用小学校数 15校 利用児童数 1,500人 利用中学校数 7校 利用生徒数 70人	利用小学校数 19校 利用児童数 1,900人 利用中学校数 8校 利用生徒数 80人	44
		C	文化資料館年間来館者数	文化資料館 5,867人 旧和田家 11,307人 旧三橋家 4,080人	23,000人	25,000人	
		C	文化財に関する講演会、展示・発表会 などの公開事業の参加者数	1,516人	1,600人	1,700人	
		C	文化財の指定件数	39件	42件	45件	
	(政策3) 教育行政の効率的・効果的運営	(施策8) 教育的効果を高 める教育行政の 推進	B	地域教育懇談会の参加者数	157人	400人	480人
C			学校ホームページを開設して、 広く情報発信をしている学校数	0校	32校	32校	
C			学校施設の開放件数	団体利用件数 13,392件 個人開放利用者数 43,098人	13,800件 44,000人	14,500件 44,800人	
C			教育委員が訪問する教育施設数	32件	50件	50件	
(施策9) 教育課題を明ら かにする調査・ 研究の推進		A	教育関係職員の研修参加者数	1,583人	2,200人	2,500人	52
		A	家庭教育や幼児期教育支援に関する講座 の参加者のうち、講座が効果的であり自ら 実践したいと思う参加者の割合	79.0%	80.0%	85.0%	
		A	「子どもの育ち」をテーマとした教育職員対 象講座の参加者のうち、自ら実践したいと 思う参加者の割合	77.0%	80.0%	85.0%	

※ 目標値設定基準

百分率による目標値は、次のとおり設定することとします。

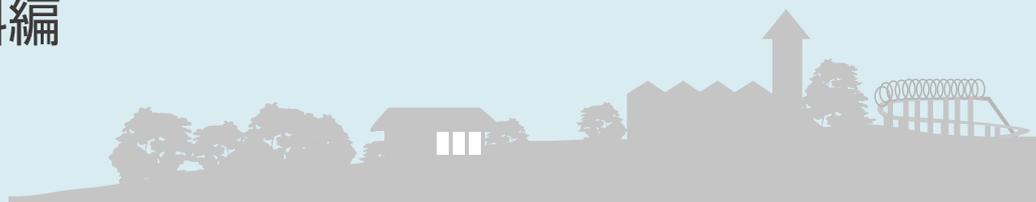
- ①現状値が70%以上の場合：5ポイント増を目安に、現状値を上回る数値
- ②現状値が50%以上70%未満の場合：現状値+10ポイント程度
- ③現状値が25%以上50%未満の場合：現状値+20ポイント程度
- ④現状値が25%未満の場合：現状値の2倍程度

なお、中間値は、現状値と目標値の中間の値とすることを基本として設定します。

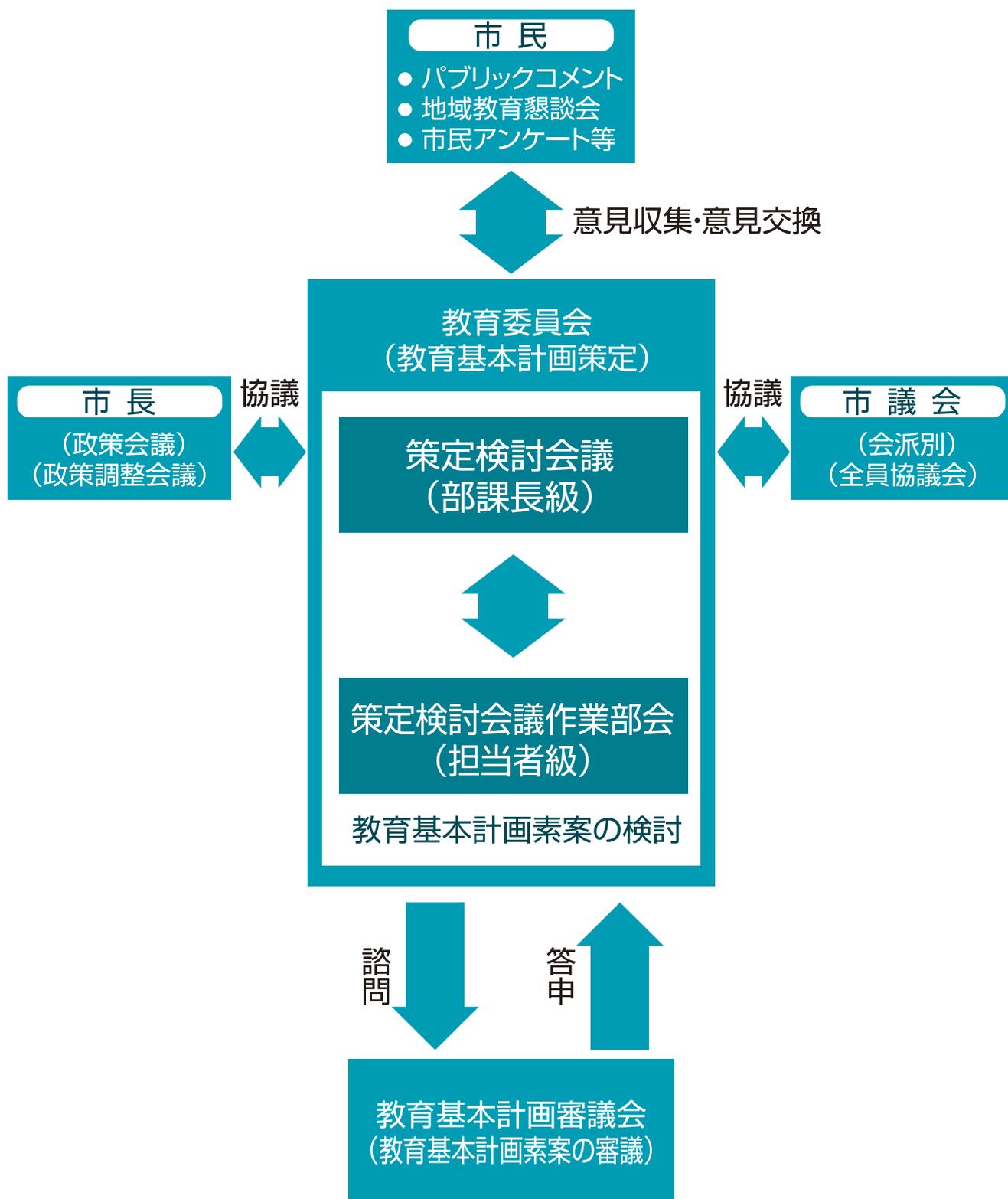


# 第4部

資料編



### 教育基本計画の策定体制



## 茅ヶ崎市教育基本計画審議会規則

平成 20 年 3 月 19 日  
教育委員会規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成 10 年茅ヶ崎市条例第 44 号）に基づき設置された茅ヶ崎市教育基本計画審議会（以下「審議会」という。）の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、茅ヶ崎市の教育に関する基本計画の策定及び変更並びに当該計画に基づく施策の推進に関する事項につき教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申するものとする。

(委員)

第 3 条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 市の区域内の公共的団体等の代表者
- (3) 学識経験を有する者

- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 6 条 審議会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、教育推進部教育政策課において処理する。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

### 茅ヶ崎市教育基本計画審議会委員名簿

#### 策定時

(敬称略・順不同)

委員の区分	氏名	所属団体の名称及びその役職の名称又は選任の方法
市民	山田 由美子	公募
市民	市村 陽子	公募
関係団体	豊田 泰治	茅ヶ崎市私立幼稚園協会会長
関係団体	神原 聡	茅ヶ崎市小学校長会
関係団体	椎原 久芳	茅ヶ崎市中学校長会
関係団体	倉崎 眞吾	鎌倉湘南地区高等学校長会
関係団体	木越 壽子	茅ヶ崎市社会教育委員会議議長
関係団体	近藤 英夫	茅ヶ崎市文化財保護審議会会長
関係団体	田中 君子	茅ヶ崎市公民館運営審議会委員連絡協議会
関係団体	裏 信夫	茅ヶ崎市自治会連絡協議会
関係団体	織岡 美法子	茅ヶ崎市青少年育成推進連絡会議
関係団体	藤木 幸子	茅ヶ崎市子ども会連絡協議会副会長
関係団体	前田 裕子	茅ヶ崎市PTA連絡協議会会長
学識経験者	◎ 上杉 賢士	千葉大学大学院教授
学識経験者	○ 川合 京子	元茅ヶ崎市立西浜小学校長

#### 中間見直し時

委員の区分	氏名	所属団体の名称及びその役職の名称又は選任の方法
市民	喜多 敦子	公募
市民	村松 直浩	公募
関係団体	益田 和子	茅ヶ崎市青少年育成推進連絡会議
関係団体	深瀬 幸子	茅ヶ崎市PTA連絡協議会
関係団体	近藤 圭子	茅ヶ崎市子ども会連絡協議会
関係団体	鈴木 葉子	茅ヶ崎市公民館運営審議会委員連絡協議会
関係団体	神本 直子	茅ヶ崎市小学校長会
関係団体	中島 孝明	茅ヶ崎市中学校長会
関係団体	園田 篤史	茅ヶ崎市立小学校教員
関係団体	作道 亜貴子	茅ヶ崎市立中学校教員
学識経験者	◎ 浜田 博文	筑波大学大学院教授
学識経験者	○ 金藤 ふゆ子	文教大学教授
学識経験者	宮瀧 交二	大東文化大学教授

◎会長 ○職務代理者

## 茅ヶ崎市教育基本計画審議会経過

No.	開催会議名	開催年月日	審議内容
1	第1回茅ヶ崎市教育基本計画審議会	平成20年12月24日	・茅ヶ崎市教育基本計画策定の考え方及び審議会等開催スケジュールについて ・既存プランの検証報告について
2	第2回茅ヶ崎市教育基本計画審議会	平成21年 2月26日	・第1回審議会の確認 ・茅ヶ崎市教育基本計画（素案）について
3	第3回茅ヶ崎市教育基本計画審議会	平成21年 3月26日	・第2回審議会の確認 ・第1章について
4	第4回茅ヶ崎市教育基本計画審議会	平成21年 4月28日	・第1章の意見整理 ・第2章について
5	第5回茅ヶ崎市教育基本計画審議会	平成21年 5月29日	・第2章の意見整理 ・第3章について
6	第6回茅ヶ崎市教育基本計画審議会	平成21年 6月23日	・これまでの審議会における意見の集約について ・審議会作業部会の報告について ・答申について
7	第7回茅ヶ崎市教育基本計画審議会	平成21年 7月31日	・第6回審議会における意見の集約について ・修正素案（答申書案）について
8	平成23年度 第1回茅ヶ崎市教育基本計画審議会	平成24年 2月20日	・平成24年度教育委員会の点検・評価の様式について ・平成24年度教育委員会の点検・評価に記載する事業について
9	平成24年度 第1回茅ヶ崎市教育基本計画審議会	平成24年 5月21日	・（諮問）平成24年度教育委員会の点検・評価について
10	平成24年度 第2回茅ヶ崎市教育基本計画審議会	平成24年 7月 2日	・教育に関し学識経験を有する者の知見について
11	平成24年度 第3回茅ヶ崎市教育基本計画審議会	平成24年 7月23日	・（答申）平成24年度教育委員会の点検・評価について
12	平成24年度 第4回茅ヶ崎市教育基本計画審議会	平成24年12月10日	・教育委員会の点検・評価における指標の見直しについて
13	平成24年度 第5回茅ヶ崎市教育基本計画審議会	平成25年 2月12日	・平成25年度教育委員会の点検・評価に記載する事業について ・教育基本計画第2次実施計画について
14	平成25年度 第1回茅ヶ崎市教育基本計画審議会	平成25年 5月21日	・（諮問）平成25年度教育委員会の点検・評価について
15	平成25年度 第2回茅ヶ崎市教育基本計画審議会	平成25年 7月12日	・教育に関し学識経験を有する者の知見について
16	平成25年度 第3回茅ヶ崎市教育基本計画審議会	平成25年 7月26日	・（答申）平成25年度教育委員会の点検・評価について
17	平成25年度 第4回茅ヶ崎市教育基本計画審議会	平成26年 1月17日	・平成26年度教育委員会の点検・評価に記載する事業について
18	平成26年度 第1回茅ヶ崎市教育基本計画審議会	平成26年 5月19日	・（諮問）平成26年度教育委員会の点検・評価について
19	平成26年度 第2回茅ヶ崎市教育基本計画審議会	平成26年 7月 7日	・教育に関し学識経験を有する者の知見について
20	平成26年度 第3回茅ヶ崎市教育基本計画審議会	平成26年 7月28日	・（答申）平成26年度教育委員会の点検・評価について ・教育基本計画中間評価（素案）及び中間見直しの様式について
21	平成26年度 第4回茅ヶ崎市教育基本計画審議会	平成26年 8月11日	・（諮問）教育基本計画中間見直し（素案）について ・教育基本計画中間評価（素案）及び中間見直し（素案）について
22	平成26年度 第5回茅ヶ崎市教育基本計画審議会	平成26年 9月 4日	・教育基本計画中間評価（素案）及び中間見直し（素案）について
23	平成26年度 第6回茅ヶ崎市教育基本計画審議会	平成26年 9月29日	・（答申）教育基本計画中間見直し（素案）について
24	平成26年度 第7回茅ヶ崎市教育基本計画審議会	平成27年 2月16日	・教育基本計画中間見直しにおけるパブリックコメントの実施結果について ・平成27年度教育委員会の点検・評価に記載する事業について

# 第4部

## 資料編

### 茅ヶ崎市教育基本計画策定経過（教育委員会内部会議）

No.	開催会議名	開催年月日	審議内容
1	第1回茅ヶ崎市教育プラン 検討プロジェクト会議	平成19年10月 4日	教育プランのあり方等について
2	第2回茅ヶ崎市教育プラン 検討プロジェクト会議	平成19年10月17日	教育プランのあり方、策定方法等について
3	第3回茅ヶ崎市教育プラン 検討プロジェクト会議	平成19年10月26日	教育プランのあり方、策定方法等について
4	第4回茅ヶ崎市教育プラン 検討プロジェクト会議	平成19年11月 5日	教育プランのコンセプト、スケジュール等について
5	第1回茅ヶ崎市教育ビジョン策定 検討会議及び同作業部会合同会議	平成20年 1月 4日	教育ビジョンの概要及び策定等について
6	第1回茅ヶ崎市教育ビジョン策定 検討会議生涯学習部会	平成20年 1月22日	次期総合計画の経過、作業の確認
7	第1回茅ヶ崎市教育ビジョン策定 検討会議学校教育部会	平成20年 2月 7日	現況・課題の検討
8	第2回茅ヶ崎市教育ビジョン策定 検討会議生涯学習部会	平成20年 2月19日	分野ごとの現況・課題等の検討
9	第1回茅ヶ崎市教育ビジョン策定 検討会議理念部会	平成20年 3月 7日	課題等確認、生涯学習について
10	第3回茅ヶ崎市教育ビジョン策定 検討会議生涯学習部会	平成20年 3月25日	分野ごとの現況・課題等の検討
11	第2回茅ヶ崎市教育基本計画策定 検討会議	平成20年 4月15日	各部会の進行報告、分野の見直し等について
12	第2回茅ヶ崎市教育基本計画策定 検討会議学校教育部会	平成20年 6月 6日	現況・課題の検討
13	第2回茅ヶ崎市教育基本計画策定 検討会議理念部会	平成20年 7月 8日	生涯学習、青少年、文化、スポーツの棲み分けについて
14	第3回茅ヶ崎市教育基本計画策定 検討会議理念部会	平成20年 7月14日	理念の検討
15	第3回茅ヶ崎市教育基本計画策定 検討会議学校教育部会	平成20年 7月29日	現況・課題の検討
16	第4回茅ヶ崎市教育基本計画策定 検討会議理念部会	平成20年 9月18日	構成案の検討
17	第3回茅ヶ崎市教育基本計画策定 検討会議	平成20年10月31日	茅ヶ崎市教育基本計画審議会、構成案等について
18	第1回茅ヶ崎市教育基本計画策定 検討会議社会教育部会（小部会）（図書館）	平成20年11月13日	施策シートの作成について
19	第2回茅ヶ崎市教育基本計画策定 検討会議社会教育部会（小部会）（生涯学習課）	平成20年11月17日	施策シートの作成について
20	第3回茅ヶ崎市教育基本計画策定 検討会議社会教育部会（小部会）（青少年課）	平成20年11月19日	施策シートの作成について
21	第4回茅ヶ崎市教育基本計画策定 検討会議社会教育部会（小部会）（公民館）	平成20年11月20日	施策シートの作成について
22	第4回茅ヶ崎市教育基本計画策定 検討会議学校教育部会	平成20年11月21日	教育基本計画の構成等について 今後の作業について
23	第4回茅ヶ崎市教育基本計画策定 検討会議	平成20年12月22日	茅ヶ崎市教育基本計画審議会、構成案等について
24	第5回茅ヶ崎市教育基本計画策定 検討会議社会教育部会	平成21年 1月23日	諮問に係る施策等の確認

No.	開催会議名	開催年月日	審議内容
25	第5回茅ヶ崎市教育基本計画策定 検討会議学校教育部会	平成21年 1月28日	諮問に係る施策等の確認
26	第5回茅ヶ崎市教育基本計画策定 検討会議	平成21年 1月30日	作成コンセプト、構成案、素案について
27	第6回茅ヶ崎市教育基本計画策定検討 会議	平成21年 2月10日	構成案、素案について
28	第7回茅ヶ崎市教育基本計画策定検討 会議	平成21年 3月18日	第3回茅ヶ崎市教育基本計画審議会審議内容の確認
29	第6回茅ヶ崎市教育基本計画策定 検討会議学校教育部会	平成21年 4月17日	茅ヶ崎市教育基本計画審議会でのこれまでの 審議内容について
30	第8回茅ヶ崎市教育基本計画策定 検討会議	平成21年 4月24日	第4回茅ヶ崎市教育基本計画審議会審議内容の確認
31	第6回茅ヶ崎市教育基本計画策定 検討会議社会教育部会	平成21年 5月15日	第4回茅ヶ崎市教育基本計画審議会の審議内容について
32	第9回茅ヶ崎市教育基本計画策定 検討会議	平成21年 5月25日	第5回茅ヶ崎市教育基本計画審議会審議内容の確認 第3部の内容等について
33	第10回茅ヶ崎市教育基本計画策定検討 会議	平成21年 6月16日	第6回茅ヶ崎市教育基本計画審議会審議内容の確認
34	第7回茅ヶ崎市教育基本計画策定検討 会議社会教育部会 (小部会) (青少年課)	平成21年 6月29日	修正素案について
35	第8回茅ヶ崎市教育基本計画策定検討 会議社会教育部会 (小部会) (生涯学習課)	平成21年 6月29日	修正素案について
36	第9回茅ヶ崎市教育基本計画策定検討 会議社会教育部会 (小部会) (公民館)	平成21年 6月30日	修正素案について
37	第10回茅ヶ崎市教育基本計画策定検討 会議社会教育部会 (小部会) (図書館)	平成21年 6月30日	修正素案について
38	第7回茅ヶ崎市教育基本計画策定検討 会議学校教育部会	平成21年 7月 3日	修正素案について
39	第11回茅ヶ崎市教育基本計画策定検討 会議	平成21年 7月22日	修正素案について 指標・目標値について 第3部について
40	第12回茅ヶ崎市教育基本計画策定検討 会議	平成21年 8月19日	修正素案について 計画策定までのプロセスについて 指標・目標値について 第3部について 重点施策について
41	第13回茅ヶ崎市教育基本計画策定検討 会議	平成21年 9月14日	重点施策について 第2部について 第3部 市長部局との連携について 第3部 指標・目標値について
42	第8回茅ヶ崎市教育基本計画策定検討 会議学校教育部会	平成21年 9月28日	修正素案 (答申書) 及び計画案について
43	第14回茅ヶ崎市教育基本計画策定検討 会議	平成21年 9月29日	教育基本計画 (案) について 事業費の算定について
44	第15回茅ヶ崎市教育基本計画策定検討 会議	平成21年10月28日	教育基本計画 (案) について 今後のスケジュールについて
45	第16回茅ヶ崎市教育基本計画策定検討 会議	平成21年11月18日	指標・目標値について
46	第9回茅ヶ崎市教育基本計画策定検討 会議学校教育部会	平成22年 3月10日	パブリックコメント実施結果及び教育基本計画 (案) について
47	第17回茅ヶ崎市教育基本計画策定検討 会議	平成22年 3月16日	パブリックコメント実施結果及び教育基本計画 (案) について

### 「茅ヶ崎市教育基本計画（案）」についてのパブリックコメント実施結果

- 1 募集期間 平成21年12月18日（金）～平成22年1月19日（火）
- 2 意見の件数 142件
- 3 意見提出者数 36人
- 4 内容別の意見件数

◆教育基本計画全体に関する意見	18件
◆教育基本計画の個別内容に関する意見	
◇第1部 教育基本計画について	8件
◇第2部 施策体系別計画について	
第1章 豊かな人間性と自律性をはぐくむ学校教育の充実に関する意見	38件
第2章 学びあい響きあう社会教育の充実に関する意見	49件
第3章 教育行政の効率的・効果的運営に関する意見	1件
◇第3部 計画の推進に向けてについて	
市長部局との連携施策に関する意見	7件
進行管理に関する意見	10件
指標・目標値に関する意見	5件
◆その他の意見について	6件

網掛けの部分は意見を受け一部修正を加えた項目

修正後	修正前
<p><b>8ページ</b>  <b>計画策定の趣旨</b>  (中略)本市では、この二つのプランを検証しながら、「<b>教育は人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期しておこなわなければならない</b>」という<b>教育基本法の教育の目的を踏まえ</b>、生涯にわたる人格形成という生涯学習の考え方を尊重しつつ、学校教育と社会教育におけるそれぞれの役割と連携を明らかにし、教育行政の総合的、計画的、効果的な推進を図ることを目的として、明日を担う次世代の育成に重点を置いた「茅ヶ崎市教育基本計画」をここに策定します。</p>	<p><b>3ページ</b>  <b>計画策定の趣旨</b>  (中略)本市では、この二つのプランを検証しながら、生涯にわたる人格形成という生涯学習の考え方を尊重しつつ、学校教育と社会教育におけるそれぞれの役割と連携を明らかにし、教育行政の総合的、計画的、効果的な推進を図ることを目的として、明日を担う次世代の育成に重点を置いた「茅ヶ崎市教育基本計画」をここに策定します。</p>
<p><b>38ページ</b>  <b>①大人と子どもの多様な学習機会の提供</b>  社会の動向や地域の現況等を見据え、環境、<b>平和</b>、福祉、男女共同参画、少子・高齢化、情報化、国際化などの現代的課題や地域課題等の社会的要請に対応した先見性と参加性を持った学習機会を提供します。(以下略)</p>	<p><b>24ページ</b>  <b>(1)大人と子どもの多様な学習機会の提供</b>  社会の動向や地域の現況等を見据え、環境、福祉、男女共同参画、少子・高齢化、情報化などの現代的課題や地域課題等の社会的要請に対応した先見性と参加性を持った学習機会を提供します。(以下略)</p>

修正後	修正前
<p><b>23ページ</b>  <b>⑤地域の教育資源を生かした教育活動の展開</b>  学校は、これまでの地域連携の取組みをつなげ、<b>教科学習や総合的な学習の時間等において</b>、地域の教育資源（<b>ひと、もの、自然、歴史、文化など</b>）を生かした授業づくりなど特色ある教育活動を展開します。(以下略)</p>	<p><b>15ページ</b>  <b>(5)地域の教育資源を生かした教育活動の展開</b>  学校が、これまでの地域連携の取組みをつなげ、地域の教育資源を生かした授業づくりなど特色ある教育活動を展開します。(以下略)</p>
<p><b>32ページ</b>  <b>【現況】</b>  学校保健安全法（<b>旧学校保健法</b>）の<b>施行</b>や<b>労働安全衛生法の改正</b>、<b>環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律</b>や食育基本法の制定などにより、教育の質の向上を支える基盤の整備が求められています。</p>	<p><b>20ページ</b>  <b>【現況】</b>  学校保健安全法や労働安全衛生法の改正、食育基本法の制定などにより、教育の質の向上を支える基盤の整備が求められています。</p>
<p><b>34ページ</b>  <b>①安全で快適な教育環境の充実</b>  児童・生徒が快適で充実した教育環境の中で学べるよう<b>学校施設を環境に配慮した施設へと改修（大規模改修事業や環境改善事業）すると共に、太陽光発電等の導入や学校の緑化を実施します。</b>(以下略)</p>	<p><b>21ページ</b>  <b>(1)安全で快適な教育環境の充実</b>  児童・生徒が快適で充実した教育環境の中で学べるよう大規模改修事業や環境改善事業を実施します。(以下略)</p>

修正後	修正前
<p><b>26ページ</b>  <b>②児童・生徒一人一人の成長に必要な支援の充実</b>  …(略)、特別支援教育の<b>充実</b>や、<b>外国籍児童・生徒への教育的配慮</b>など、児童・生徒の…(略)</p>	<p><b>17ページ</b>  <b>(2)児童・生徒一人一人の成長に必要な支援の充実</b>  …(略)、特別支援教育の環境を充実し、児童生徒の…(略)</p>

修正後	修正前
<p>38ページ</p> <p>①大人と子どもの多様な学習機会の提供 …(略)、環境、平和、福祉、男女共同参画、少子・高齢化、情報化、<b>国際化</b>などの現代的課題や地域課題等の社会的要請に…(略)</p>	<p>24ページ</p> <p>(1)大人と子どもの多様な学習機会の提供 …(略)、環境、福祉、男女共同参画、少子・高齢化、情報化などの現代的課題や地域課題等の社会的要請に…(略)</p>
<p>22ページ</p> <p>②健やかな心身の育成 (中略)また、幼児期の成長過程をつなげ、規則正しい生活習慣を形成すると共に、<b>健やかな体(健康・体力)</b>づくりのための教育活動を展開します。</p> <p>12ページ</p> <p>(2)三つの政策 ①豊かな人間性と自律性をはぐくむ学校教育の充実 (中略)「学びの質」を高め、より実感(対象との内面的対話)を伴う学びを創り出し、<b>生きる力(確かな学力【知】、豊かな人間性と自律性【徳】、健やかな体(健康・体力)【体】)</b>をはぐくんでいきます。</p> <div data-bbox="167 1086 790 1377"> <p><b>伸ばす</b> 確かな学力 自律性 健やかな体</p> <p><b>つなぐ</b> 共感 市民性 豊かな人間性</p> <p><b>生きる力</b></p> <p>学びの質を高め、子どもたちが生涯にわたって学び続けるために必要な<b>確かな学力・自律性・健やかな体</b>をはぐくみます</p> <p>共に伸びるために必要な学びあい響きあう教育の創造を通して<b>豊かな人間性と市民性</b>をはぐくみます</p> <p><b>支える</b> 教育環境整備 調査・研究 点検・評価 安全安心 教育の効果を最大限に上げるために、心的・物的の両面から点検・評価し、安全で安心な教育環境の整備を進めます</p> </div>	<p>15ページ</p> <p>(2)健やかな心身の育成 (中略)また、幼児期の成長過程をつなげ、規則正しい生活習慣を形成すると共に、健康な体づくりのための教育活動を展開します。</p> <p>7ページ</p> <p>(2)三つの政策 ①豊かな人間性と自律性をはぐくむ学校教育の充実 (中略)「学びの質」を高め、より実感(対象との内面的対話)を伴う学びを創り出し、<b>確かな学力、豊かな人間性と自律性</b>をはぐくんでいきます。</p> <div data-bbox="813 1086 1436 1377"> <p><b>伸ばす</b> 質の高い学び 確かな学力 自律性</p> <p><b>つなぐ</b> 共感 市民性 豊かな人間性</p> <p><b>生きる力</b></p> <p>学びの質を高め、子どもたちが生涯にわたって学び続けるために必要な<b>確かな学力と自律性</b>をはぐくみます</p> <p>共に伸びるために必要な学びあい響きあう教育の創造を通して<b>豊かな人間性と市民性</b>をはぐくみます</p> <p><b>支える</b> 教育の効果を最大限に上げるために、心的・物的の両面から点検・評価し、安全で安心な教育環境の整備を進めます</p> </div>
<p>10ページ</p> <p>(略)…また、地域には、「ひと」「もの」「自然」<b>【歴史】</b>「文化」など、価値ある教育資源があり…(略)</p> <p>14ページ</p> <p>重点施策2の図表左上</p> <div data-bbox="454 1601 742 1892"> <p>地域の教育資源</p> </div> <p>44ページ</p> <p>第3節(施策7)郷土に学び未来を拓く学習環境の整備 <b>(歴史・自然・文化等の教育資源を活用した地域発の学びを通して)</b></p>	<p>5ページ</p> <p>(略)…また、地域には、「ひと」「もの」「自然」「文化」など、価値ある教育資源があり…(略)</p> <p>8ページ</p> <p>重点施策2の図表左上</p> <div data-bbox="1077 1601 1364 1892"> <p>地域の教育資源</p> </div> <p>28ページ</p> <p>第3節(施策7)郷土に学び未来を拓く学習環境の整備 (文化財・自然等の教育資源を活用した地域発の学びを通して)</p>

修正後	修正前
<p><b>46ページ</b></p> <p><u>①郷土の歴史や自然等に学ぶ学習機会の提供と教育活動の展開</u> 文化資料館や民俗資料館において、郷土の歴史や自然、文化などの教育資源を有効に活用した事業を実施します。併せて、文化資料館と美術館、他市の博物館等との多種多様な資料の相互利用を図り、様々な学習ニーズに対応した学習機会を提供します。</p> <p>また、若い人たちが郷土の歴史や自然に愛着を持ち…（略）</p> <p><u>②文化財の調査・収集と保護</u> 文化財の保護に向けて…（略） 祭囃子や民謡など地域に伝わる郷土芸能等の無形の文化財についても、茅ヶ崎の歴史と文化を伝える大切なものとして保存し、後世に継承できるよう活動場所を確保し、後継者の育成を支援します。</p> <p>また、埋蔵文化財については、開発等に伴う届出を基に、確認調査等を実施し、それらの保護、保存を図ると共に、膨大な現存資料及び今後増加する資料を適正に保管・活用します。</p> <p><u>③文化財保護意識の啓発</u> 茅ヶ崎の大切な文化財を後世に伝えるため、郷土芸能大会、文化財講演会、遺跡調査発表・展示会等の事業を展開し、文化財保護意識の普及と啓発を行います。</p> <p><u>④郷土の魅力の発見・再発見と地域社会の賑わいの創出</u></p>	<p><b>30ページ</b></p> <p>(1) 文化財保護意識の啓発と多彩な教育・普及活動の展開 まちの大切な文化財を後世に伝えるため、郷土芸能大会、文化財講演会、遺跡調査発表・展示会等の事業を展開し、文化財保護意識の普及と啓発を行います。 地域の歴史や文化、自然など多様な文化財を有効に活用するため、文化資料館や民俗資料館を活用しての各種事業や、文化資料館と美術館、他市の博物館等との多種多様な資料の相互利用を図るなど、様々な学習ニーズに対応した充実した学習の機会を提供するなど普及活動を促進します。 また、若い人たちが郷土に愛着を持ち…（略）</p> <p>(2) 文化財・埋蔵文化財の調査・収集と保護 文化財の保護に向けて…（略） また、開発等に伴う届出を基に、確認調査等の実施により、地域に残されている埋蔵文化財を保護すると共に、膨大な現存資料及び今後増加する資料を適正に保管・活用します。 祭囃子や民謡など地域に伝わる郷土芸能等の無形の文化財についても、茅ヶ崎の歴史と文化を伝える大切なものとして保存し後世に継承できるよう活動場所を確保し、後継者の育成を支援します。</p> <p>(3) 郷土の魅力の発見・再発見と地域社会の賑わいの創出</p>
<p><b>47ページ</b></p> <p><u>⑤史跡の保存整備と活用</u></p>	<p><b>31ページ</b></p> <p>(4) 史跡の保存整備と活用</p>
<p><b>47ページ</b></p> <p><u>⑥郷土を語る文化資料館の整備</u></p>	<p><b>31ページ</b></p> <p>(5) 郷土を語る文化資料館の整備</p>
修正後	修正前
<p><b>67ページ</b></p> <p>1 環境教育の充実 教育委員会は、<u>人類全体の課題である地球環境保全を環境教育の一環として捉え、自然エネルギーの有効利用をはじめとした環境負荷の低減や、生物多様性など自然環境の保全について、学校教育や社会教育において、環境教育を積極的に進めます。</u></p> <p>2 都市環境の保全・創造 教育委員会は、<u>本市の植生に配慮した「学校緑化事業」など環境に配慮した施設整備や、「施設のバリアフリー化」「防災性の高い施設整備」など潤いと安らぎのある、利用しやすい安全な施設整備を推進します。</u></p> <p>3 環境負荷の低減 教育委員会は、<u>環境負荷を低減するため、教育施設における太陽光発電などの自然エネルギーの利用や、省エネルギー化を推進します。また、雨水の利用や学校給食残渣の堆肥化の協力など、資源の効率的な利用を進めます。</u></p>	<p><b>44ページ</b></p> <p>1 都市環境の保全・整備 教育委員会は、「学校緑化事業」「施設のバリアフリー化」や「防災性の高い施設整備」を行い、環境に配慮した潤いと安らぎのあるまちづくりを推進します。</p> <p>3 環境教育の充実 教育委員会は、自然環境に配慮し、教育資源として活用しながら、学校、地域、家庭における自然環境教育・啓発を積極的に推進します。</p> <p>2 環境負荷の低減 教育委員会は、学校における太陽光発電など「省エネルギーや再生利用の推進」と「給食残渣の堆肥化への協力」など、環境負荷低減に向けた取り組みを行ない、資源の効率的利用を進めます。</p>

# 第4部

## 資料編

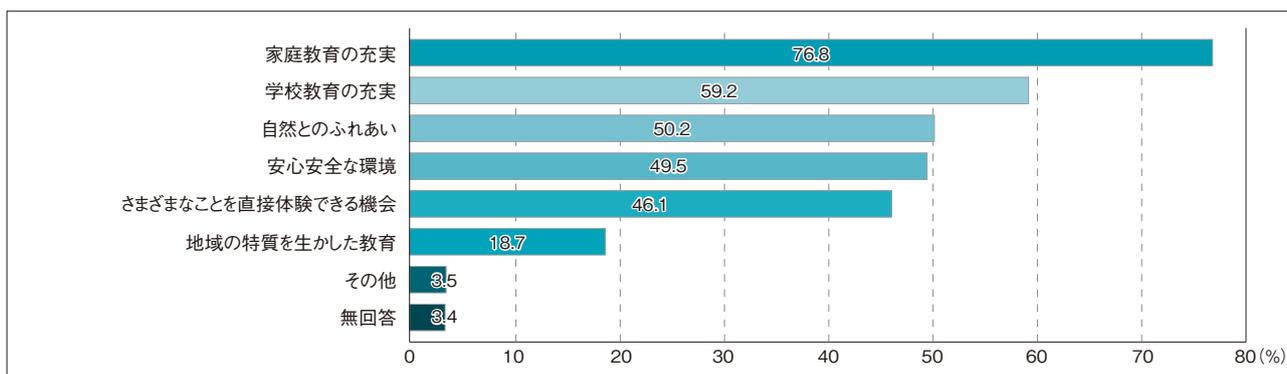
### 地域教育懇談会開催経過

No.	開催地区	開催年月日	テーマ
1	小和田小学校区	平成20年 1月12日	教育政策課の取組みについて
2	緑が浜小学校区	平成20年 1月23日	地域の教育力について
3	小出地区	平成20年 2月13日	(1) 家庭・学校・地域の連携 (2) 戸外の遊びと異年齢間の遊びの現状 (3) 地域のバリアフリー
4	小出地区	平成20年 3月12日	(1) 家庭・学校・地域の連携 (2) 戸外の遊びと異年齢間の遊びの現状 (3) 地域のバリアフリー
5	室田小学校区	平成20年 7月 3日	教育政策課の取組みについて
6	小出地区	平成20年 9月26日	インターネット世界の子どもたち ~その実態と対応~
7	室田小学校区	平成20年11月 5日	「地域・家庭の現状を考える1」
8	室田小学校区	平成20年12月 4日	「地域・家庭の現状を考える2」
9	円蔵小学校区	平成21年 2月19日	子育てについて
10	室田小学校区	平成21年 3月 4日	1・2回の総括
11	浜之郷小学校区	平成21年 4月23日	教育政策課の取組みについて
12	浜之郷小学校区	平成21年 6月27日	今の子ども 昔の子ども 私たちも昔子どもだった ~子どもをはぐくむことを子どもの目線で考えることとした~
13	浜之郷小学校区	平成21年10月16日	こんなとき わたしは 子どもにこう向かいあう
14	浜之郷小学校区	平成21年11月24日	教育基本計画(案)について
15	松浪小学校区	平成21年12月 2日	教育基本計画(案)について
16	浜須賀小学校区	平成21年12月 4日	教育基本計画(案)について
17	梅田学区	平成21年12月 5日	教育基本計画(案)について
18	小出地区	平成21年12月 9日	教育基本計画(案)について
19	東海岸小学校区	平成21年12月19日	教育基本計画(案)について
20	鶴嶺小学校区	平成22年 1月 8日	教育基本計画(案)について
21	緑が浜小学校区	平成22年 1月13日	教育基本計画(案)について
22	小出地区	平成22年 1月13日	教育基本計画(案)について
23	今宿小学校区	平成22年 1月15日	教育基本計画(案)について
24	柳島小学校区	平成22年 1月17日	教育基本計画(案)について
25	小和田小学校区	平成22年 1月28日	教育基本計画(案)について
26	室田小学校区	平成22年 2月 3日	教育基本計画(案)について
27	円蔵小学校区	平成22年 2月16日	教育基本計画(案)について
28	浜之郷小学校区	平成22年 3月 9日	学校のために わたしたちが したいこと できること
29	浜之郷小学校	平成22年 7月20日	子どもの成長をみまもる
30	鶴嶺小学校	平成22年10月23日	教育基本計画実施計画について
31	小和田公民館	平成23年 2月 4日	教育基本計画及び第1次実施計画(素案)説明会
32	鶴嶺公民館	平成23年 2月 6日	教育基本計画及び第1次実施計画(素案)説明会
33	松林公民館	平成23年 2月 6日	教育基本計画及び第1次実施計画(素案)説明会
34	小出地区コミュニティセンター	平成23年 2月 9日	教育基本計画及び第1次実施計画(素案)説明会
35	香川公民館	平成23年 2月19日	教育基本計画及び第1次実施計画(素案)説明会
36	図書館	平成23年 2月20日	教育基本計画及び第1次実施計画(素案)説明会
37	南湖公民館	平成23年 2月20日	教育基本計画及び第1次実施計画(素案)説明会

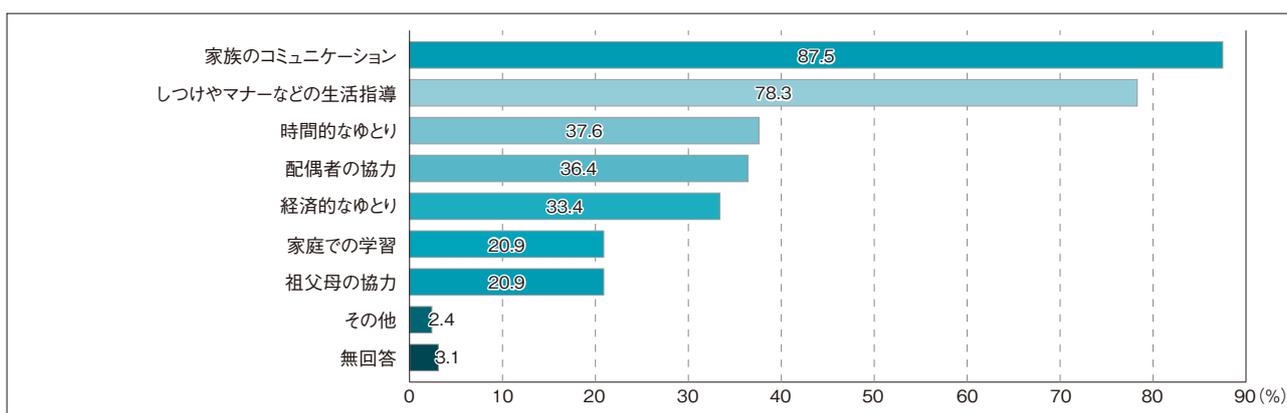
38	鶴嶺中学校区	平成23年 6月25日	家庭、地域、学校 共に育つ茅ヶ崎の教育を考える
39	円蔵中学校区	平成23年 6月25日	家庭、地域、学校 共に育つ茅ヶ崎の教育を考える
40	中島中学校区	平成23年 6月26日	家庭、地域、学校 共に育つ茅ヶ崎の教育を考える
41	浜須賀中学校区	平成23年 6月26日	家庭、地域、学校 共に育つ茅ヶ崎の教育を考える
42	浜之郷小学校	平成23年 7月 2日	家庭、地域、学校 共に育つ茅ヶ崎の教育を考える
43	第一中学校区	平成23年 7月30日	家庭、地域、学校 共に育つ茅ヶ崎の教育を考える
44	鶴が台中学校区	平成23年 8月 6日	家庭、地域、学校 共に育つ茅ヶ崎の教育を考える
45	赤羽根中学校区	平成23年 8月 6日	家庭、地域、学校 共に育つ茅ヶ崎の教育を考える
46	松浪中学校区	平成23年 8月20日	家庭、地域、学校 共に育つ茅ヶ崎の教育を考える
47	北陽中学校区	平成23年 8月20日	家庭、地域、学校 共に育つ茅ヶ崎の教育を考える
48	松林中学校区	平成23年 10月22日	家庭、地域、学校 共に育つ茅ヶ崎の教育を考える
49	萩園中学校区	平成23年 10月22日	家庭、地域、学校 共に育つ茅ヶ崎の教育を考える
50	西浜中学校区	平成23年 11月19日	家庭、地域、学校 共に育つ茅ヶ崎の教育を考える
51	梅田中学校区	平成23年 11月19日	家庭、地域、学校 共に育つ茅ヶ崎の教育を考える
52	AGCセイミケミカル(株)	平成23年 12月16日	家庭、地域、学校 共に育つ茅ヶ崎の教育を考える
53	湘南CORUN ENERGY(株)	平成24年 2月15日	家庭、地域、学校 共に育つ茅ヶ崎の教育を考える
54	浜須賀保育園	平成24年 1月21日	家庭、地域、学校 共に育つ茅ヶ崎の教育を考える
55	浜之郷小学校	平成24年 1月21日	家庭、地域、学校 共に育つ茅ヶ崎の教育を考える
56	松林公民館	平成24年 10月30日	地域ではぐくむ茅ヶ崎の子ども
57	南湖公民館	平成24年 11月 8日	地域ではぐくむ茅ヶ崎の子ども
58	小和田公民館	平成24年 11月 8日	地域ではぐくむ茅ヶ崎の子ども
59	東海カーボン(株)	平成24年 12月17日	地域ではぐくむ茅ヶ崎の子ども
60	浜須賀保育園	平成25年 1月19日	地域で子育て！ ～子どもの育ちを支える取組～
61	鶴嶺公民館	平成25年 1月29日	地域ではぐくむ茅ヶ崎の子ども
62	小出支所	平成25年 2月 1日	地域ではぐくむ茅ヶ崎の子ども
63	浜之郷小学校	平成25年 10月 5日	子どもの生きている世界と大人の関わり 1
64	南湖公民館	平成25年 10月11日	地域で！ 家庭で！ その一言を相手に伝えるコミュニケーション術
65	松林公民館	平成25年 10月11日	地域で！ 家庭で！ その一言を相手に伝えるコミュニケーション術
66	商工会議所	平成25年 10月24日	茅ヶ崎の子どもを取り巻く現状と課題
67	香川公民館	平成25年 10月31日	スマートフォンから見えてくる今どきの子ども事情
68	湘南マドカ幼稚園	平成25年 11月 6日	一緒に子育て！
69	小和田公民館	平成25年 11月 7日	スマートフォンから見えてくる今どきの子ども事情
70	鶴嶺公民館	平成25年 11月 8日	スマートフォンから見えてくる今どきの子ども事情
71	めぐみの子幼稚園	平成26年 1月15日	一緒に子育て！
72	浜之郷小学校	平成26年 2月 1日	子どもの生きている世界と大人の関わり 2
73	小和田公民館	平成26年 10月31日	考えよう！ やってみよう！ サイバー社会で子どもたちを守るためにできること
74	松林公民館	平成26年 10月31日	考えよう！ やってみよう！ サイバー社会で子どもたちを守るためにできること
75	南湖公民館	平成26年 11月 7日	心を育て 体をつくる 「食育講座」
76	香川公民館	平成26年 11月 8日	地域で！ 家庭で！ その一言を相手に伝えるコミュニケーション術
77	鶴嶺公民館	平成26年 11月12日	心を育て 体をつくる 「食育講座」
78	浜之郷小学校	平成27年 2月14日	「子どもが育つ」ということと「大人の役割」

### 平成19年度実施茅ヶ崎市市政アンケート「教育について」より

#### ◆問1 子どもの教育にとって大切なことはどのようなことですか？（複数回答）

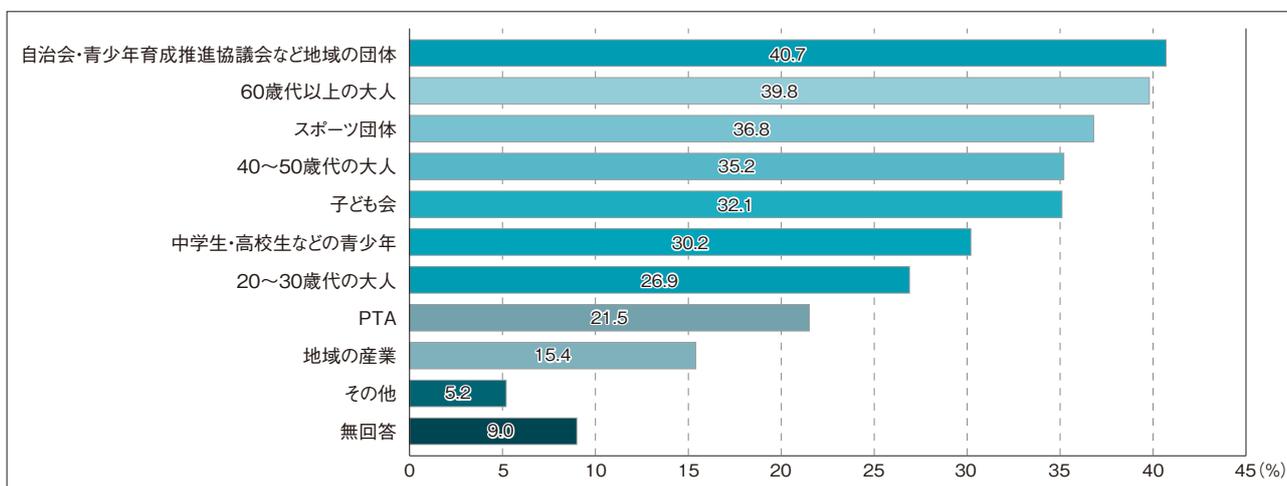


#### ◆問2 家庭教育のために大切なことはどのようなことですか？（複数回答）

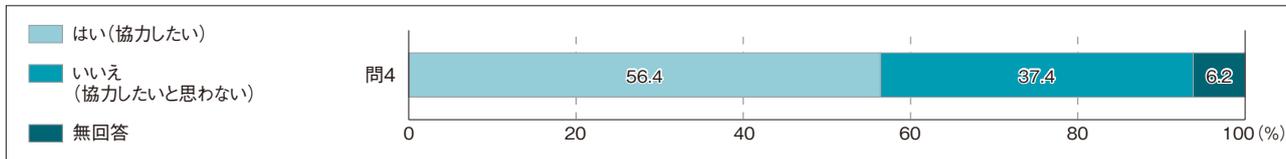


#### ◆問3 地域の教育力（※1）の要因として欠かせない「地域の大人・地域の団体等」とは具体的に何だと思いませんか？（複数回答）

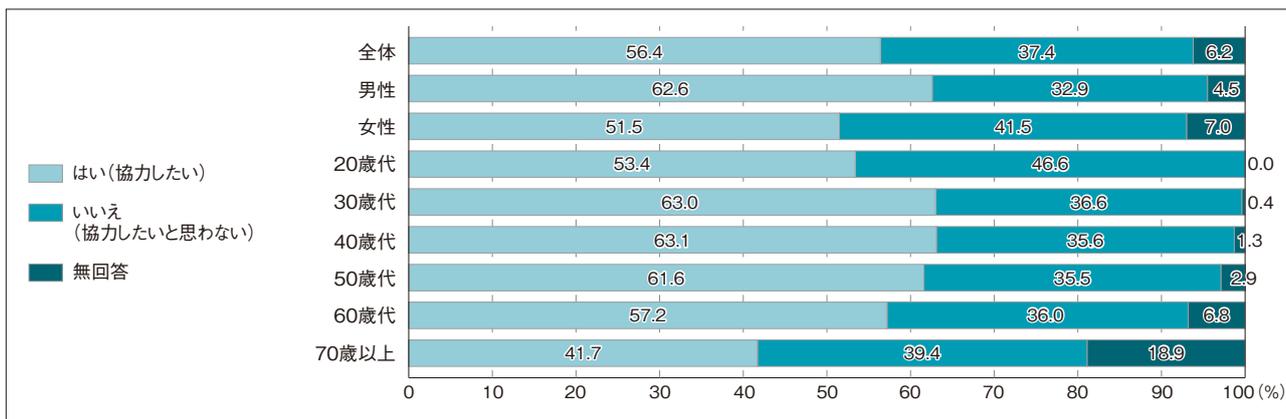
※1 地域の教育力とは、子どもたちの学びにおいて、優れた影響を与えるであろう地域社会に存在する、あらゆる人物、自然等を指します。



◆問4 家庭、学校、地域などの教育の場面で、協力できる機会があれば協力したいと思いますか？

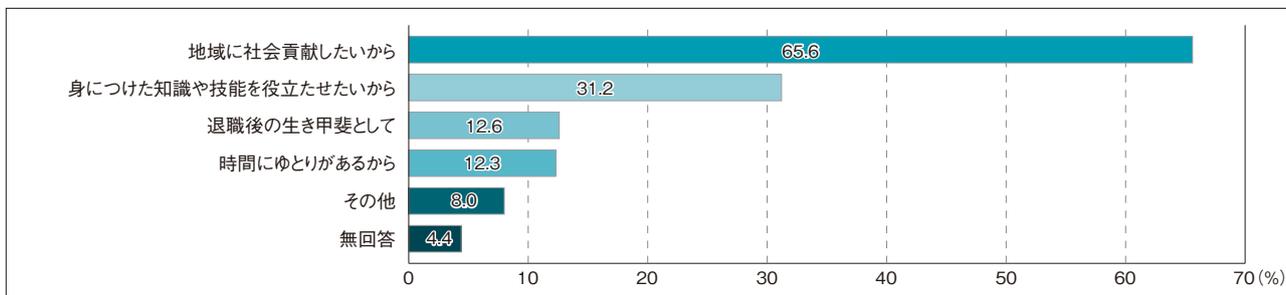


◇性別・年齢別 家庭、学校、地域などの教育の場面での協力意向



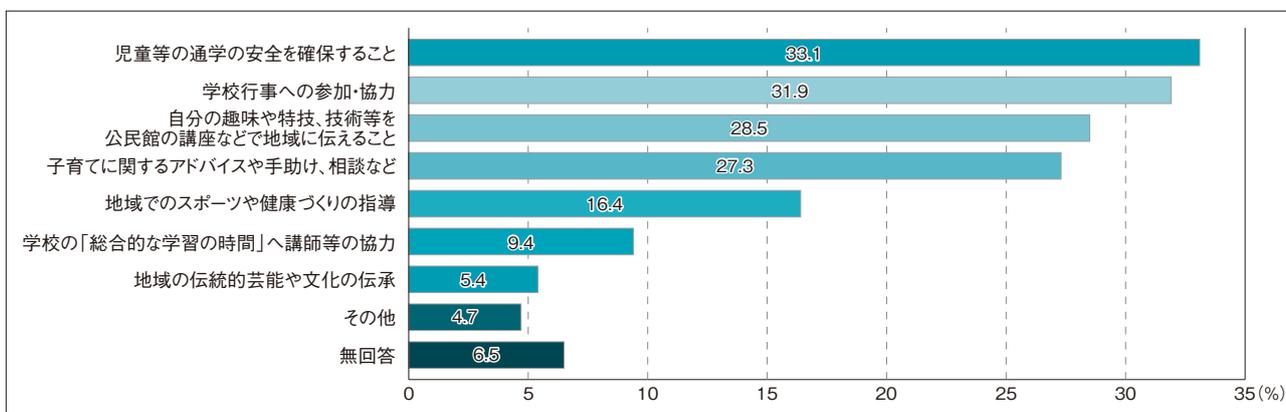
◆問4で「はい」とお答えの方

問4-1 協力したいと思う理由はどのようなことですか？（複数回答）



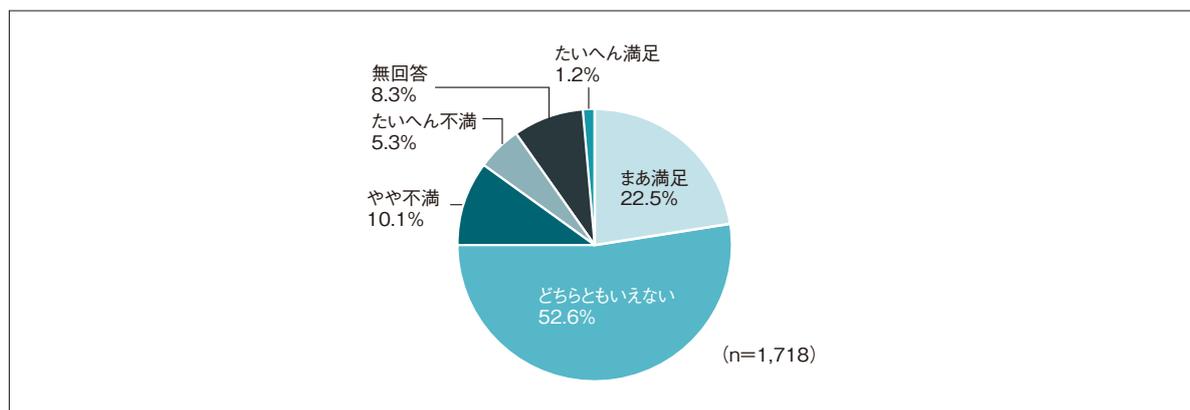
◆問4で「はい」とお答えの方

問4-2 協力できることはどのようなことですか？（複数回答）

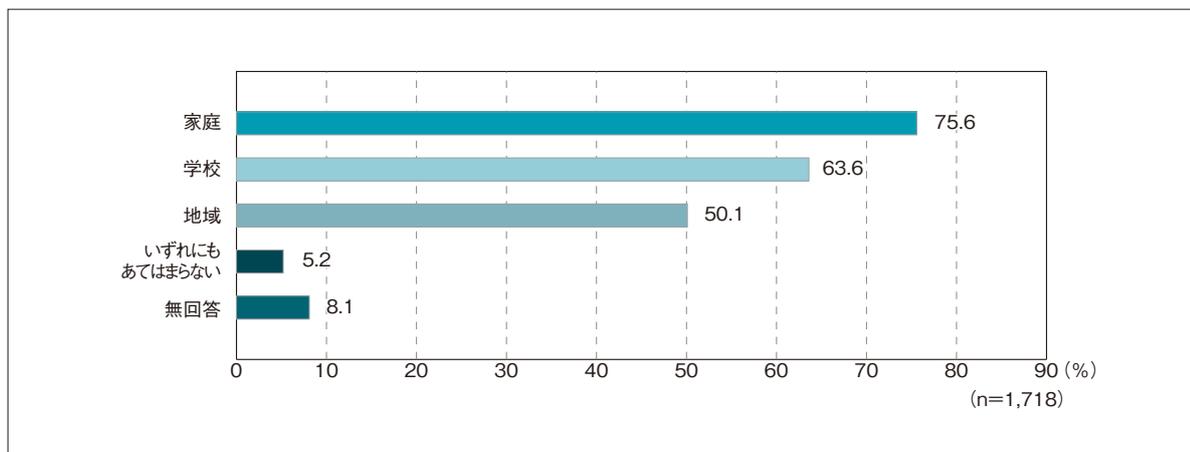


### 平成25年度実施茅ヶ崎市市政アンケート「教育について」より

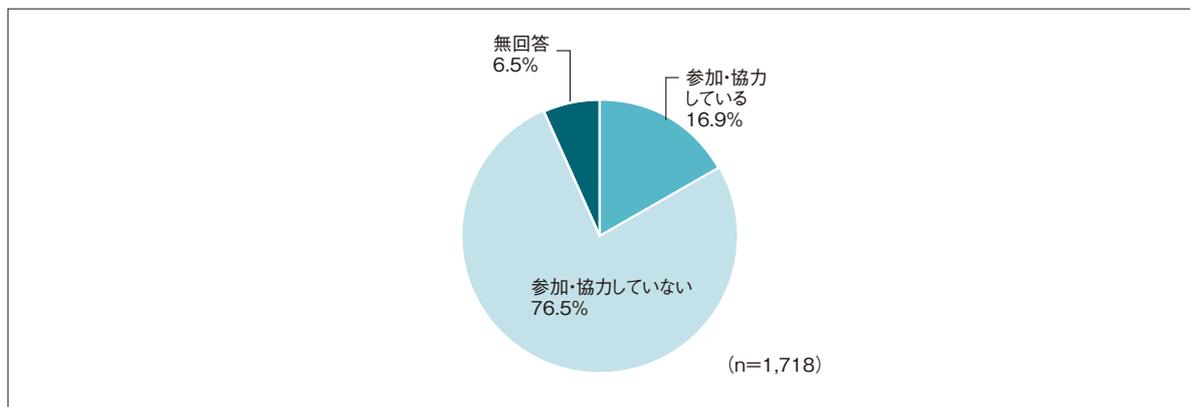
#### ◆問1 学校・家庭・地域の教育力の満足度



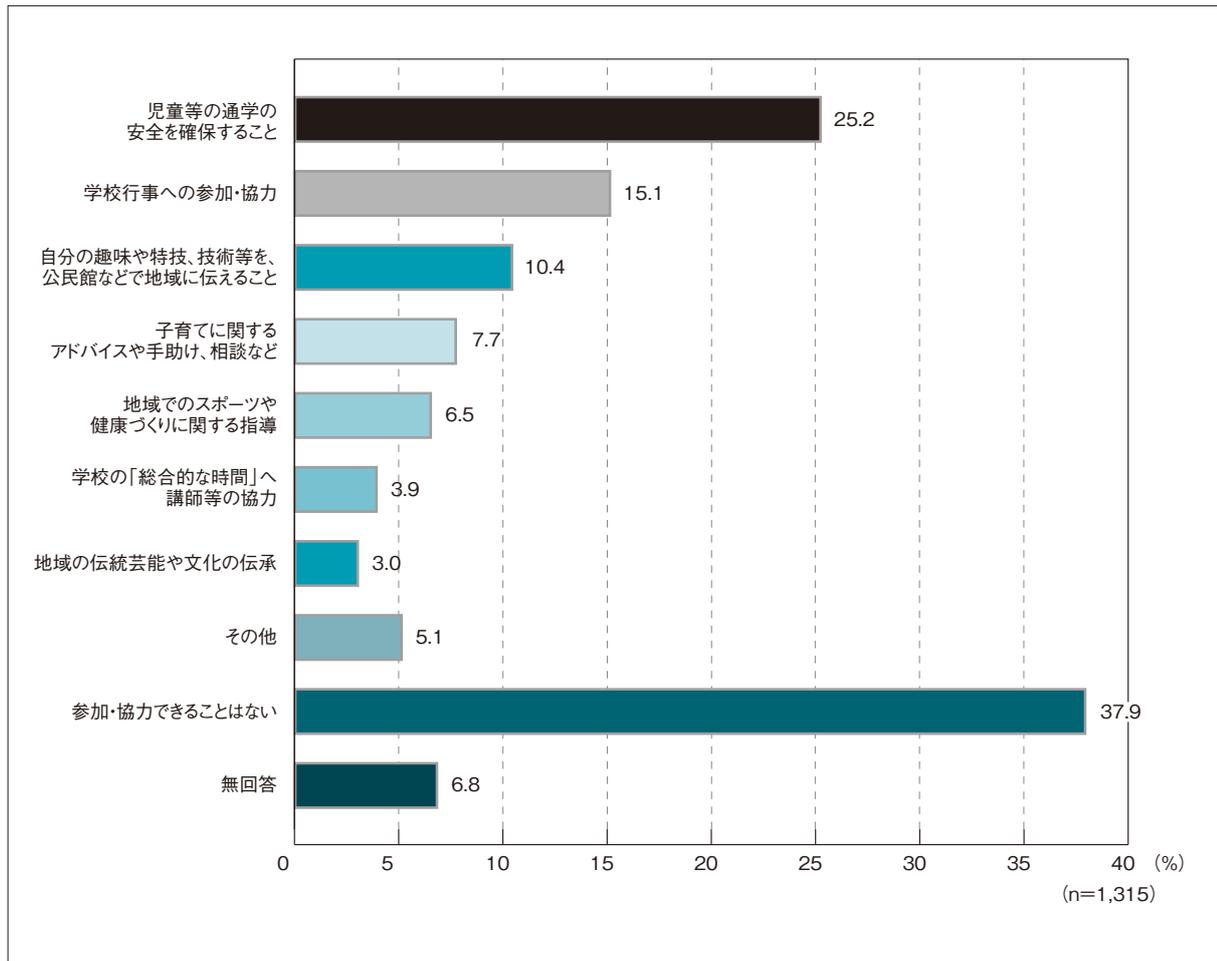
#### ◆問2 子どもたちの成長を促しているもの（複数回答）



#### ◆問3 子どもたちの成長を促す活動への現在の参加・協力状況



◆問3で「参加・協力していない」と回答された方  
 問4 参加・協力が可能な子どもたちの成長を促す活動（複数回答）



### 教育基本計画用語解説

#### あ行の用語

##### あすなる教育

不登校の状態にある児童・生徒の人間関係の改善や自立心の確立、情緒の安定をねらいとして、基本的な生活リズムや習慣を取り戻させ、学校に復帰できるよう支援する適応指導に関する事業。

##### 生きる力

学校教育で子どもたちに身につけさせたい力の総称のこと。文部科学省が提唱しているもので、知識や技能に加え、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、より良く問題を解決するなどの「確かな学力」、他人を思いやり、感動したりするなどの「豊かな人間性」、それにたくましく生きるための「健やかな体（健康・体力）」などから構成されている。



##### いじめ防止対策推進法

児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策に関し、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策の基本となる事項等を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする法律（平成25年6月28日公布 平成25年9月28日施行）。

##### インクルーシブ教育

共生社会の実現に向け、障害のあるなしにかかわらず、できるだけすべての子どもが同じ場で共に学び、共に育つことを追求していくこと。

#### か行の用語

##### 回遊動線（かいゆうどうせん）

地域の優れた自然や歴史に関わる様々な見所を徒歩や自転車などで巡り楽しむコース。

##### 学芸員

博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究、その他これと関連する事業を行う博物館法に定められた、博物館に置かれる専門的職員。

##### 学社連携

学校教育と社会教育のそれぞれの教育機関が有する教育資源を、必要に応じて貸し借りするといった資源の交換などの連携・協力のことをいう。

##### 学習指導講座

児童・生徒が主体的に学習することが出来るための指導の具体的な方策を身につけるために教職員が行う、学習指導の理論と実践について研修する講座。

##### 学習指導要領

小学校・中学校・高等学校、特別支援学校を対象に教育課程、教科内容とその扱い、基本的な指導事項などを示したものである。文部科学大臣が告示し、教科書編集の基準にもなる。平成20年3月28日に新しい学習指導要領が告示された。新しい学習指導要領では、学校で子どもたちの「生きる力」をよりいっそうはぐくむことを目指し、教育基本法の改正等で明確になった教育理念を踏まえて教育内容の見直しを図っている。教育の目標に新たに規定された内容として「能力の伸長、創造性、職業との関連を重視」「公共の精神、社会の形成に参画する態度」「生命や自然の尊重、環境の保全」「伝統と文化の尊重、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、他国を尊重、国際社会の平和と発展に寄与」があげられている。

##### 仮想現実

コンピュータを用いて人工的な環境を作り出し、あたかもそこにいるかのように感じさせること。

##### 学校安全計画

学校保健安全法第27条に基づき策定される計画。学校において、児童生徒等の安全の確保を図るための、施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活、その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について定められる。

##### 学校運営組織

教職員が業務を分担して処理し、学校を運営していく仕組み。職員会議や企画調整会議等、意思決定の参加に関わる機関あるいは研究組織などを含む。

##### 学校開放

学校施設を学校教育に支障のない範囲で、子どもの遊び場として、また地域の身近なスポーツ・レクリエーション及び学習文化活動などの場として、開放すること。

##### 学校規模の適正化

平成19年2月作成の「茅ヶ崎市立小学校・中学校の規模の適正化等に関する基本方針」に基づき、31学級以上で概ね1,000人以上の学校や教室不足が見込まれる学校等について、適正化を図り、児童・生徒の学習する教育環境を整備していくこと。

##### 学校支援地域本部

学校を支援するため、学校が必要とする活動について、地域の方々をボランティアとして派遣する組織。これまで各学校では、地域のボランティアの協力を得ながら学校運営や教育活動を行っており、学校支援地域本部は、そうした取組みをさらに広げるものとなる。

##### 学校内研修

オンザジョブトレーニング【OJT(on-the-job training)】の有効性に立脚し、学校内において教職員の効果的な研修のあり方を模索し実行していくための造語。日々の教育活動の実践を通し、教職員が互いに学びあいながら指導に必要な知識や技術を習得する研修を意味する。本市では、特に、日々の授業実践に研修成果が反映できるよう、授業研究の研修を重点化している。

## 学校評価

学校の自主性・自律性が高まる中で、学校が学校教育目標の達成を目指し、その教育活動等の成果について検証・評価し、学校運営の改善と教育水準の向上に努める取組み。平成19年改正学校教育法で規定された。

## 学校評議員制度

校長が保護者や地域住民の意見を幅広く聞くために、地域住民の学校運営への参画の仕組みを位置付けた制度。平成12年1月の学校教育法施行規則の改正により規定された。

## 学校へ行く週間

保護者や地域の方々への学校に対する一層の理解と支援の醸成を図り、開かれた学校づくりの推進に向けた、各学校の主体的な取組みを充実させるため、神奈川県が設定する週間。各学校では、この週間に合わせて授業公開や保護者・地域の方々との懇談会等、保護者や地域の方々へ学校の様子を身近に感じてもらい、学校に対する理解と支援をより一層深めるような取組みを行う。

## 学校保健安全法

「学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もって学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資すること」を目的とした法律。平成20年に「学校保健法」から改称された。

## 家庭教育

保護者が子どもに家庭内で、言葉や生活習慣、コミュニケーションなど生きていく上で必要なライフスキル（生活の技術）を身につけさせること。

## 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律

持続可能な社会を構築するため、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に必要な事項を定め、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした法律。

## 給食残渣（きゅうしょくざんざ）

学校給食の調理の際に出る生ごみや、給食の残りなどのこと。

## 教育委員会

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、地方自治の尊重、教育の政治的中立と教育行政の重視、行政との調和と連携等を理念として発足した制度。教育長及び4人の委員をもって組織される合議制の執行機関で、教育長の任期は3年、委員の任期は4年。教育長及び教育委員の資格は当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で教育、学術及び文化に関して見識を有する者のうちから地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する。

## 教育委員会制度改革

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年6月20日公布）により、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しなど、制度の抜本的改革を行うもの。

## 教育課程

学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童・生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画をいう。学校全体の大枠的な計画のみではなく、学年や学級としての計画、年間計画や月間計画など様々な計画を含める。

## 教育基本法

日本の教育及び教育制度全体を通じる基本理念と基本原理を宣明することを目的として制定された法律。一般に教育関係法令の解釈及び運用については、法律自体に別段の規定がない限り、できるだけ教育基本法の規定及び同法の趣旨、目的に沿うように考慮が払われなければならないとされる。

## 教育公務員特例法

教育を通じて国民全体に奉仕する教育公務員の職務とその責任の特殊性に基づき、教育公務員の任免、給与、分限、懲戒、服務及び研修等について規定した法律。

## 教育職員免許法

教育職員の免許に関する基準を定め、教育職員の資質の保持と向上を図ることを目的とした法律。現在では学校教育法第1条に定める幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の教員についてのみ規定されている。

## 教育の機会均等

教育を受ける機会が、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位または門地により差別されず、能力に応じてひとしく保障されるべきであるという、近代公教育を支える理念の一つ。日本国憲法第26条、教育基本法第3条・第4条はじめ学校教育法などの諸規定により、日本でも、無償の義務教育制度、それを基盤とする袋小路のない学校体系、奨学制度などの整備拡充により前述の理念の充実に図られている。

## 協同

一般的には「複数の人または団体が、力を合わせて物事を行うこと」の意味。ここでは、学びの深化・向上に向けた協同の質と量、両方を高め広げるための方法としての「協同教育」の意味合いを含める。

## 協働

市、市民活動を行うもの、市民及び事業者が共通する目的の実現に向けて、それぞれの果たすべき役割と責任を理解し、互いの特性を生かして協力し行動すること。

## 景観法・景観行政団体

平成16年制定の景観に関する法律。これまでの地方公共団体の取組みを踏まえ、良好な景観の形成に関する基本理念や、国、地方公共団体、事業者及び住民の責務を明らかにするとともに、良好な景観のための行為の制限、景観地区の指定、景観重要建造物等の指定による保全・活用等を定めている。また、景観行政団体とは、景観法第7条第1項に規定する「景観法に基づく景観計画を策定しそれを実施する主体」をいう。本市は、平成18年4月に景観行政団体になっている。

## 子ども大会

18小学校区の青少年育成推進協議会に委託して、小学生を中心に異年齢集団による遊びを通して、地域の中での子どもの育成を図る

# 第4部

## 資料編

目的で各小学校区ごとにゲーム、ものづくり、昔の遊び等を実施している。

### 子どもの家

子どもに遊び場を提供し、心身の健全な発達を図る目的で設置された社会教育施設。

### さ行の用語

#### 自尊感情（じそんかんじょう）

自己に対する評価感情で自分自身を基本的に価値あるものとする感覚。

#### 七堂伽藍跡（しちどうがらんあと）

下寺尾地区に所在する古代寺院跡。国分寺よりも古い7世紀末頃の創建とも推定され、相模国を考える上で重要な遺跡とされている。

#### 質の高い学び

教育基本計画では、単なる知識の習得だけでなく、体験や経験に裏付けられた「実感」を伴う学びになっていくことを指す。

#### 児童クラブ

児童福祉法第6条の2に定める「放課後児童健全育成事業」をいい、保護者が就労等により昼間家庭にいない、小学校低学年の児童を対象として、授業の終了後や土曜日、学校の長期休業期間中などに適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。いわゆる「学童保育」「学童クラブ」のこと。

#### 清水谷（しみずやと）

茅ヶ崎市北部から藤沢市西北部にかけての一带にはたくさんの谷戸が存在し、かつては「九十九谷戸」と呼ばれていた。清水谷は、(仮称)小出第二小学校用地西部に位置し、谷戸田や畑、雑木林からなる里山の風景が広がっている。

#### 市民性

よりよい社会の実現のために、権利の主体として義務と責任を果たしながらまわりの人や社会に積極的に関わろうとする意欲や行動力のこと。

#### 下寺尾遺跡群

古代の役所である高座郡衙や関東地方で最大級の規模と推定される弥生時代の環濠集落跡が確認されている西方遺跡や、古代寺院である七堂伽藍跡などを含む、下寺尾地区の遺跡群。

#### 社会教育

学校教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動。体育・レクリエーションの活動を含む。(社会教育法第2条)

#### 社会教育関係団体

社会教育法第10条により「法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。」とされている。文部科学大臣及び教育委員会が、社会教育関係団体の求めに応じて専門的技術的指導又は助言を与えたり、社会教育に関する事業に必要な物資の確保につき援助を行う

ことができるものとされている。(同法第11条)

#### 社会教育施設

家庭や学校の外で、児童から青年、成人、高齢者に至るまですべての年齢の人に、学習や研修、趣味に興じたり、楽しむ機会を提供する、学習のための施設。図書館、博物館、公民館などがある。

#### ジュニアリーダー

子ども会活動や地域の行事などで、ボランティアで主に小学生に対してゲームや野外活動等の指導をする青少年リーダー。

#### 障害者総合支援法

障害者や障害児が、日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とした法律。

#### 障害者の権利に関する条約

全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、国際連合総会で採択された条約。

#### 小学校ふれあいプラザ事業

放課後の小学校施設を利用した、小学生の安全な居場所、遊び場を確保し、異年齢児童間の交流の促進や自主性、創造性を養うことを目的とした事業。運営委員会に委託し、学校・地域・保護者等と連携をとり実施する。

#### 食育基本法

食育によって国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむことを目的として制定された法律。

#### 自律性（「自立」と「自律」）

教育基本計画では、「自律性」を、自ら考え、判断し、表現することによって様々な問題に積極的に対応し解決していく力と捉えている。「自立」と「自律」の使い分けについては次のようにしている。「自立」とは、人に頼らないということであり、できるだけ自分で行うこと。社会に出て行って一人前の人間として社会生活を自分で営んでいく、そういう意味で人に頼らないということの意味する。「自律」とは、自分の頭で考えて自分の判断で行動するという。しかし、悩むときや迷うときは、周りの人に支えられながら、あるいは相談するなど、他者との関係性を重視しながら、最終的に自分で考え自分の判断で行動できるような大人になっていくことが大事である。そのような意味において、教育基本計画では、大きな意味で「自律」を使っており、枠組みとしては「自立」はその中の一歩であると捉えている。

「自立」と「自律」のイメージ

自律 自立

#### 心象景観（しんしょうけいかん）

景色や風景について、感じ方や価値観からいう景観。

## スクールカウンセラー

在学者の相談にのり、その心理的な解決を図ることを目的としておかれる。特に初等中等教育を行う学校においてはスクールカウンセラー、学校カウンセラーなどと呼ばれることも多い。

## 青少年育成推進協議会

各小学校区ごとに組織され、地域に居住している方々が協力し、連携をとりながら青少年の健やかな成長を願うことを目的として活動する地域団体。

## 青少年指導員

県と市から委嘱され、青少年の健全育成及び非行防止等を図ることを目的として活動する指導者。

## 総合教育会議

教育委員会制度改革により新たに位置づけされた、首長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策などについて協議・調整を行うための会議。

## 総合的な学習の時間

児童・生徒が自ら学び自ら考える力やよりよく問題を解決する資質や能力などをはぐむことをねらいとした、総合的な課題学習を行う時間。

## た行の用語

### 地域教育懇談会

市民との情報共有による相互理解を深め、地域における教育の現状や市民ニーズを把握し、教育施策を充実するため、公民館などを会場に開催しているもの。

### 地域の教育力

地域社会に存在する、あらゆる人、物、自然、文化等の教育資源が子どもたちの学びにおいて、優れた影響を与えることを指す。

### 茅ヶ崎市総合計画

「新しい公共の形成」「行政経営の展開」の2点を市政の基軸と位置づけ、行政運営の転機を図ることとした平成23年度を初年度とする将来の都市像など位置づけた計画。

### ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業

本市の全域を建物のない博物館と見立てて、文化、歴史、自然、産業、商業、公共施設、人材等を幅広く抽出し（これらを都市資源と呼ぶことにした。）、調査・研究し、それぞれが有する意味や魅力を整理して広く周知する一方、相互に関連づけて活用を図ることによって、茅ヶ崎を取り巻く様々な課題の解決につなげ、ひいてはまち全体の活性化を図ろうとする事業。

### 地産地消

地域生産地域消費（ちいきせいさん・ちいきしょうひ）の略語で、地元で採れた生産物を地元で消費すること。食料に対する安全志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取組みとして期待されている。

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

教育委員会の設置、学校その他の教育機関の職員の身分取扱その他地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本を定めた法律。この法律の主眼とするところは、①教育の政治的中立と安定を確保し、②教育行政と一般行政の調和を進め、③教育行政における国、都道府県及び市町村の連携を密にすること、の3点にある。

## 同僚性

教師の専門的力量形成には、同僚教師の援助や助言が欠かせないと考えからなる、教師同士の協同関係や援助の重要性・関係性を示す。

## 特別支援教育

障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

## 図書館システム

利用者登録や貸出・返却処理、図書館資料の発注・受入、資料の所蔵登録、配送といったデータ管理、蔵書検索・インターネット予約などをはじめとする利用者向けサービスなどを提供するためのコンピュータシステム。

## 都市緑地法

良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とした法律。

## トワイライトセミナー

茅ヶ崎市教育センターが所管する教育研修の支援事業。学校の課業期間の毎週金曜日（年間35回）開所時間を午後9時まで延長し、教職員及び調査研究員等の自主的な研究、研修の場を提供している。

## な行の用語

### （豊かな）人間性

教育基本計画では、人間性を「他を思いやる心や感動する心など」と捉えている。

### ノーマライゼーション

高齢者や障害者などを施設に隔離せず、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方。また、それに基づく社会福祉政策。

## は行の用語

### ブックスタート事業

育児相談などと連携し、赤ちゃんと保護者に対し市民ボランティアが読み聞かせを行うとともに、絵本や子育てに関する情報などが入ったブックスタート・バックを手渡し、絵本を介して心ふれあうひとときを持つきっかけをつくる事業。

### 不登校

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状態。ただし、「病気」や「経済的な理由」を除く。

# 第4部

## 資料編

### や行の用語

#### 柳谷（やなぎやと）

柳谷はその一部が里山公園内に存在しており、谷戸田や畑、雑木林からなる里山の風景が広がっている。

#### 幼児期の教育

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備などその振興に努めることが、平成18年の教育基本法の改正で規定された。

### ら行の用語

#### レファレンスサービス

利用者の学習や調査研究のために、どのような図書館資料（蔵書・CD-ROM・データベースなど）を利用すればよいのかを案内し、効率的な調査研究の支援を行うためのサービス。

#### 労働安全衛生法

労働災害防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成と促進を目的とする法律。

### 英字の用語

#### ICT

Information and Communication Technologyの略で、多くの場合「情報通信技術」と和訳される。IT(Information Technology)の「情報」に加えて「コミュニケーション」（共同）性が具体的に表現されている点に特徴がある。ICTとは、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現であるといえる。

#### PDCAサイクル

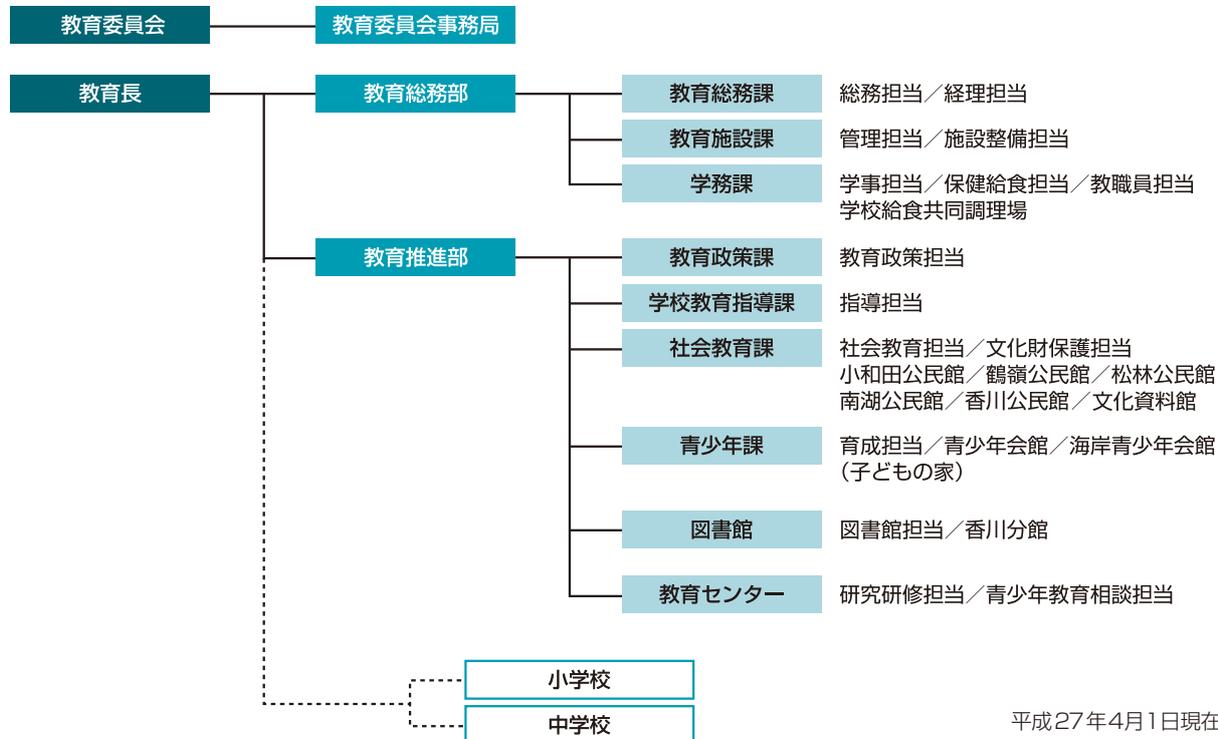
事業活動において、管理業務を計画どおりスムーズに進めるためのマネジメントサイクルの一つ。PDCAサイクルという名称は、サイクルを構成する次の4段階の頭文字をつなげたものである。Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)

#### PTA

Parent-Teacher Associationの略。各学校ごとに組織された、保護者と教職員による教育関係団体のことである。各自が任意で入会する団体で、学校、家庭、地域を結び、子どもの健全な成長のための活動を目的としている。

### 教育委員会の機構図

※（ ）内の施設はその課が担当する施設です。



平成27年4月1日現在

### 教育基本計画の愛称『学びあい 響きあう ちがさき教育プラン』について

策定段階において開催した地域教育懇談会やパブリックコメント実施時でのご意見に加え、教育基本計画の理念で、茅ヶ崎の教育の象徴である「学びあい 響きあう」を愛称としたものです。

### 表紙のデザインについて

背景には茅ヶ崎市の街並みシルエット。その向こうに波間のイメージ、風のイメージ、それが天に広がり五線譜のイメージにつながっていきます。波間の向こうから昇る太陽のようなハートは、心を象徴しています。ハートの中では、学びあい響きあう心をイメージする手が重なります。そこから伸びる樹木は、学ぶ心の可能性、発展性を象徴するとともに、「伸ばす」「つなぐ」「支える」の三つの方向性をイメージするものになっています。

## 学びあい 響きあう ちがさき教育プラン 茅ヶ崎市教育基本計画(改訂版)

平成28(2016)年2月改訂 500部作成

発行 茅ヶ崎市教育委員会

編集 教育推進部教育政策課

〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-82-1111

FAX 0467-58-4265

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト  
QRコード





学びあい 響きあう  
ちがさき教育プラン

茅ヶ崎市教育基本計画(改訂版)

